

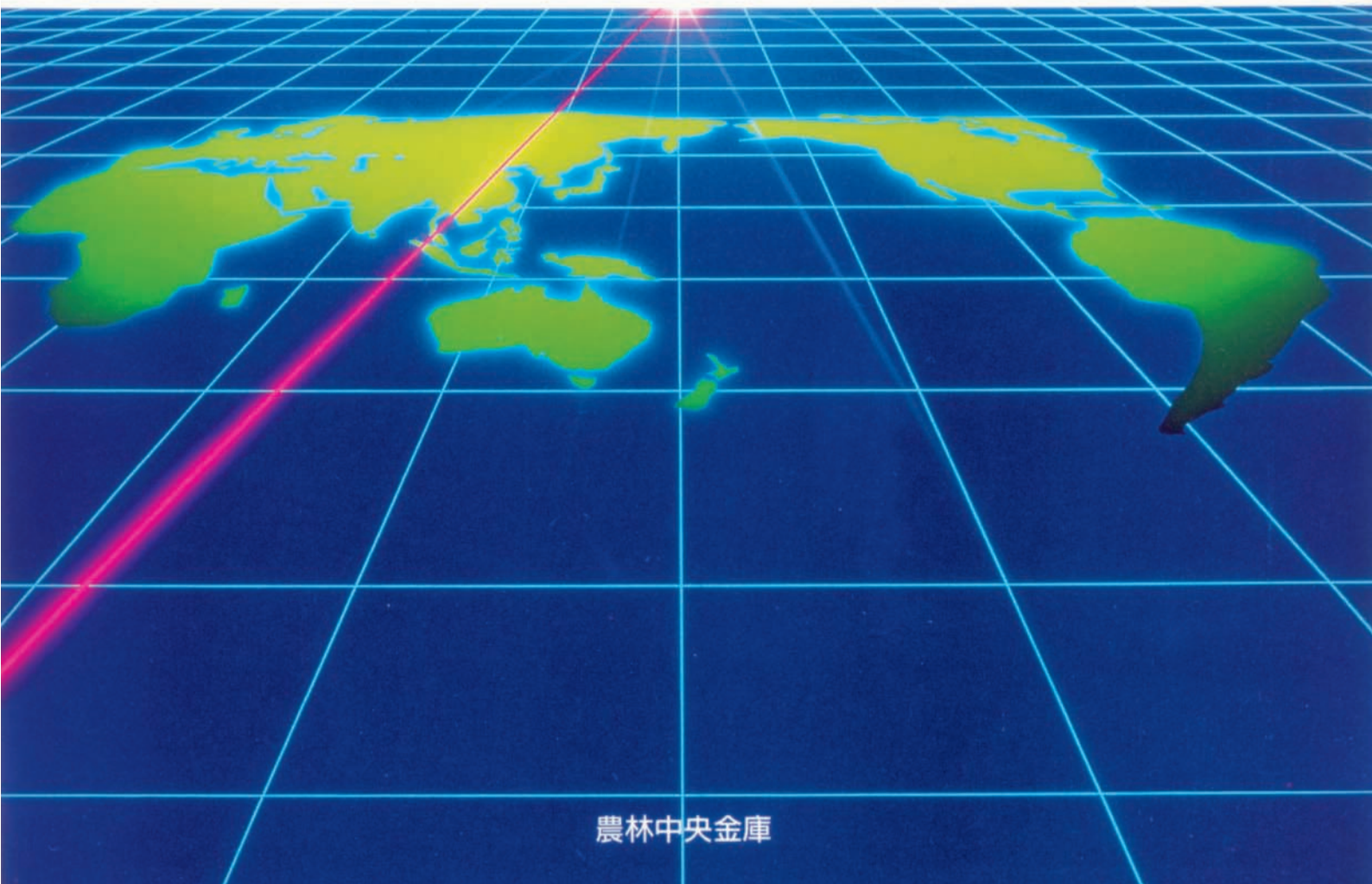
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2010 8 AUGUST

中国・東アジアの現況と課題

- 矛盾深まる中国の農地制度
- グローバル・インバランス問題に関する一考察
 - 小麦の国際需給と日本の自給
- <講演> 中国農業・農村改革の到達点と課題
 - 成長が加速し始める中国の西部地域



中国との研究交流

6月20日から1週間の日程で、当社と研究交流を続けている中国経済発展研究会の陳錫文副会長以下5名の研究者が来日され、当社と合同で農村現地視察を行った。同副会長は、中国農政立案の中心人物（中央農村工作領導小組副組長・弁公室主任）であり、昨年4月にも来日され愛媛県のJAえひめ南、宇和島漁協、(株)えひめ飲料等を訪問し、協同組合の農山漁村での貢献を視察されている。

同副会長によると、中国農政には3つの大きな課題がある、という。第一は、工業化と都市化の中で優良農地をどのように守るか。第二は、農村部から都市部へ流入する農民の生活をどのように守るか。第三は、高齢化が進展する農村エリアで社会的サービス・社会福祉をどのように進めるか、である。

今回は長野県を訪れ、第一の課題について長野県農業会議、JA長野信連、長野県農業信用基金協会から、長野における農地管理の現状および農地担保についての実際の対応を聞き、佐久市においてもJA佐久浅間、佐久市農業委員会から、農業委員会の運営や農地担保についての現場での考え方や実務についてヒアリングを行った。また、第三の課題に関連し、JA佐久浅間が運営するデイサービス施設を訪問し、多くの高齢者の皆さんから手作りの日中国旗で迎えられ、一同感激した。

農地を守るという課題に関しては、わが国の制度が大変参考になったようだ。わが国では農地は農林水産省が所管し、国土交通省との間でのけん制が効いている。また、譲渡、転用について農業委員会の審査を経るという手続きも重要である。中国では農地も国土資源部の管轄にあり、わが国のようなけん制は期待できない。

世界経済のけん引役として期待される中国は、同時に多くの課題を抱えている。都市と農村の不均衡な発展、所得格差の拡大、また足下では過剰流動性による資産バブル懸念もある。中国のGDPが日本を追い抜くのは確かだが、人口は日本の10倍、1人当たりのGDPは日本の10分の1でしかない。

陳錫文副会長は「市場経済ではすべての問題を解決できない。市場経済制度のなかでは、真に大切なもの、例えば空気・水・環境、が要素化されておらず、その重要性の認識が欠けている。それは市場経済自体の欠陥といえる。例えば、環境がいかに重要かについて認識が不足し、農業についても同様に軽視されている。最後に食糧不足になってはじめてその重要性が認識されるだろう」と語られた。

今月号のテーマは「中国・東アジアの現況と課題」。陳錫文副会長による講演会の記録も掲載している。「談話室」には昨年への訪問先、JAえひめ南の林前組合長（現愛媛県農協中央会会長）にご寄稿いただいた。多くの関係者の皆さんに支えられている中国との研究交流を、今後さらに深化させていきたい。

((株)農林中金総合研究所 専務取締役 岡山信夫・おかやまのぶお)

今月のテーマ

中国・東アジアの現況と課題

今月の窓

中国との研究交流

(株)農林中金総合研究所 専務取締役 岡山信夫

経済成長に取り残された農民

矛盾深まる中国の農地制度

阮蔚(Ruan Wei) — 2

グローバル・インバランス問題に関する一考察

南 武志 — 16

小麦の国際需給と日本の自給

藤野信之 — 34

談話室

ゆく夢くる夢

前えひめ南農業協同組合代表理事組合長

<愛媛県農業協同組合中央会会長> 林 正照 — 32

<講演> 中国農業・農村改革の到達点と課題

講師 中国共産党中央農村工作領導小組副組長・弁公室主任

陳錫文(Chen Xiwen) — 51

外国事情

成長が加速し始める中国の西部地域

—「西部大開発」戦略の実態と展望—

王 雷軒 — 64

統計資料 — 72

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

矛盾深まる中国の農地制度

——経済成長に取り残された農民——

主任研究員 阮蔚(Ruan Wei)

〔要 旨〕

- 1 中国は急速な工業化と都市化の最中にある。都市化の進展は都市面積の急速な拡大、すなわち農村の土地が大量に都市用地に転換されたことによる。これは耕地面積の急減に伴い土地を失った農家の急増とその生活水準の低下をもたらした。わずかな経済的補償で土地を失った農家の不満は強く、激しい抗議行動は中国で多発し、社会的な安定を脅かす要因になっている。
- 2 これらをもたらしたのは、都市と農村間の権利不平等な異なる所有制のもとでの土地収用制度にある。中国の土地は、都市の土地が国有、農村の土地が農民集団所有という二つの公有制に属している。この土地制度の根本的問題は、農民を差別的に扱う戸籍制度と同じように、農民集団所有の土地には、国有の都市の土地と同じ権利が保障されていないことである。
- 3 法律上、公共事業用地だけではなく、都市部の住宅や商工業などの用地もすべて国有の土地を使わなければならない。つまり、農民集団所有の土地は直接に建設用地市場に参加する資格がない。大量の農村の土地が都市用地となったが、これは土地収用制度によって国有化されたためである。
- 4 土地収用制度の最大の問題は、国家権力による強制的収用の色合いが強い上に、補償額が低すぎることである。今日でも農地収用への補償は土地の市場価格によるものではなく、計画経済時代の「土地の元の用途」に応じて行う方法を使っている。要するに収用する農地への最高補償額は土地収用前3年間の年平均生産額の30倍以下となり、被収用農地の収用後の用途や市場価値の増加などはまったく補償費の計算に反映されない。いわば、高度成長による土地上昇の利益を農家に配分しないことを意味している。
- 5 こうした農地に関する権利格差の温存により、農家を得るべき利益の大半は地方政府の財政基盤として確保されることになり、世界を驚かすほどの中国経済の高成長に大きな役割を果たした。だが、経済規模が実質的に世界第2位になった今でも、成長の利益を農民に還元しないような制度は持続性に問題があると言わざるを得ない。
- 6 土地制度の改革の方向性は、土地収用の範囲を公共目的に限定すると同時に、収用農地への補償額を大幅に引上げることである。つまり、農民集団所有の土地も国有の土地と同様の権利をもち、同等に地価上昇の利益を享受できるようにすることである。容易ではないのは言うまでもないが、土地制度に絡む利権構造の打破などの息の長い改革が求められている。

目 次

はじめに

1 耕地急減と土地を失った農家の急増

- (1) 厳しい農地転用規制の下での耕地急減
- (2) 厳しい農地転用規制
- (3) 土地を失った農家の窮状

2 土地収用制度と農民の土地権益

- (1) 異なる所有制に起因する権利不平等な土地収用制度
- (2) 低すぎる土地収用の補償
- (3) 地方政府の独占的土地供給と土地財政
おわりに

はじめに

中国は急速な工業化と都市化の最中にある。都市化の進展は都市面積の急速な拡大を伴っているが、これは農村の土地を大量に都市用地に転換することを意味している。この転換は、中国の土地収用制度が持つ根本的な欠陥によって、耕地の急速な減少を引き起こすとともに、農家に深刻な経済的打撃をもたらすことになった。多くの農家が土地を失う一方、大多数の農家はその代わりとなる安定した職業や社会保障も受けられていない。わずかな経済的補償で強制的に農地を収用される農家の不満は強く、不当性を訴える農家の陳情や直訴、激しい抗議事件が多発し、社会安定を脅かす要因になっている。

一方、最近中国へ行った際に会う人々との最大の話題は、都市の住宅価格の高騰である。中国の1人当たりGDPは日本の11分の1にすぎず、北京市の1人当たりGDPも東京都の8分の1程度だが、北京市内の住宅価格は東京の水準に近づいており、強い

不満を持つ市民が多い。

多くの農家が低い補償で強制的に土地を収用される一方、都市部では一般市民が購入をあきらめるほど住宅価格が高騰する。対極的で一見矛盾した現象が、今なぜ中国で起きているのか。

今後も人口がさらに増える中国では、耕地面積をいかに確保していくかが国家の存亡にかかわる重要事項であるが、果たして食糧の安定供給に必要な耕地面積総量は確保できるのか。さらに、農家の土地権利を強化し、農家に経済成長の成果と土地価格上昇の利益を享受させることができるのか。土地をめぐる深刻な矛盾の解決が建国60周年を超えた中国の社会安定と持続的成長にとって重要な問題となってきた。

本稿は、農地を巡る都市と農村、地方政府と農家、中央政府と地方政府の関係、利益相反を考察しながら、農地収用制度が内包する中国の土地制度の問題点を指摘する。ポイントとなるのは、農地転用において農家の利益が制度的に保護されていない点であり、厳しい転用規制の下で農家が被った不利益、結果的に発生した耕地面積の

急減などの状況を具体的に明らかにしたい。

なお、農民は集団所有である農地の使用权を請け負って農業生産を行うことになっており、これは農民の土地請負経営制と呼ばれている。この制度は中国の食糧安全保障と数億の農民の利益に直接にかかわる農村の基本的制度であるが、本稿では触れず、別途の機会に検討のこととしたい。

1 耕地急減と土地を失った農家の急増

(1) 厳しい農地転用規制の下での耕地急減

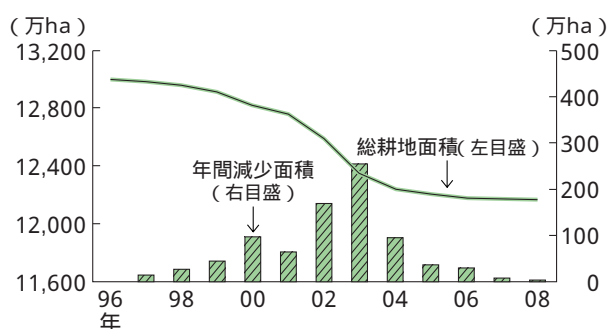
1978年に始まった改革開放政策は工業化と都市化の進展を促したが、必要な土地の大半は農地から転用されたため、耕地面積の大幅な減少をもたらした。まず耕地面積のデータを確認しよう。

中国政府の公表する耕地面積のデータは96年に大きく変更された。95年の耕地面積が9,497万haだったのに対し、96年は1億3,000万haと一気に36.9%も増加したのである。96年のデータは当時の国土管理局が初めて行った全国的土地利用状況調査によって算出された。面積が急に増大した要因は主として二つある。一つは、中国の土地面積単位である「ムー」の広さを全国で統一したためである。1ムーの広さは中国南部では667m²だが、東北地域では1,000m²など地域によって必ずしも同じではなかった。95年までは全国集計する際に1ムー=667m²として換算するケースが多かったため、東

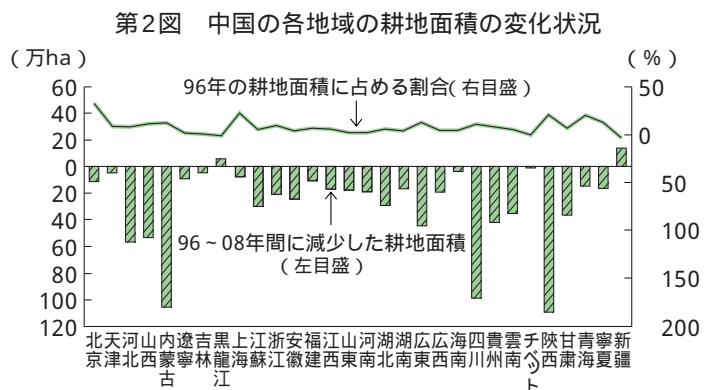
北などでは耕地面積が過小に集計されていた。もう一つの理由は、中国政府が06年まで農業税を農地面積に従って徴収していたため、農地面積を過小に報告する農家が少なくなかったからである。

ただ、95年までは同じ方法で面積を換算しているため、そのデータから耕地面積の増減の動きを把握することができる。78～95年までの18年間に耕地面積は9,939万haから9,497万haへと合計442万ha、年間平均24.5万ha減少した。また、96～08年の13年間に耕地面積は1億3,000万haから1億2,172万haへと合計832万ha、年間平均64万ha減少した（第1図）。96～08年の間に減少した耕地が当該地域の96年の耕地に占める割合を地域別に見ると、北京市が最も高く32.6%となり、この13年間に約3分の1の耕地が転用された（第2図）。次に上海市22.6%、広東省13.5%、浙江省9.6%、天津市9.2%など沿海地域は住宅、工業用地の需要が多かったことからいずれも高い転用率になっている。西部地域の陝西省や青海省、寧夏、内蒙古、山西省、四川省もいずれも10%以上の減少となっているが、その大半は「退耕還林（無理に開墾された耕

第1図 中国の耕地面積の変化



資料 2000, 2009年版『中国統計年鑑』



資料 第1図に同じ

(注) 四川省の08年のデータは四川省と重慶市の合計数になる。

地を森林に戻す)」と呼ばれる生態系改善のための減少(主として02年と03年)である。河川の運んだ肥沃な土砂が堆積する沿海地域とりわけ河川に沿ってできた多くの都市近辺は優良農地が集中する地域であり、沿海、都市近郊における耕地の激減は中国の食糧生産に大きな打撃となった。

(2) 厳しい耕地転用規制

こうした耕地の急激な減少は、厳しい耕地転用規制の下で発生したものである。

中国は86年に「土地管理法」が施行されて以降、耕地の保護を法律によって行うようになった。特に、土地管理法が99年に改正されて以降は、土地利用管理制度が法的に確立された。土地利用管理制度の主要な目的は、建設用地の総量規制と耕地総量の確保である。内容は、土地を農地、建設用地と未利用地の3種類に分類し、農地の建設用地への転換を厳格に制限するものであり、「各級人民政府は、土地利用計画管理を強化し、建設用地の総量規制を実行しなければならない」し、「当該行政区域内の

耕地の総量が減少しないよう耕地を確保する措置をとらなければならない」と土地管理法第24条と33条は定めている。

農地に関しては、「基本農地保護制度を実行」し、当該行政区域内の耕地の80%以上を基本農地保護区に編入して厳格に管理しなければならないと定められた(同法第34条)。日本の「農業振興地域の整備に関する法

律」に相当する。

農地の転用について、まず土地利用全体計画(長期)と年度ごとの土地利用計画が策定され、各地域で転用が許される農地の総量は計画で決められ、その計画を超えてはいけなるとされる。また、計画内で転用が認められた総量内であっても、実際に土地を転用する際には「基本農地、基本農地以外の耕地で35haを超えるもの、その他の土地で70haを超えるもの」については、国務院(中央)の許可が必要となる。それ以外の土地転用は、省、自治区、直轄市の人民政府が許可するが、国務院への報告義務がある。要するに基本農地の転用規制が最も厳しく、その転用を許可する権限は中央が握っているのである。他の土地の転用許可は国務院と省政府にあるが、市と県政府にはない。

同時に、耕地総量の確保を求め、そのために農外占用耕地の補償制度を実行し、「“ 占用した分だけ開墾する ”のを原則とし、耕地を占用する単位(者—著者注)が占用する耕地と同じ数量で質も同等の耕地を開

墾する責任を負う」(土地管理法第31条)。また、原則として省を超えて占用耕地の補償はしてはいけない。ただし「個別の省、直轄市で土地の予備資源の確たる欠乏により、新たに建設用地が増加したのち新たに開墾した耕地の数量が不足し、占用耕地の数量を補えないときは、必ず国务院に報告し、当該行政区域内での開墾耕地の数量の減免の許可を受けて、他の場所で開墾しなければならない」(同法第33条)。

要するに、中国は建設用地の総量規制、基本農地保護制度、占用耕地の補償制度などにより、耕地転用を厳しく規制し、耕地総量の確保を図っており、世界で最も厳しい耕地保護政策を採っていると言えよう。にもかかわらず、前述したように耕地面積は急速に減少した。また、衛星資料によると、既存の建設総用地の中で不法転用された土地は2～3割もあるといわれる。^(注1)07年には違法に、あるいは許可を待たずに転用された土地は約21万haもある。^(注2)

そこで、06年に中国は、国家土地監察制度をつくり、衛星追跡システムの導入など、耕地保護制度の実施と監督を強化した。さらに、国の方針として09年から「先に開墾・補償してから(耕地を)転用する」ように農地転用の規制をさらに厳しくした。これまでの経済成長により耕地が大量に減少した教訓があったためである。その成果もあって近年、耕地減少のスピードは緩和された。

中国政府はこうした厳しい耕地転用規制によって「2020年において1億2,000万ha

の耕地を確保する」国家目標を公表した。「全国土地利用全体計画綱要2006-2020年」である。これは、今後とも増加する人口や耕地の質などを考え、食糧安全保障を確立するために必要な国策と位置づけられている。しかし、08年の耕地面積から計算すると、20年時点で1億2,000万haの耕地を確保するにはそれまでの今後13年間にわたって耕地減少を年間13万ha以下に抑制しなければ目標は守りきれない。一方、同計画綱要は20年までに都市化率は58%になると予測しており、そのためには05年以降、585万haを建設用地に転用する必要がある。そのうち300万haは農地からの転用となり、開墾、復旧などによりほぼ同量の耕地を増やす必要があるものの、いずれも容易ではない。

(注1) 陳錫文、趙陽等(2009), p60

(注2) 国务院「全国土地利用全体計画綱要2006-2020年」

(3) 土地を失った農家の窮状

耕地の減少は、中国の食糧安保に影を落としているだけではなく、土地を失った農家の急増、多くの農家の生活水準の低下など複合的な打撃を中国農業に与えている。

中国の農業労働力は経済成長とともに減少してきたものの、戸籍制度を維持してきたため、その減少速度は経済成長に比べて遅い。96～08年の間における全国農業労働力1人当たりの耕地面積は約0.4haと10数年間ほとんど変わらなかった。一方、78～08年までの間に合計1,274万haの耕地が減少した。これをもって大まかに推計すると、

同期間に全国で3,185万人の農家が土地を失ったことになる。地域によって農家1人当たりの耕地面積が異なることなどの要因を考慮したうえでの中国の研究員の調査と推計によると、96～04年の間に全国で約1,108万人、年間約123万人の農民が農地を完全に失ったことになる。^(注3) また違法な農地転用分まで考慮に入れると、農地のすべてか一部を失った農民の数は4,000～5,000万人に達しているとの推計もある。^(注4)

工業化と都市化が急速に進んでいる時期には、農村の土地を工業や商業用地、住宅用地に転用するのはやむを得ない面がある。日本も高度成長期に農地は大量に転用された。しかし、日本では農地が建設用地への転用が許可された場合、土地は市場価格で売却され、その代金は農地所有者である農家に入り、農家の資産増につながり、農民の家計を安定させ、農業経営にも好影響を与えた。対照的に中国ではこれから述べる強制的な土地収用制度により、農家はわずかな補償金しか得ていないため、土地を失った農家が生活に困窮するケースが少なくないと相当数の調査結果が示している。

国家統計局は03年に28の省、自治区、直轄市において土地を失った農家及び1人当たり耕地面積が0.02ha(0.3ムー)しかない^(注5) 2,942戸の農家を対象に調査を行った。この2,942戸の農家の世帯員は全部で12,170人、そのうち労働力は7,187人いる。2,942戸のうち、43%の農家は収用により農地を完全に失い、残りの農家は一部か相当部分の農地を失った。この2,942戸のうち、農

地の収用後、それ以前に比べて収入が減少した農家は46%もある。農家が政府の強制的収用と低い補償額に強い不満を持っており、また今後の生活に対して強い不安感を持っていることを同調査は浮き彫りにしている。

06年に『第一財經日報』は、国土資源部などのサポートの下で土地収用制度の改革を行っている南京市、寧波市、武漢市、石家庄市等で土地が収用された後の生活水準の変化についてアンケート調査を行った。その結果によると、改革を行っても生活水準が低下した農家は43.5%、生活水準が大幅に低下した農家は23.9%もあるが、生活水準があまり変わらないか上昇した農家は10.9%にとどまった。四川省においても調査を行ったが、土地が収用された農家のうち、生活水準にあまり変化のない農家が36%あるのに対し64%の農家は生活水準が低下したと答えた。^(注6)

北京におけるある調査では、農地収用の補償費では通常6～7年間の基本的生活しか維持できない。経済発展が遅れている地域及び公益性プロジェクトの農地収用補償は、その額がさらに低く、通常3～5年の基本的生活しか維持できない。^(注7)

中国では、農家は現在でも医療や失業保険、年金など社会保障制度が整備されていない。農地は農家にとって生産手段だけではなく、社会保障の機能も備えている。土地がなくなったら安定した収入や将来の保障もすべて失うことになる。また、現実に農民は教育水準が低いため、転職も困難で

あり、農地を収用された農民で安定した職業についているケースは多くない。

(注3) 廖洪榮 (2008), p176

(注4) 韓俊「失地農民の就業和社会保障」『中国経済時報』2005年6月24日

(注5) 毛峰「政府は土地を失った農民たちに何をすべきか——国家統計局農村社会経済調査総隊の土地を失った2942戸農家に対する調査」『調研世界』2004年第1期

(注6) 「国土資源部征地制度改革 九大試点城市摸底調査」2006年6月02日『第一財經日報』

(注7) 陳錫文, 趙陽等 (2009), p.61

2 土地収用制度と農民の土地権益

(1) 異なる所有制に起因する権利 不平等な土地収用制度

上述したように、厳しい転用規制が90年代末からあっても農地は依然として急速に転用され、また農家の利益が大きく損なわれた。その要因は表面的には主として中国特有の土地収用制度にあるが、本質的には中国の特殊な土地所有形態、所有制度、税制、財政制度など政治構造、経済構造そのものにある。

日本では農地は農家の私有財産であり、都市の土地と同様にその私有権は法律によって完全に保護されている。それに比べて、中国の農地の所有権制度は複雑であり、しかも法的な保護はまだ弱い。

中国の土地はすべて公有だが、公有制には国家所有（全人民所有）と集団所有の2種類があることに注意する必要がある。都市の土地は国家所有に属し、農村と都市郊外区の土地は農民の集団所有に属すると憲

法で定めている。農地だけでなく、農家の宅地と自己保留地、自己保留山地も農民の集団所有に属する。

ここでいう農民の集団とは、自然に構築された村に近い村民小組、いくつかの村民小組の集合体である行政村（権益機関は村民委員会又は村集団経済組織）と郷鎮農村集団経済組織である。国土資源部の調査によると、現在、農村の土地の90%以上は村民小組の所有に属し、約9%は村民委員会、残りの1%弱が郷鎮農村集団経済組織の所有になっている。^(注8)

この農民集団の所有する土地の経営、管理は、村民小組、又は村民委員会、又は村集団経済組織、又は郷鎮農村集団経済組織によって行われる（土地管理法第10条）。

よく知られる通り、中国では土地の所有権と使用权は分離されている。現在、農家は農地の使用权を村民小組か村民委員会などから期限付き（93年に30年間と決めている）で請負うことになっており、農民の土地請負責任制と呼ばれ、農村の最も基本的な制度である。

土地制度が現在直面する問題の根底にある要因は、農民集団所有の土地には、国家所有の土地と同じ権利が保障されていないことである。つまり、農民の集団所有の土地は、売買や譲渡、贈与などの方法で土地所有権の主体を変えることはできず、農民は事実上、土地の処分権を持っていないことである。

憲法では、国家は公共の利益のために土地を収用することができると定めている

(第10条)。しかし、土地管理法では、農村の建設を除き、都市化、工業化の建設のため土地を使用する場合にはすべて「国有土地の使用を申請しなければならない」(第43条)と定めている。

これが意味するのは、道路や学校などの公共事業用地だけではなく、都市部で住宅や商業、工業などの商業的に利用される用地もすべて国有の土地を使わなければならないことである。もし国有の土地が足りなくて農村の土地を使うことになるなら、農民集団所有の土地をまず国有の土地に転換しなければならない。

農民集団所有の土地を都市建設用地にするための国有化は、中国の土地収用制度の中核である。というのは、新中国が建国されて以降、工業化と都市化が進められてきたが、その新たな建設用地はほとんど農村の土地を転用してきたものである。特に、78年の改革開放以降、高度経済成長と都市化の進展により農地の都市用地への転用も加速された。都市用地に転用された農村の土地は全部土地収用制度によってである。この土地収用制度は50年代からの計画経済時代に作られたが、今日まで維持されている。

農民の集団所有の土地に対する収用は国家権利であるため、土地収用に対する農家と農民集団組織の発言権が弱く、農家の意志と関係なく、強制的に収用される色合いが強い。

また、農民の集団所有の土地は農地以外に、集団建設用地がある。農家の宅地や郷

鎮企業の用地や農村の学校、人民公社時代の倉庫や飼育場の跡地などは農民集団の建設用地になる。05年に中国全国の建設用地3,192万haのうち、農家の宅地を含む農民集団の建設用地はその約半分の1,647万haを占めていた。^(注9) 農家の宅地は農地と同様に農家は農村集団経済組織からその使用权を受けるが、使用期限は定まっていない。

問題は、この農民の集団所有の建設用地に関する使用权の譲渡、レンタルなどに対しても差別的な制度が設けられていることだ。「土地使用权は、法律の規定に従って譲渡することができる」と土地管理法の第2条に定めているが、「農民の集団所有の土地の使用权は、譲渡、転売又は貸し出して非農業建設に使うことはできない」と第63条に定められている。宅地など農民の集団建設用地は、市場価格により都市建設用地として直接に譲渡、レンタルすることが許されず、農村集団内部での売買に限られる。これは農家宅地など農民集団の建設用地の価値がディスカウントされる仕組みである。つまり、農地だけではなく、農家の宅地等も都市部の建設用地として使う場合、まず先に国有化する必要があるのである。

こうして農民集団所有の土地がその使用权を建設用地として売買できないことは、農民集団所有の土地が国有の土地と同様の権利を持つてはいないことを示しているが、別の言い方をすれば、この強制的な土地収用制度により、また後述のように低い農地収用補償にもよって高度経済成長と急

速な都市化進展により土地価格が上昇している段階で農家は土地価格上昇の利益配分の枠組みから排除されていることを意味している。これは、戸籍制度と同様に、農民集団所有の土地を差別的に扱う二重基準である。こうした差別的な二重の制度は、農民と都市住民との格差拡大を助長することになった。

また、都市と農村の建設用地の市場が人為的に分断されていることは、公正な土地市場価格の形成を阻んでいる。

（注8）陳錫文（2008）

（注9）国務院「全国土地利用全体計画綱要2006-2020年」、陳錫文、趙陽等（2009）p.71

（2）低すぎる土地収用の補償

土地収用の最大の摩擦は補償額が低すぎることである。

中国では今日でも、耕地収用への補償は土地の市場価格によるものではなく、土地の元の用途に応じて行う方法を使っている。土地管理法第47条によると、「収用する耕地の補償費用には、土地補償費、生活安定補助費および地上の附着物と未収穫作物の補償費を含む」。そのうち、主な補償費用は土地補償費と生活安定補助費であるが、その基準はそれぞれ「当該耕地の被収用前3年間の平均年産額の6ないし10倍」「当該耕地の被収用前3年間の年平均生産額の4ないし6倍」となっている。また、「土地補償費と生活安定補助費を支払っても、なお、生活安定を必要とする農民が元の生活水準を保持することができない場合には、省、自治区、直轄市の人民政府の許

可を受けて、生活安定補助費を増額することができる。ただし、土地補償費と生活安定補助費の総和は土地収用前3年間の年平均生産額の30倍を超えることはできない」（同法第47条）。

要するに収用する耕地への最高補償額は土地収用前3年間の年平均生産額の30倍以下となり、これは50年代や80年代に比べて確かに高くなった。しかし、補償基準の考え方は50年代からの計画経済時代に使ったそのものであり、農地が転用されたときの価値増加分が全く反映されていない。つまり、被収用農地の位置や、土地需給状況及び経済社会発展水準などの要素、農地収用後の用途や市場価値の増加などはまったく補償費の計算に反映されない。これは高度成長による土地上昇の利益は農家に配分しないことを意味している。

農地や宅地などへの補償金がいかに低いかは下記の報道によっても垣間見ることができよう。

国土資源省が「北京—珠海」や「北京—福建」の高速道路など12の国家重点建設プロジェクトを調査したところ、収用する農地への補償と生活安定補助費は通常、当該プロジェクト総投資の3～5%しか占めない。最も低いのは0.8%、最も高いのも12.2%にすぎない。^{（注10）}

武漢市郊外の金銀湖という場所に居住している農民楊友徳氏は0.88ha（13.23ムー）の養殖の池を持っている。09年にムーあたり2,480元の補償額で強制的に収用されることになった。公表している同じ地域の土

地の収用補償額はムー当たり4.68万元となっている。補償額の低さに不満を述べても聞いてくれなかったため、農民楊友徳氏が
大砲を自作し、武装して収用に抵抗している
ことは中国で大きな話題となった。^(注11)

全国の農地収用への補償は、1 ムー当たり2～3万元で、経済発達している地域でも3～5万元しかない。国の重点プロジェクトの補償費であればさらに低く、通常、
1 ムー当たり数千円にすぎない。^(注12)

また、もともと高くない補償額が郷鎮や村、土地収用機関などに横領され、農地を手放した農家の手元に入る金額がさらに削られているケースが少なくない。

農地の所有権の経営と管理は、村民小組、村民委員会、村集団経済組織、郷鎮農村集団経済組織が経営・管理しているため（土地管理法第10条）、土地を収用するとき、市と県政府は直接農家から収用するのではなく、所有権を持つ村民委員会または村集団経済組織から収用している。補償金も直接農家に支払うのではなく、村民委員会または村集団経済組織に支払い、そこで一定の費用が差し引かれてから農家に支払われることになっている。「土地を収用される農村の集団経済組織は、収用される土地の補償費用の収支状況を当該集団経済組織の構成員に公表して、監督を受けなければならない」（同法第49条）と土地管理法には定められているが、現実には補償費の横領や流用の現象が多発している。

国家審計署が34のハイレベル道路工事を審査した結果では、湖北、湖南、四川、雲

南等14の省・自治区での21の工事で農家に支払うべき農地収用費は51.7億元であるが、うち31.7%にも達する16.39億元は地元政府に占用され、また土地収用機関により支払が長期的に延滞されていることがわかった。例えば、武漢市では環状高速道路の東北エリアの工事は1.03万ムーの土地を収用することになり、ムー当たりの補償基準を1.89万元と決めたが、実際は農家への補償額は1 ムー当たり4,800元に過ぎず、土地を収用される農家にとって合計1.45億元の補償額損失となった。また、四川省大竹県から隣水県邱家河まで、広安から南充までの2本の高速道路工事の土地収用補償金は、
地元政府及び関係の部署によって補償金の
46%に当たる1.95億元が横流しされた。^(注13)

また、04年12月9日に国土資源部の公表によると、99年から04年11月まで全国で収用した農民集団所有土地への補償額の支払延滞額は175.46億元にも上り、国土資源省の監督と指導により、04年11月までに支払延滞額のうちの91.4%が支払われた。これは農村土地収用補償費の占用や未払い問題の厳しさを物語っている。

（注10）「“新圈地運動”末路 失去家園」『財經』
2003年8月27日号

（注11）「武漢農民土炮抗拆案和解謝幕」『南方都市報』2010年7月9日

（注12）陳錫文、趙陽等（2009）p.60

（注13）「審計署公布34個高等級公路項目審計結果
審計署2007年第2号（総第20号）審計結果公告」
2007年03月26日

（3）地方政府の独占的土地供給と 土地財政

一方、中国は80年代に都市の土地の無償、

無期限の使用という供給制度を改革し、土地の使用権を50～70年間の期限で協議による価格での譲渡、または競売などの方法で有償により供給する制度に変えた（公共目的の施設を除く）。しかも、この土地の供給は90年代末に土地の収用と同様、地方政府（市、県）による独占的供給制度に変更された。こうした制度変更は国有企業の改革や住宅制度の改革と密接に関連している。

98年に国有企業改革の進展と市場経済への転換の一環として、国による福祉的住宅配分制度を廃止し、市場による住宅の供給にゆだねる改革を実施した。安価な土地価格による安価な住宅の供給を図るために、また土地価格の安定による住宅市場の健全な発展を図るために、中央政府は土地の供給を地方政府に独占させた。実は、土地を収用してから、道路や電気、水などインフラを造成した後、土地を売却するという事業を地方政府に独占させたことは（実際には各地の土地備蓄センターが実施者となる）、国有資産の価値を高め、それによる収入で改革のコストと地方財政を補填する措置でもあった。当時、国有企業改革の進展に伴い、2000年までの3年間に約2千万人以上の国有企業のレイオフ者が発生し、これらレイオフ者に基本的な生活補償や、失業、医療、年金等社会保障制度を提供するのが緊急の課題となり、いずれも地方政府の大幅な財政支出が必要となった。

一方、省、市、県など地方政府の財政は94年の分税制改革により^{（注14）} 税収が乏しくなったため、財政収入も伸び悩むようになった。

中央と地方の財政バランス健全化などを図るこの分税制改革により中央政府の財政収入は急増し、全国財政収入に占めるその比率は、93年の22%から94年の55.7%に大幅に上昇し、現在までおよそ5割以上を保っている。逆に言えば、地方政府の税収は減り、財政能力は低下した。しかし、中央と地方政府の提供するサービスの区分、地方公務員制度、5段階行政から「国→省→市・県」の3段階行政への転換など、94年の分税制改革に伴って、セットで実行すべき改革はほとんど棚ざらしにされてきた。このため、地方政府の行うべき公共サービスや事業は減らず、当然財政支出も減らすことはできなかった。全国財政支出に占める地方財政の割合は94年以降も変わらず約7割となっており、地方財政の破綻がよく取りざたされた。ちょうどその時に、都市建設用地の供給にあたって地方政府が独占的に処理できる体制がつくられ、土地売却代金は地方政府にとってまたとない収入源となった。理論上、国有の土地は全人民の所有であるが、実際は94年の分税制改革のとき、土地売却代金は地方政府の財政収入に組み込まれることが決められたのである。

地方政府は土地売却益を極大化するために、まず土地収用コストをできる限り低く押さえようとしている。都市の既存の国有の土地を収用する場合、都市住民の権利意識が強いこともあり、その収用コストは農村の土地に比べ大幅に高い。したがって、地方政府は都市の用地ではなく、出来る限り農村の土地を収用するよう行動した。農

地収用の巨大な利益は上述した厳しい転用規制の下でも耕地面積が大量に転用され、しかも違法の転用が後を絶たない最大の要因である。

同時に、地方政府は土地供給量の制限や高値落札の競売などの方法で土地売却価格を高く吊り上げるように動いた。要するに、収用と供給に関する公的権限をフル活用した地方政府による地上げシステムといつてよい。地方政府は土地バブルの最大の受益者となった。

例えば、河南省鄭州市の鄭州市土地備蓄センターは07、08年に合計28件の土地を売却したが、うち農地を収用して売却した物件が19件あった。その土地収用コストと初期投資の費用は合計6.23億元であるが、売却収入の総額は19.72億元にのぼり、税前利益は13.49億元にも達した。鄭州市にとって農地収用案件19件の利益率は216.59%となる。これに対し、残りの9件は国有の既存土地であり、土地コストは5.19億元、売却額は9.3億元で、税引前利益は4.1億元にすぎなかった。利益率は79.11%となる。すなわち、直接農地を収用して初期投資した土地売却の利益率は国有の土地売却の3倍近くもあり、地方政府にとってはきわめ^(注15)て魅力的なのである。

09年の中国全国の土地使用権譲渡収入は1兆4,240億元であるが、そのうち都市と農村を含む移転や取り除き費用、土地補償など土地収用コストは合計5,180億元である。08年では、同様の収入とコストはそれぞれ1兆375億元と3,778億元である。大雑

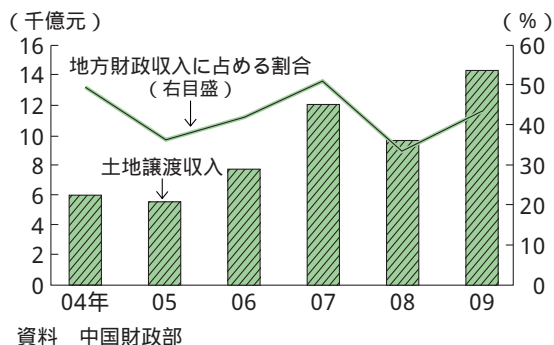
把に言えば、政府は1のコストで都市住民や農家から土地を収用して、3倍の値段でその土地を売却していることになる。政府をあげた土地錬金術ともいえる。ちなみに、都市住民への収用補償は農家向けより大きく、またこの2年間は都市部での再開発案件が急増していたことから上記の収用コストの5,180億元の大半は都市部での収用が占めるとみていい。農村の土地だけなら、1対5、1対10といった高い収益率になっているはずである。

中国のある資料によると、農村土地の用途転換により増加した土地収益の配分比率は、地方政府に60～70%、村民委員会など農民集団経済組織に25～30%、農家にはわずか5～10%にすぎない。78年の改革開放以来こうした方法で農地を収用して、地方政府は農家から2兆元以上の利益を得た。^(注16)

言い換えれば、中国は計画経済時代の制度に基づいて農地を収用し、市場経済に従って土地を売却している。社会主義市場経済の矛盾を利用した土地錬金術であり、地方政府による土地の収用と供給は今日の中国において最も利益率の高い事業となっている。結果的に農民が得るべき利益は地方政府などに移転され、その犠牲において今日も急速な工業化と都市化が推進されているのである。社会主義建設の初期段階で農業部門の利益が重化学工業の育成に回されたのとまったく同じような農村からの収奪が続いていると言ってもいい。

土地収入が急増した結果、地方政府の財政の土地収入への依存度は急速に高まっ

第3図 土地譲渡収入と地方財政収入に占める割合



た。全体でみると、地方政府の土地供給収入は、04年には5,894億元に過ぎなかったが、09年に1兆4,240億元へと2.5倍近くに急拡大し、地方財政収入に占める割合は平均して4割に達している（第3図）。04年、07年など過半を占めている年もある。

ちなみに、地方財政支出のうち相当部分は、道路などのインフラや企業誘致などの優遇措置に使われている。地方政府が雇用の増加や当該地域のGDPの高い伸びを求めためである。そこには、中央政府がGDP伸び率などの指標を持って地方の行政トップの評価を実施しているという背景がある。

（注14）94年の分税制改革は、主として中央財政を強化するための税制改革であった。改革の前、比較的豊かな地方財政に対して中央財政は脆弱であった。この改革により、中央財政収入に属する税種と地方財政収入に属する税種が分けられ、より重要な税種が中央財政に入るようになり、中央政府の所得配分能力などが強化された。

（注15）「終結土地暴利」『財經』2010年4月12日号

（注16）「中央財政加強土地出讓收益監管的政策研究 山西專員弁周維成孫光奇 曹志傑、趙江平 穆曉東」2007年

おわりに

これまで見てきたように、中国では厳し

い土地転用規制があるにもかかわらず、耕地面積は大きく減少し、農家の土地に対する権利と利益は守られてこなかった。土地所有において農民と都市住民の権利に格差があったためであり、その格差は戸籍制度による農民と都市住民の社会保障や福祉における差別と相似関係にあるといっている。土地に関する権利格差を温存することが地方政府の財政基盤を確保することにつながり、世界を驚かすほどの中国経済の高成長に大きな役割を果たした。とはいえ、十分な補償もないまま耕地を収用された農民の経済的困窮は目に余るものがある。対照的に経済発展の成果である土地価格上昇の利益は地方政府や企業、一部の都市住民のみが受け取り、農民に還元する仕組みはまったく用意されていなかった。それが、今日、中国の土地制度が抱える最大の矛盾である。

だが、表面的とはいえ経済規模が実質的に世界第2位になった今でも、経済成長の利益を農民に還元しないような制度は持続性に問題があると言わざるを得ない。ジニ係数などが示すように中国の所得格差は一部の独裁国家を除けば世界で最も深刻なレベルになった。今春から表面化している農民工を主体とする工場労働者の賃上げ要求のうねりは、格差が許容出来る範囲を超えつつあることを示している。

問題の厳しさを認識した中国指導部は、土地収用制度の修正に動き出している。08年10月に開かれた共産党第17期三中全会では「農村改革と発展を推進するためのいく

つか重大問題に関する決定」が採択され、「土地収用制度を改革し、公益性と経営的建設用地を厳格に区別し、土地収用の範囲を次第に縮小し、収用する土地の補償メカニズムを改善・整備する」こと、「都市と農村を統一した建設用地市場を次第に構築し、法律によって取得した農民集団の経営的建設用地は統一した有形の土地市場を通して、公開的かつ規範にのっとりた方式で土地使用権を譲渡し、規定に従う前提の下で国有土地と平等の権益を享受する」こと、などの改革の方向性を明確に示した。

繰り返しになるが、具体的な改革の内容は以下のようにまとめられる。

まず、収用の範囲を大幅に縮小し、憲法に決めた公共目的のために限定する。次に、収用する場合、補償額の算定は現在の「土地の元の用途に従う」のではなく、用途変更による価値上昇分や農民への社会保障機能を考慮する。さらに、公益事業を除く経営的建設用地の場合、農民の集団所有の土地は国有化される必要はなく、その使用権を直接に建設市場に出し、建設用地として譲渡、レンタルできるようにする。換言すれば、都市と農村を統一した建設用地市場を構築することである。

こうした改革の方向性からうかがえるように中央政府の土地についての主な関心点は2つある。1つは耕地総量の確保であり、もう1つは経済成長に伴う地価上昇の利益を農家に享受させることである。これは明らかに地方政府が独占している建設用地の収用と供給の既得利権を崩すことになり、

地方政府の激しい反発を招いている。地方政府の反対を和らげるには、地方財政の収入源を増やすと同時に、地方の「省—市—県—郷鎮」という4段階の行政システムを「省—市・県」の2段階に転換し、地方公務員の削減、中央政府と地方政府の提供する公共サービスの再区分などで地方の財政負担を軽減する必要がある。

また地方政府はGDP伸び率優先から、農民の声を吸収するスタンスに変わる必要があるが、これは地方行政トップに対する中央政府の評価基準の変更や民主的政治制度の構築を求めることを意味する。いわば土地制度に絡んで利権構造の打破など各種の改革が求められる。それが容易ではないのは言うまでもない。改革の方向性は明確に打ち出されながら、具体的な措置がまだ少ないことがその困難さを示している。中国において土地をめぐる改革は弛まず、臆せず、息長く続ける必要があることは歴史が示している。

< 参考資料 > (中国語発音のローマ字順)

- ・陳錫文(2008)『陳錫文改革論集』中国發展出版社
- ・陳錫文, 趙陽, 陳劍波, 羅丹(2009)『中国農村制度変遷60年』人民出版社
- ・蔣省三, 劉守英, 李青(2010)『中国土地政策改革』上海三聯書店
- ・廖洪榮(2008)『中国農村土地制度60年—回顧与展望』中国財政經濟出版社
- ・王小映(2009)「第8章 農村土地制度的變遷」(張曉山, 李周『新中国農村60年の發展与變遷』人民出版社)
- ・張紅宇(2002)『中国農村的土地制度變遷』中国農業出版社
- ・趙陽(2007)『共有与私用—中国農地產權制度的經濟学分析』生活・讀書・新知三聯書店

(ルアン ウエイ)

グローバル・インバランス問題に関する一考察

主任研究員 南 武志

〔要 旨〕

- 1 2007年にサブプライム住宅ローン問題が表面化する直前まで、世界経済は全般的に物価安定下での持続的な成長が続いていたが、実のところ、その水面下ではさまざまな不均衡が蓄積されていた。本稿では、米国における巨額の経常収支赤字とそれをファイナンスする東アジアにおける経常収支黒字というグローバル・インバランス問題に焦点を当てて、その背景や金融危機との関連などについて考察する。
- 2 2000年代以降の米国における巨額な経常収支赤字の原因は、ICT革命を背景とした株式・不動産など資産価格の上昇を背景とした堅調な個人消費と、減税やイラン戦争など軍事費増大による財政赤字拡大がもたらした結果といえる。一方で97年のアジア通貨危機後の東アジア（除く中国）では、危機発生の教訓から短期資本流入規制と外貨準備の積み上がりが目立った。さらに、成長著しい中国においては、輸出主導型の経済発展を背景とした経常収支の黒字傾向、海外からの活発な資本流入、米ドルに対する実質的な固定相場制などの結果として、巨額の外貨準備が蓄積されており、国内の金融市場に対して緩和気味に作用している。
- 3 こうしたグローバル・インバランス問題がグローバル金融危機やそれを引き起こしたサブプライム住宅ローン問題の直接的な原因とはいえないが、その是正策については各国の経済構造の歪みが招いている結果でもあることから必要といえるだろう。ただし、アジア通貨危機後は国内投資率が低調な東アジア（除く中国）における内需振興策などに関しては、80年代における日本の経験を踏まえ、十分慎重に対応するべきであろう。
- 4 昨今では、アジア債券市場構想やアジア債券ファンド設立など、東アジアにおける過剰貯蓄や潤沢な外貨準備を、東アジア地域内の投資につなげようという、いわば金融面における「地産地消」の試みを実施されており、今後の動向が注目される。

目 次

はじめに

—グローバル・インバランスとは—

1 米国における経常収支不均衡の状況

(1) 経常収支，ISバランス，対外純資産残高との関係

(2) 80年代の経常収支赤字

(3) 90年代後半以降の経常収支赤字

2 東アジアにおける経常収支の動向

(1) アジア通貨危機以前の動き

(2) アジア通貨危機の発生

(3) アジア通貨危機後の動き

(4) 中国における経常収支の動向

3 グローバル・インバランスの調整

(1) ブレトンウッズ 体制という見方

(2) 米経常収支赤字の持続性への疑念

(3) 経常収支の不均衡是正策と日本の経験

(4) 過剰な外貨準備保有の弊害

(5) 東アジアにおける金融面での

「地産地消」の試み

おわりに

—リバランスの持続性への課題—

はじめに

—グローバル・インバランスとは—

2008年9月に起きたリーマン・ショックを契機に、金融システム危機が発生し、世界中に伝播した（以下「グローバル金融危機」という）。白川（2009）などによれば、一般に、金融危機が発生する前には良好な経済状況がしばらく続いていることが多く、それに伴い、経済主体のリスクテイクが積極化する現象が見られるとのことである。今回のグローバル金融危機の原因ともいえるサブプライム住宅ローン問題が表面化する直前まではgreat moderation（大いなる安定）と呼ばれるように、物価安定の下での適度な成長が続いたかに見えたが、その過程では信用やレバレッジの拡大など、様々な面で不均衡が強まった。こうした不均衡状態はそもそも持続可能なものではな

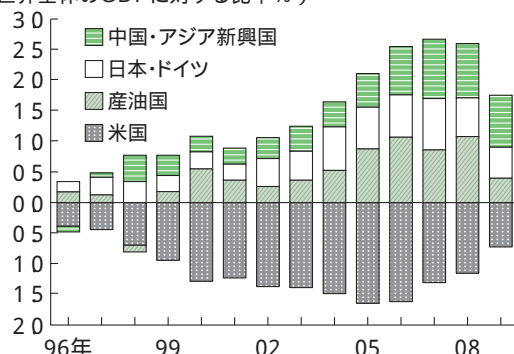
いため、調整は起きるべくして起きたといえる。

また、2000年代半ば以降の金融引締め策が結果的に見れば甘かったがために、世界規模で過剰流動性が発生していたことも背景にあったと見る向きもある。安定成長下における過剰流動性の存在が、リスク性の高い金融商品の組成につながり、それらを世界中の投資家に購入させるインセンティブを与えたとされている。

また、このような過剰流動性を生み出した原因の一つとして、グローバル・インバランスと呼ばれる世界的な経常収支不均衡があったとの指摘もある（第1図）。グローバル・インバランスとは、具体的には、米国における大幅な経常収支赤字と、アジア（東アジア地域や中東産油国）での経常収支黒字が、ほぼ同時進行的に発生した現象をさす。これらの根底には、結果的に金融危機の発生に代表されるようなさまざまな

第1図 主要国・地域別の経常収支の推移

(世界全体のGDPに対する比率%)



資料 国際通貨基金

弊害を引き起こすことや、それらの調整過程で発生すると思われる経済・金融市場の混乱への警戒感がある。

以下では、米国や東アジアにおけるグローバル・インバランス発生の背景などを整理するとともに、グローバル・インバランス問題と金融危機との関連性やグローバル・インバランス問題の解決に向けた政策の有効性などについて考えていきたい。

(注1) 当時の米国経済について、「3匹の熊」という童話に出てくるエピソード(いろいろな面でちょうどいい状態)になぞらえて、ゴールドロックス経済と呼ばれていた。

(注2) 本稿において東アジア地域と表現した場合、狭義の東アジア(日本、中国、韓国)と太平洋に接する東南アジア諸国(シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシアなど)あたりを指すこととする。

1 米国における経常収支不均衡の状況

(1) 経常収支、ISバランス、対外純資産残高との関係

まず、経常収支問題を考える上での基礎概念を整理しておく。日本銀行による解説

を参考にすると、「国際収支統計」は一定期間における一国のあらゆる対外経済取引を体系的に記録した統計で、経常収支(=貿易サービス収支、所得収支、経常移転収支)、資本収支(投資収支、その他資本収支)、外貨準備増減、から構成されており、^(注3)の合計は定義上ゼロ(誤差脱漏を除く)となる。つまり、外貨準備高に変動がなければ、経常収支が黒字であれば、資本収支は赤字である、ということになる。また、世界全体の経常収支の収支尻^{じり}を合計すれば、定義上ゼロとなることから、ある国の経常収支が黒字であれば、いずれかの国の経常収支は赤字になるということである。また、経常収支の黒字発生によって、同時に純資本流出が起きていることを踏まえると、対外純資産残高(=対外資産-対外負債)はこれまでの経常収支黒字^(注3)の累積額である、ということになる。

一方、マクロ恒等式とは、国内貯蓄と国内投資の差額(ISバランス)と純輸出の合計はゼロになる、という事後的に成立する^(注4)関係を示した式である。ここで、純輸出と経常収支は等しい^(注5)と仮定すれば、国内のISバランスと経常収支の収支尻の合計はゼロ、ということになる。つまりは、国内部門が投資超過(貯蓄超過)であれば、経常収支は赤字(黒字)となる、ということである。

一般的に、経済発展と国際資本移動との関係として、国際的な資金フローは、経済が成熟し安定成長入りした先進国から、投資意欲が旺盛な発展途上国(新興国)へ資

金が流れるはず、ということが予見されてきた。つまり、先進国は「経常収支黒字（資本収支赤字）」、新興国は逆に「経常収支赤字（資本収支黒字）」という姿が想定されていた。ところが、現実には、以下に見るようにそれとは違った現象が観察された。

（注3）正確には、資産価格変動や資本減耗分などの調整が必要である。

（注4）GDPを支出面からとらえた「 $GDP = \text{民間消費} + \text{民間投資} + \text{政府支出} + (\text{輸出} - \text{輸入})$ 」に対し、両辺から「 税収 」を差し引き、さらに「 $\text{貯蓄} = GDP - \text{消費} - \text{税収}$ 」とすれば、この関係式が得られる。

（注5）実際には、純輸出は国際収支統計上では貿易サービス収支に相当するため、一致しない。

（2）80年代の経常収支赤字

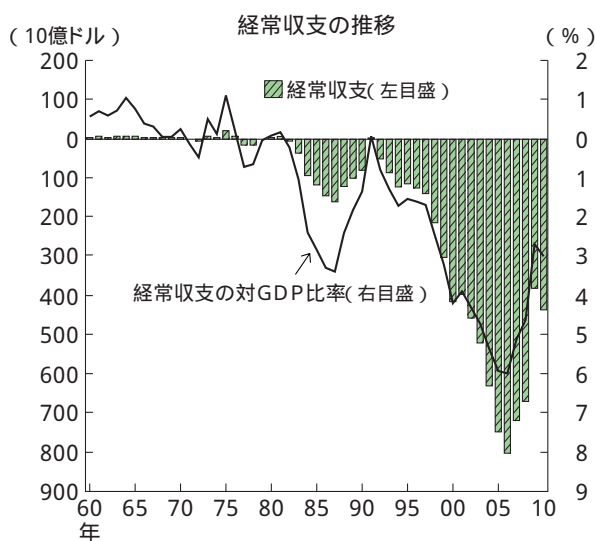
まず、米国における経常収支の推移を見ると、80年代半ばにかけてと、90年代後半以降と、二度にわたって赤字が膨張していることが見て取れるが、それぞれの時期ではその状況が異なる。

80年代半ばにおける経常収支赤字の拡大

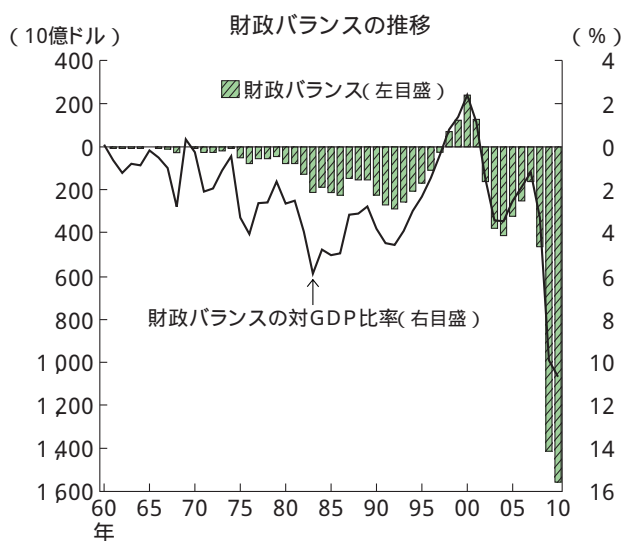
の背景にあったのは、いわゆるレーガノミクスである。^{（注6）}81年に登場したレーガン大統領は、減税・歳出削減・規制緩和による「小さな政府」の実現を目指したが、実際には米ソ冷戦状況下で軍事費予算を拡大させ、かつ減税は行ったものの歳出削減は不十分だったこともあり、結果的に財政赤字が拡大した。一方で、原油高によるインフレを抑制するために、米FRBは高金利状態を続けたことから、ドル高傾向が強まった。その結果、経常収支の赤字が拡大し、これらは「双子の赤字」と呼ばれた（第2、3図）。

一方、70年代半ば以降、高度経済成長期を終了し、安定成長期に入っていた日本では、国内における投資機会が減少するなかで、着実に家計貯蓄が増加し続けたこともあり、経常収支の黒字傾向が定着し、かつ黒字幅を拡大させつつあった。日米両国で同時期に対照的な経常収支の動きが見られ

第2図 米国「双子の赤字」

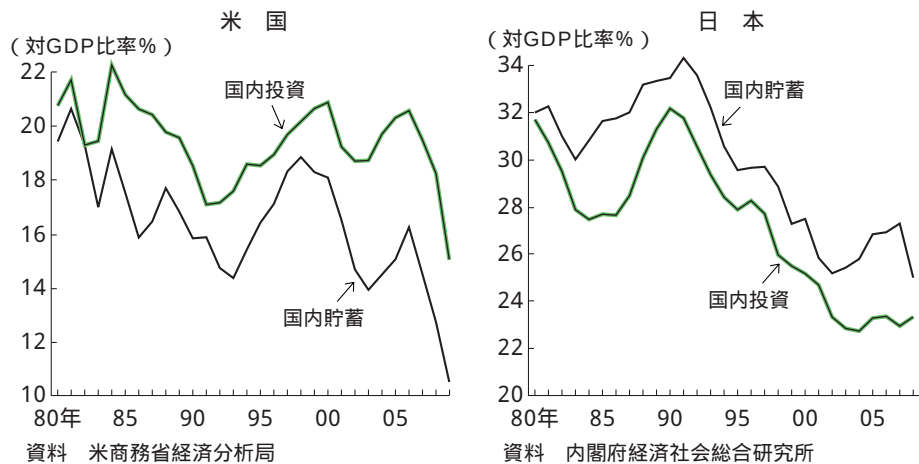


資料 米商務省
（注）2010年分は1～3月期の年率換算値を用いた。



資料 米行政管理予算局
（注）2010年分は行政管理予算局の予測値。

第3図 日米両国の貯蓄・投資動向



復基調をたどったものの、ブラックマンデーやS&L危機などもあり、日本や欧州などに比べて相対的にパフォーマンスが低く、国内貯蓄率は低調なまま国内投資率が鈍化するなかで、経常収支赤

たことから、両国間では、繊維や鉄鋼、カラーテレビ、自動車、ハイテク製品などや牛肉、オレンジなど農産物の輸出入を巡って貿易摩擦問題が起きていたが、80年代後半以降は日本市場へのアクセスの改善、経済システムの変更にまで踏み込んだ交渉が行われた。日本では「国際協調のための経済構造調整審議会」を設置し、内需拡大と市場開放などによる経常収支不均衡の是正策（いわゆる「前川レポート」）が取りまとめられた。^{（注7）}

一方、ドル高の維持と米国の経常収支赤字について、それらの持続可能性を疑問視する論調（Krugman（1985））も浮上した。すでに変動相場制に移行して10年以上が経過し、事前に期待されていたほど為替レート変動による経常収支の自動調整機能は高くはないということが理解され始めていたが、こうした議論が85年9月のプラザ合意による国際協調的な為替レート調整につながっていくことになった。

なお、80年代後半の米国経済は、景気回

字は縮小に向かっていった。そして、91年には湾岸戦争における各国からの戦費負担金の受取りも手伝って、経常収支が黒字に転換した。

（注6）このあたりの展開は、田中（2002）に簡潔にまとめられている。

（注7）「前川レポート」については、その内容や有効性に対して内外の経済学者からの批判も多かった（小宮（1994）など）。

（3）90年代後半以降の経常収支赤字

一方、90年代後半以降は経常収支の赤字幅が再び拡大し始めたが、これは以下に見るようにいくつかの要因が重なって生じていると見られる。一つは、ICT革命に支えられた「ニューエコノミー」の堅調と、それによる株式市場の活況さとの相乗効果を生み出し、海外から米国への資本流入を促した。こうした株価や住宅価格の上昇によって生じたキャピタルゲインはそのまま家計消費を押し上げ、家計貯蓄率は大幅に低下した。この貯蓄率の低下とICT関連の設備投資の増大が貯蓄・投資バランスを悪化させ、経常収支赤字の拡大に寄与した。

また、クリントン政権（93～01年）における歳出抑制政策（93年包括財政調整法における財政運営に関するルール設定）によって黒字が定着していた財政収支が、ITバブル崩壊による景気悪化やイラク戦争などに伴う国防費増大などによって02年には再び赤字に転じ、その後も財政赤字が拡大傾向にある。

このように、財政収支が短期間の間に黒字から大幅な赤字に転落したことから、米国内の貯蓄・投資バランスは更に悪化し、経常収支赤字は80年代を上回る勢いで拡大した。なお、この時期、経常収支の赤字膨張は目立っていたが、為替レートについて米政府は、表面的にはドル高政策を標榜し、積極的な資本輸入による経常収支の赤字ファイナンスを促していた。ただし、世界経済における中国のプレゼンスが高まるにつれて、事実上のドル・ペッグであった人民元レートの実質的な切上げを要求したり、知的財産権など様々な分野で世界貿易機構（WTO）へ提訴したりするケースが増えていた。実際、この時期については、先進国のなかでは米国とは対照的に日本やドイツも経常収支黒字を計上していたが、それ以上に大きな黒字を発生させていたのが中国を筆頭とするアジア新興国や中東産油国であり、グローバル・インバランスは80年代後半の先進国内における問題から、先進国と新興国にまたがる問題へと変化した。

2 東アジアにおける 経常収支の動向

（1）アジア通貨危機以前の動き

80年代後半から90年代半ばにかけて、東アジア地域は高い経済成長を実現してきた。アジア経済は、85年のプラザ合意以降、円高ドル安基調が続くなかで、日本は生産拠点をコストの低い近隣アジア諸国へと移転したが、その過程においては技術や資金などの提供もなされた。その結果、東アジアでは製造業を中心とする輸出主導型の成長パターンが定着した。また、東アジア地域内においても、コストが高まるにつれて、NIEsからASEANへ、といった具合に、生産拠点の移転が活発化していき、分業体制の構築を通じて同地域内の経済的相互依存関係が強まった。

世界銀行（1993）では、アジアの高成長を可能にした要素として、廉価で勤勉な労働力、基本的に健全な開発政策と良好なマクロ経済運営の存在などを指摘している^{（注8）}。しかし、高成長が持続するなかで、アジアに流入する資金は直接投資といった長期資金から短期資金へと比重が移り、資金も不動産投資などへと流れていった。特に、93年3月にインドシナ諸国の復興資金を集める目的で設置されたタイのオフショア市場（BIBF：Bangkok International Banking Facility）には、海外から流入してきた資金をタイ国内で投資する目的の取引も可能であり、タイ経済にバブルを発生させ、アジ

ア通貨危機の一因になったと考えられている。

(注8) 一方、Krugman (1994) では、東アジアの経済成長は、要素投入のみに依存し、TFP (全要素生産性) を伴っていないため持続性はない、との見解を示し、さまざまな論議を呼び起こした。

(2) アジア通貨危機の発生

アジア通貨危機とは、97年7月にタイバーツの下落をきっかけに始まったアジア諸国 (インドネシア、韓国、マレーシアなど) における連鎖的な通貨急落と、それに伴う経済危機のことである (第4図)。通貨危機はその後世界各地に伝播、98年8月のロシア危機 (LTCM危機)、99年1月のブラジル通貨危機などが引き起こされた。

また、日本では97年4月に行われた消費税率引上げなどの一連の財政構造改革とほぼ同時期に発生したこともあり、97年6月から始まった景気後退をより深刻なものにし、その後の金融危機へとつながるきっかけとなった。

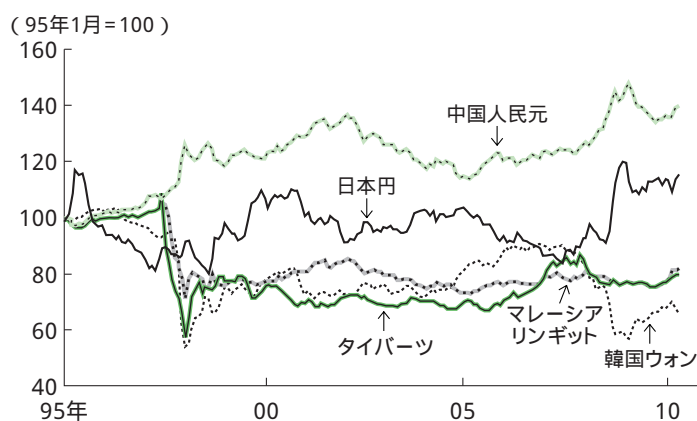
アジア通貨危機が発生した背景を考えてみたい。アジア各国は積極的な海外資本の

活用によって経済成長を達成してきたが、同時にアジアの国際分業体制にも構造的な変化が起きていた。文化大革命後の経済疲弊を受けて、中国は78年に「改革開放」にカジを切り、市場経済への移行を図っていた。その後、89年の天安門事件により、いったん中断したが、92年以降は再び「改革開放」を推進させた。安価な労働コストなどという環境も手伝って、NIEs、ASEANといった東南アジア地域に展開していた外資企業の多くは、次々と中国へ生産拠点をシフトさせていった。

また、資本流入に際して為替変動リスクを軽減するために、実質的なドル・ペッグ政策を採用してきた。それにより、ドル建ての短期資金を受け入れ、それを自国内で銀行貸出を行うという、通貨と満期構成の両面でのダブルミスマッチが発生していた。一方、95年以降、米国では「強いドル政策」が採用され、ドル高で推移するようになり、これにつられてアジア通貨も上昇した。

これに伴ってアジア諸国の輸出は伸び悩み、これらの国々に資本を投じていた投資家らは経済成長の持続可能性に疑問を抱き始めるようになった。その矛盾を突いたのがヘッジファンドであり、過大評価された通貨を大量に空売りし、各国が買い支えられずに変動相場制に移行し、大幅に下落したところで買い戻すという行動をとったが、この原理自体は92年に起きた英ポンド危機と非常に似ているといえる。

第4図 アジア通貨の推移 (日経通貨インデックス)



資料 Nikkei Financial Questから作成

なお、このアジア通貨危機の特徴は、これまで発展途上国で繰り返し発生していた累積債務危機（いわゆる経常収支危機）とは異なり、資本収支危機と呼ばれるべきものとされている。^{（注10）} いわゆる経常収支危機とは、政府の放漫財政が財政赤字やインフレ、さらには経常収支赤字を招いてしまうが、その赤字を賄うだけの外貨準備が不足し、経済が立ち行かなくなるというパターンをたどる。このような危機に陥った国に対して、国際通貨基金（IMF）は、一般的に財政再建策と金融引締め策といった緊縮的なマクロ経済政策を採用することを条件に救済融資を行ってきた。ところが、アジア通貨危機の際の資本収支危機に対しても、IMFは同じような処方せんを施した結果、事態はさらに悪化してしまうという場面も散見されるなど、これを契機にIMFなどの国際機関による救済策への批判も強まることになった。

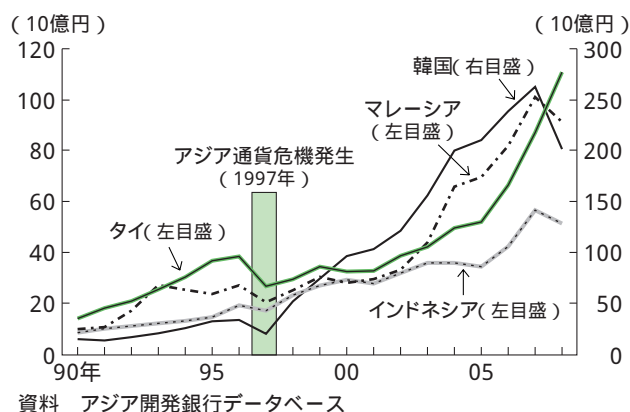
（注9）変動相場制への移行後、英国では石油危機の後遺症による高インフレ体質が残り、英ポンドは下落基調にあった。その後、欧州通貨統合をにらみ、欧州為替相場メカニズム（ERM）へ参加したが、その中心のドイツが東西統一後に伴う財政コストにより高金利を招き、独マルク高となり、ドイツ以外の加盟国は追随利上げを余儀なくされた。それによって英ポンドなどが過大評価され、その持続可能性が疑問視され始め、92年9月にはヘッジファンドなどによって英ポンドなどの欧州通貨が大量に売られたことから、英国はERMから離脱し、変動相場制へ移行した。

（注10）このあたりの経緯は、吉富（2003）に詳しく解説されている。

（3）アジア通貨危機後の動き

アジア通貨危機後、アジア諸国はその教訓から海外からの短期資本流入を管理し、

第5図 東アジア諸国の外貨準備残高の推移

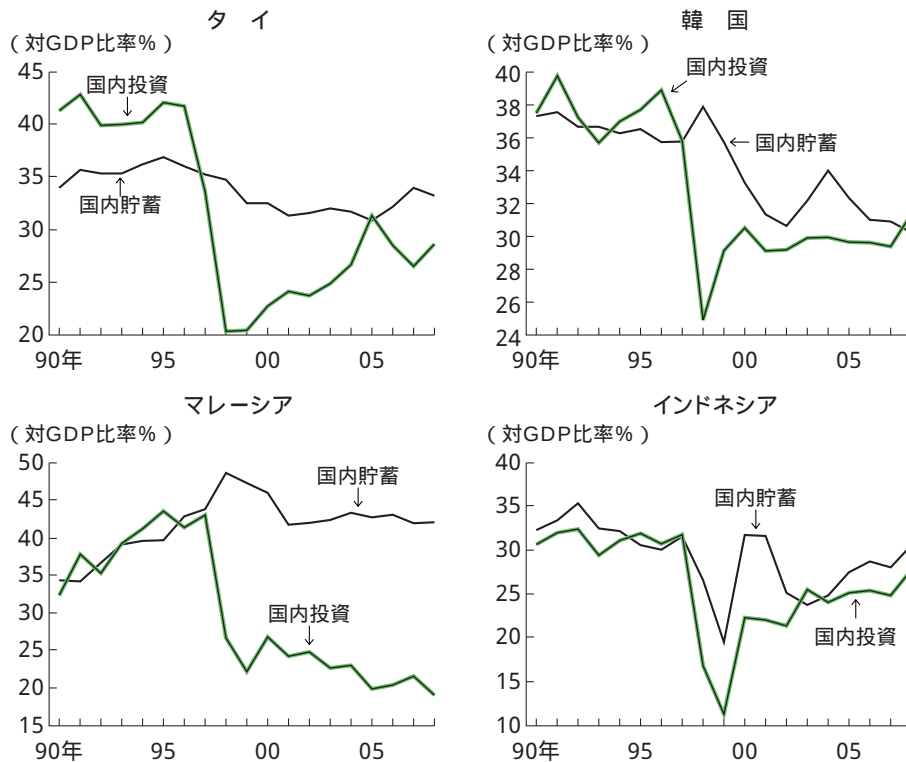


かつ外貨準備を積み上げるという慎重な行動が強まった（第5図）。また、アジア通貨危機後、おしなべてアジア各国（除く中国）の投資比率は大きく低下し、その後も上昇しなかった（第6図）。

アジア通貨危機後に投資率の回復がなかなか進まなかった原因としては、企業側の要因としては、危機前後の中国経済の高成長によって国際的な競争環境が厳しさを増したということもあるが、過剰資本設備により設備稼働率が低水準で推移したことやそれに伴い企業のリストラ努力が継続したこと、などが挙げられる。また、資金調達の面からは、危機後の金融機関の不良債権問題や海外銀行による現地企業向け融資に対する慎重姿勢への転換などによって金融仲介機能が低下していたことなどが指摘できるだろう。

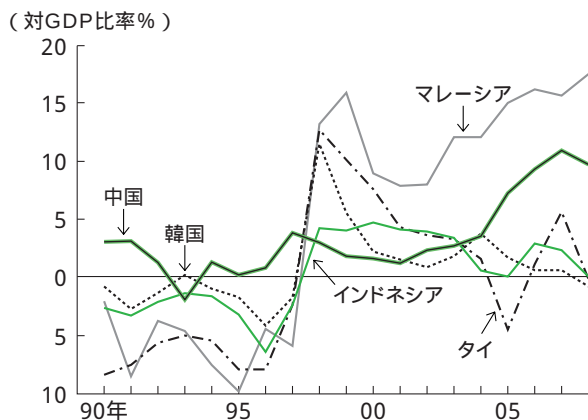
このように、投資率が低迷するなかで、国内のISバランスは貯蓄超過状態となり、アジア通貨危機前は経常収支の赤字基調であったタイ、マレーシア、インドネシアなど各国でも、危機直後は黒字に転換し、そ

第6図 アジア各国の貯蓄・投資動向



資料 第5図に同じ

第7図 東アジアの経常収支の推移



資料 第5図に同じ

の後も黒字が定着することになった(第7
(注11)
図)。

(注11) このあたりの経緯は、谷内(2008)が詳細な分析を行っている。

(4) 中国における経常収支の動向

中国は94年に人民元レート的一本化を図

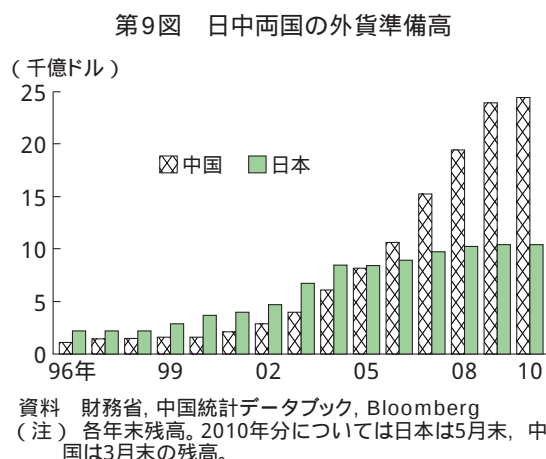
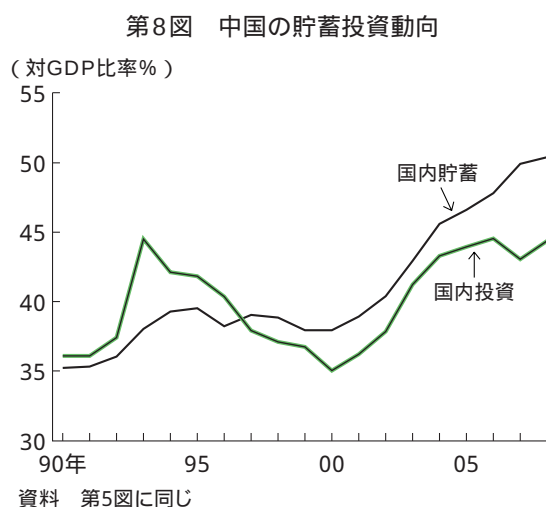
る名目で実質的な人民元切下げを行っていたこともあり、アジア通貨危機の直接的な影響をほとんど受けなかった。その中国は、着実に経済成長を続けて「世界の工場」と称されるような輸出基地へと変貌し、経常収支黒字が蓄積されていった(第8図)。特に、01年のWTO加盟を契機に、貿易・投資

環境の整備が進み、海外からの直接投資が活発化した。

なお、中国においても外貨準備が積み上がっているが、後述の通り、他の東アジア諸国のそれと性質が異なっている。中国の外貨準備高は06年2月に日本を抜いて世界一となったが、その後もほぼ一貫して増加が続き、直近10年3月時点では約2.5兆ドルとなっている(第9図)。世界第2位である日本の外貨準備高が約1兆ドル強であることを考慮すれば、その規模は飛び抜けて大きい。このように中国の外貨準備が累増している原因としては、貿易収支の黒字幅が拡大傾向にあると同時に、有望な投資先として海外からの資本流入も増加しているなか、本来は上昇すべき人民元の為替レ

ートが、中国政府の許容するレンジ内での変動しか許容されておらず、その圧力を吸収するため、中国人民銀行が米ドル買い（人民元売り）の為替介入を行っているためである。

なお、資本輸入は基本的に歓迎されて比較的自由に入ってくるが、資本逃避を警戒して資本輸出については今なお制限されているといった資本流出入規制の歪みが、外貨準備積み上げの背景にあるのは言うまでもない。06年に中国人民銀行外貨管理局は、指定国内機関投資家（QDII：Qualified Domestic Institutional Investors）による対



外証券投資を解禁し、香港、英国、シンガポール、日本、米国の証券市場を通じた投資を行っているが、このような民間部門の資本輸出を通じて外貨準備の積み上がり圧力を緩和しようというねらいがあると思われる。

なお、外貨準備の内訳は公表されていないが、その7割近くは米ドル資産、なかでも米国債で運用していると見られている。^(注12) 中国は08年9月には日本を抜いて世界最大の米国債保有国となったが、グローバル金融危機が深刻化するなかでも米国債の購入を続けてきた。

(注12) ちなみに、IMF Annual Report 2009によれば、世界各国の外貨準備のうち64.0%が米ドル資産（このうち、先進国は68.1%，新興国・発展途上国は59.8%）で保有されている。

3 グローバル・インバランスの調整

(1) ブレトンウッズ体制という見方

ブレトンウッズ体制とは、戦後の米国を中心とした国際経済・金融システムのことであるが、具体的には、自由かつ多角的な世界貿易体制をつくるために為替相場の安定化を図るため、金1オンス＝35米ドルとし、かつ米ドルと各国通貨との交換比率を定め（ドル・ペッグ制、各国はその交換比率の上下1%以内に変動を抑制）、世界最大の金保有国である米国はいつでも米ドルと金の交換に応じる（金ドル本位制に基づく事実上の固定相場制）、というものであった。

これに対して、マイケル・ドゥーリー・

ラトガース大学教授らは、90年代後半以降の世界経済・金融情勢について、ブレトンウッズ体制と呼べるべきものであるとの見方を示した。具体的には、米個人消費は堅調に推移しており、そのため米国の輸入も増加傾向にあるが、これに対して東アジア各国は、対米輸出によって経常収支黒字を発生させる。しかし、通貨高を回避するために為替介入を実施し、外貨準備が積み上がる。その外貨準備の多くは米国債で運用するために、米国に対して継続的に資本流入がなされている。つまりは、米国の「双子の赤字」は、東アジアの超過貯蓄でファイナンスし、しかも為替レートはほぼドル・ペッグされてあたかも固定相場制を採用しているように見える、というところである。ドゥーリー教授らは、この新体制は、東アジア諸国の対ドルレートの安定志向と中国経済の成長持続性を考慮すれば、当面は持続可能としてきた。^(注13)

こうした見方に対して、バリー・アイケングリーン・カリフォルニア大学バークレー校教授らは批判的な意見を示してきた。例えば、ブレトンウッズ体制は比較的同質で市場経済に対する共通理念がある国々で構築されていたが、米国内におけるインフレ圧力や日本やドイツ（西独）が高成長したために固定相場制を維持することが不可能となり、ブレトンウッズ体制は崩壊した。一方で、ブレトンウッズ体制なるものの構成国は同質性が低く、体制維持に関する集团的利益を共有しているとは考えがたいとするなど、このシステムは脆弱で持続可

能性は薄いとしてきた。^(注14)

後述するとおり、グローバル・インバランスは金融危機発生に対して、直接的なものではないかもしれないが、影響を及ぼした可能性が高く、何らかの格好で調整は不可避との意見は少なくなかった。

（注13）詳細はDooley et al. (2003)を参照のこと。

（注14）Eichengreen (2007)の日本語版(2010)への序文を参照のこと。

（2）米経常収支赤字の持続性への疑念

2000年代前半の世界経済は全般的に堅調に推移していたが、04～05年にかけて主要国・地域では予防的に金融引締め政策がとられるようになった。^(注15)しかし、金融政策の効果はなかなか経済・金融市場に波及しなかった。05年2月に、グリーンズパン米FRB議長（当時）は議会証言において、「政策金利を引き上げているのに、長期金利が逆に低下しているのは謎（conundrum）だ」と述べたことで、その謎の解釈を巡った議論が盛り上がった。この謎については、ベビーブーマーなどの高齢化進行に伴う年金・保険資産の拡大、米FRBの金融政策に対する信頼性の向上、それに伴うインフレ予想の落ち着きなどの国内要因に加え、東アジアや中東産油国を中心とした世界的な過剰貯蓄の存在も指摘された。さらに、これまで過剰流動性はインフレ加速の温床ととらえられてきたが、このときに限っては長期金利の低位安定の理由として指摘する向きもあった。

また、05年3月には、バーナンキ米FRB理事（当時、現FRB議長）は、米国におけ

る経常収支の巨額の赤字の原因は「世界的な超過貯蓄 (global saving glut)」にあると
(注16)
の見解を表明した。アジア通貨危機や原油高騰などを契機に、国際資本市場での立場を借り手から貸し手へと立場を変貌させた新興国や開発途上国・産油国では、安全性が高く、ある程度の収益も見込めると見なされた米国の金融資本市場に対して巨額の資本を流入させ、米経常収支赤字は拡大した、と解説した。とはいえ、バーナンキはその現状を肯定的にとらえていたわけではなく、新興国の貯蓄は新興国内で活用させるべきであると主張している。一方、Obstfeld and Rogoff (2009) では、東アジアなどでの貯蓄率上昇もさることながら、米国の金融政策や金融技術革新などもグローバル・インバランス問題に大きな役割を果たした、としている。^(注17)

こうしたなか、米国の経常収支赤字は持続不可能であり、その調整過程ではドルの大幅減価は不可避との議論が急速に強まった。経常収支は黒字の国もあれば、赤字の国もあり、それぞれの経済状況に依存するものと考えられてきた。一方、赤字発生は対外負債の蓄積につながるが、巨額の赤字発生は将来の債務返済の可能性にも影響を与えたとの危惧を生じさせる。Mann (2002)、小川・工藤 (2004) では、米経常収支赤字の持続可能性についてISバランス、貿易フロー、国際資本フローの3つの視座から検証したが、いずれの視座から也是对GDP比率で4～5%にも達するような経常収支赤字は持続不可能との結論を下し

た。そして、経常収支赤字の調整は為替水準の大幅切下げ(02年水準から約40%)が起きる必要があると指摘した(マン(2004))。

(注15) 米国では04年6月から、欧州では05年12月から、それぞれ利上げが始まった。

(注16) Bernanke (2005) を参照のこと。なお、リカルド・カバレロMIT教授は、東アジアに魅力的な投資先や金融商品が不足していることが米国への資金流入(=米国の経常収支赤字)の原因であるとの見解を示している。

(注17) 以上の議論は松林(2010)に簡潔に紹介されている。

(3) 経常収支の不均衡是正策と

日本の経験

IMFは、経常黒字幅を縮小する上で、実質為替レートの切上げとマクロ経済刺激策および構造改革が必要であり、この両者を同時に行うことが望ましいとしてきた。まず、為替レートの調整策については、自国と貿易相手国との財・サービス価格の相対変化を通じた弾力性効果が挙げられるだろう。

また、自国内の輸出財と輸入財との相対価格(交易条件)の変化が貯蓄性向(=1-消費性向)を変化させるローレン・メツラー効果も指摘できる。なお、為替レート変動による経常収支不均衡是正効果に関する評価は歴史的に見ても定まっていなのが実際のところであろう。直接投資などに関する履歴効果(ヒステリシス)や市場別価格設定行動(PTM)によるパススルー率の低さなど、短期的に為替レート変動が期待される不均衡是正をもたらさない可能性もあるだろう。とはいえ、東アジア諸国に関しては、基本的には対米ドルの為替

レートを緩やかに切り上げていくことが望ましいと一般的には考えられている。

なお、85年のプラザ合意後に日本円は大幅に増価したが、Jカーブ効果もあって経常収支黒字はなかなか縮小に向かわなかった。そのため、90年代半ばまで日本円はさらに切り上がるべきとの主張もあったが、こうした一貫した円高圧力が後のデフレを生み出した原因であると指摘する意見は少ない。

一方、マクロ経済刺激策および構造改革については、過剰貯蓄状態は何が原因で発生しているのか、を考慮する必要がある。80年代後半の日本では、経常収支黒字の削減に向けてさまざまな対策が実施された。基本的に、米国側は対日貿易赤字の原因は、日本市場の閉鎖性にあるとの主張から、「外圧」としてさまざまな規制緩和要求を行った。具体的には、日米構造協議（89～90年）を受けて策定された公共投資基本計画（90年）では、10年間で430兆円の公共投資を行うことを目標として設定された（その後94年には10年間で630兆円へ上方修正された）。80年代前半以降、財政再建路線を採用し続けてきた日本では、円高不況に際して財政再建路線が棚上げされたが、これら一連の内需拡大策は、結果的にバブル形成の追い風となったのは否定できない。

なお、それ以降の25年間を振り返ってみても、日本は経常収支黒字体質が残る一方で、米国は経常収支赤字を続けるなど、不均衡是正策の中長期的な効果への疑念は今なお残っている。

（注18）円高進行の際、輸出入価格の反応の違いによって、輸出入数量に為替レート変動の影響が出る前に、一時的に経常収支黒字が膨らむ現象をさす。

（4）過剰な外貨準備保有の弊害

東アジア諸国の外貨準備保有は多過ぎると指摘され続けてきた。日本銀行によれば、外貨準備とは「通貨当局が為替介入に使用する資金であるほか、通貨危機などによって、他国に対して外貨建債務の返済などが困難になった場合に使用する準備資産」と定義づけされている。IMFでは、輸入金額の少なくとも3か月分の外貨準備を保有することが望ましいとしてきたが、それをはるかに上回った状態が続いている。このように、万一の際に輸入を確保するための「保険」としての金額をはるかに超過したものであり、さまざまな面で弊害をもたらしている。

まず、政府が大量の外貨建て資産を保有することで、大きな為替変動リスクにさらされているといえる。アジア通貨は将来的に増価するものと思われるため、そうならばその分だけ各国政府はキャピタルロスを被り、潜在的な財政コストとなる。また、仮に自国内での金利水準が米国債利回りよりも高い状態であれば、その金利差分の損失を被る可能性もある。一般に、自国通貨高を回避するために為替介入を実施する際、同時に発生する金融緩和効果を相殺するために、通常は不胎化（金融市場から自国通貨を吸収するために売りオペを実施する）を行うわけであるが、その際に自国の短期金利が米国債利回りなどより高けれ

ば、損失が発生することになる。

なお、中国においては、これまで外貨準備を使って、不良債権問題に苦しむ金融機関に対して資本注入を行ってきたほか、外貨準備を積極的に運用する政府ファンド（SWF）として中国投資有限責任公司（CIC）を設立するなどの動きを見せている。また、外貨準備の一部を対外債務（07年末：3,736億ドル）の削減に積極的に活用すべきとの主張もある。

ちなみに、東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）メンバーの中央銀行は、各国の潤沢な外貨準備や中銀が保有する外貨資産の一部を拠出して基金を創設し、それを域内で発行される債券の購入にあてようというアジア・ボンド・ファンドを設立しており、後述のアジア債券市場育成に資することも目的としている。

（5）東アジアにおける金融面での

「地産地消」の試み

アジア通貨危機後の東アジア地域における金融協定は、為替レート制のあり方、

ダブルミスマッチの軽減、最後の貸し手機能、を検討・推進する方向で進んできた。2000年代にかけてのグローバル・イン

バランス問題への対応を巡っても、やはりの問題もさることながら、の問題解決に向けての努力であるアジア債券市場の育成も極めて重要であると考えられている。アジアの企業にとっては長期資金の安定的な調達が可能になるというメリットがあるほか、バーナンキ流に考えれば、アジアの

貯蓄を成長ポテンシャルの高いアジア域内で有効に使うことができれば、アジアの超過貯蓄状態は解消され、国際金融システムの安定化にも資するはずである。

アジア通貨危機を経験した国々では、銀行の不良債権問題や外銀の慎重姿勢もあり、銀行融資を通じた資金調達が厳しくなっており、社債発行などを通じた資金調達手法の多様化が求められてきた。

そうした経緯もあり、03年8月のASEAN+3財務大臣会合では、アジア債券市場イニシアティブ（ABMI）を合意し、チェンマイ・イニシアティブ（CMI：二国間通貨スワップ取極のネットワークとASEANスワップ協定から構成される「最後の貸し手機能」創設）や地域サーベイランス（政策監視）による危機やその伝播の未然防止策などと合わせ、東アジアにおける地域金融協力として推進している。

おわりに

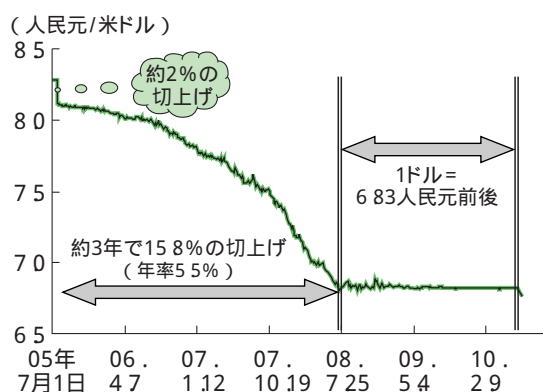
——リバランスの持続性への課題——

グローバル金融危機やそれが引き起こした世界同時不況の過程では米住宅市場の大幅調整と個人消費の落ち込みが発生し、結果として経常収支赤字が縮小した。同時に、輸出頼みの経済成長を続ける日本を含む東アジアでも、輸出の急激な落ち込みにより、経常収支黒字が大きく縮小するなど、不均衡是正（リバランス）の動きが見られた。しかし、09年半ば以降、世界経済が底入れし、持ち直し基調を続けるなかで、再びイ

ンバランスが強まりはじめている。米国では家計部門のバランスシート調整が進行中とされるが、過剰消費体質の修正という経済構造調整につながるものなのかどうかは、もう少し時間が経たないと判断できない。なお、多くの国際機関や有識者らは、今後再びインバランスの拡大が続く可能性を指摘しているのも実際のところである。^(注19) 80年代の日米経済摩擦とそれに対する対応策やその後の展開を振り返っても、やはり米国経済の構造調整を伴わない限り、東アジア諸国がいくら経常収支の不均衡是正策を行っても、あまり効果はないと思われる。また、過度の国内需要刺激策も将来的なバブル発生の原因になりうることを十分認識した上で行う必要もあるだろう。

一方、2010年には世界第2位の経済大国となる中国においては、人民元レートの実効的な切上げが今後とも求められていくことは想像に易い（第10図）。G20主要国首脳会合の開催を控えた6月19日、中国人民銀行は人民元レートの弾力化を公表した。し

第10図 管理フロート制移行後の中国人民幣



資料 Bloombergデータから作成
(注) 変動幅は07年5月20日までは中国人民銀行が公表する前日終値の±0.3%、それ以降は±0.5%。

かし、先行きについても人民元レートの上昇スピードは緩やかに行うものと思われる。それゆえ、資本輸出規制が大幅に緩和されない限り、中国の外貨準備の積み上がりやそれがもたらす金融緩和圧力はなかなか解消できないと予想される。一方で、貿易黒字もまた一段と拡大する可能性が高く、投資主導から消費主導への転換、その結果としての輸入の増加が求められるだろう。そのためには、農村部の所得拡大、社会保障制度の整備などが必要である。特に、今後、急速な高齢化の進行が予想される中国においては、社会保障制度の未整備が予備的動機による貯蓄増につながっている可能性が高く、消費促進にとっても欠かせない政策課題であろう。

最後に、菅内閣の下で発表された「新成長戦略」では、アジア債券市場の構築に關しての記述がある。具体的には、アジア域内の豊富な貯蓄をアジアの成長に向けた投資に活用するため、10年度内にASEAN+3債券市場フォーラムを設立し、11年度までには信用保証・投資ファシリティ業務を開始、20年度までにアジア債券市場を育成し、日系企業等の現地通貨での資金調達を円滑化することを目指す、とのことである（国家戦略室（2010））。もちろん、アジア域内の金融資本市場を巡っては、そのポテンシャルの高さからわが国だけが注目しているわけではなく、競争も激化しているが、わが国金融機関にとっても重要な戦略拠点に挙げられていることもあり、今後の動向が大いに注目されるだろう。もちろ

ん、経済・金融市場の発展の状況が一様ではないなど、さまざまな課題を抱えているのも確かである。日本においてすら、信用度の低い企業は社債による資金調達手段が閉ざされていることへの対応や、情報開示や会計・監査、決済システムなどの市場インフラや各種の法制度の整備などが、今後の債券市場の発展のために重要といえるだろう。もちろん、これらの動きが、グローバル・インバランス問題の解決には直接つながらない可能性もあるが、さまざまな経済・金融面でのショックに対する耐性強化には資するものとして期待したい。

（注19）経済産業省（2010）には、グローバル・リバランスの持続性に関する国際機関や有識者の見通しが簡潔にまとめられている。

<参考文献>

- ・小川英治・工藤健（2004）「アメリカへの資金流入の変化と世界経済への影響」『検証・アメリカ経済』日本評論社
- ・経済産業省（2010）『通商白書』経済産業省ウェブサイト
- ・国家戦略室（2010）『新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～』国家戦略室ウェブサイト
- ・小宮隆太郎（1994）『貿易黒字・赤字の経済学』東洋経済新報社
- ・白川方明（2009）「金融危機に対する国際的な政策対応（カンザスシティ連邦準備銀行主催シンポジウムにおける講演の邦訳）」日本銀行ウェブサイト
- ・世界銀行（1993）『東アジアの奇跡』東洋経済新報社

- ・田中隆之（2002）『現代日本経済』日本評論社
- ・谷内満（2008）『グローバル不均衡とアジア経済』晃洋書房
- ・松林洋一（2010）『対外不均衡とマクロ経済』東洋経済新報社
- ・マン、キャサリン（2004）「アメリカの経常収支赤字は持続可能か：2つの見解」『検証・アメリカ経済』日本評論社
- ・吉富勝（2003）『アジア経済の真実』東洋経済新報社
- ・Bernanke, Ben S. (2005) "The Global Saving Glut and the U.S. Current Account Deficit", The Federal Reserve Board
- ・Dooley, Michael P. (2003), David Folkerts-Landau, and Peter M. Garber, "An Essay on the Revived Bretton Woods System," NBER Working Paper No. 9971
- ・Eichengreen, Barry (2007) "Global Imbalances and the Lessons of Bretton Woods", The MIT Press (畑瀬真理子・松林洋一訳『グローバル・インバランス』, 東洋経済新報社, 2010年)
- ・Krugman, Paul R. (1985) "Is the strong Dollar sustainable?", NBER Working Paper, No.1644
- ・Krugman, Paul R. (1994) "The Myth of Asia's Miracle", Foreign Affairs, November/December 1994
- ・Mann, Catherine L. (2002) "Perspectives on the U.S. Current Account Deficit and Sustainability", Journal of Economic Perspectives 16
- ・Obstfeld, Maurice and Kenneth Rogoff (2009) "Global Imbalances and the Financial Crisis: Products of Common Causes", paper prepared for the Federal Reserve Bank of San Francisco Asia Economic Policy Conference

（みなみ たけし）



ゆく夢くる夢

今年もまた大勢の人で賑わった。地元宇和島市水荷浦地区のイベント「ふるさとだんだん祭り」は、国の重要文化的景観にも選ばれている段畑で栽培される、早堀馬鈴薯の収穫祭である。二つの太陽の恵みで全国でも早い出荷が叶う。二つとは、通常の太陽の温もりとそれに暖められた段畑の石垣の温もりである。その石垣には先人の汗と苦悩が染み着く。日本の段畑を表現する「耕して天に至る、以て貧なるを知る」とは、まさにこの地のことだった。平均勾配40度、急峻な段々づくりしか許されない開墾と栽培、運搬は、人目をはばかりに村民の体を変形させてもなお、子が産まれる毎に一枚ずつ天を目指すほかない貧しさを誰よりも知るが故に「耕して天に至る、以て勤勉なる哉」と、昔人は切り返したという。

村人はその後の食い扶持を甘藷へ求め、さらに漁獵へ、その漁獵も漁獲から養殖へ、その養殖は更に魚類から真珠へと変遷を重ねるが、一時はネズミの繁殖が著しく、夜道を歩くとネズミにつまづくほどだった。この地に限らず、そんな親たちの姿を見てきた農家一体の跡取りたちは、だから、農外所得をつぎ込んでまでも赤字申告の農業をやめない。そばで夫を支える妻たちの無言は、その非効率をも包み込んだ、いたわりの表れである。実に我が国の大半はそんな農地であり、日本の農業や、農業の持つ環境保全能力はこうして守られてきたのである。

その土地が荒廃している。跡取りもなく、託す地元後継者もない。改正農地法はこの問題を解消するため、“所有から耕作へ”の転換を推し進めている。国は企業の資本注入による農地保全を期待する。が、得てして資本主義は気まぐれである。新規参入したのも束の間、採算がとれないとすぐに撤退する様は、孫らが興じるTVゲームの“リセット”にも似る。私等の世代でいうと“ご破算で願いましては”だろうか。収支への敏感な動きは資本主義のセオリーだが、“所有から耕作へ”は、この動きにピッタリなのである。しかし返還された農地は“更地”にすら戻らず、弄ばれ、無惨に荒らされた“つわものどもが夢の跡”

にさえ映る。つまり悲しいのである，虚しいのである，もどかしいのである。

だから老人たちは今日も耕す。先祖を耕す。生き甲斐を耕す。体が続く限り耕す。無理は危ないと言っても無理をする。動力源は利潤ではない。代々の意を継ぐ使命感であり，実りへの感謝であり，その実を^は食む伴侶や子や孫の笑顔である。ところが，その実を喰らうのはイノシシであり鹿であり鳥なのである。伐採や，実をつけない植林で彼らの棲み家を狭めてきたのは私たちである。鳥獣らは致し方なく危険を冒して里山より人里へ下りてくる。しかし禁猟区や禁猟期の制約を設け，闇雲に捕殺もできなくしているのも私たちである。かくして鳥獣は産物のみならず，高齢者のささやかな夢や喜びまで喰い荒らす。時には人体に危害も与える。私は行政へも機会ある毎に訴える，「イノシシと人間，どちらが大切なのか」と。

私はこれまで，地域農業に携わる立場として様々な課題に取り組んできた。それは生活上のことであり，地域や組織の，農政のことであった。それぞれに地域と語らい，組織と協議し，関係機関と模索を重ねながら対処してきたが，こと人口問題は難題である。少子化と高齢化は相関関係でもある。次世代がないことには次世代育成もはじまらない。そこで私はこの解決策を結婚問題に置く。特に若い農業後継者が集まる会では，「異性への積極的な話術の修得は，農業技術習得に勝る最重要課題だ」と説く始末である。なんとか家族のため，地域のため，日本のために頑張ってもらいたい。

さて，私はよく21世紀のキーワードとして“食料・水・環境・エネルギー・女性・心”を挙げる。冒頭の段畑に建つ碑には「父が砕き 童も運び 爺は築く^{ひるげ} 昼餉の芋に母のぬくもり」と刻んでいる。気づけば私も瓜^は食めば母を思い，栗食めば父を思う^{よわい}齢となった。殺伐とした社会には，思い遣る心がやたらとしみ入る。次にしみ入るのは食料ではないだろうか。食べ物の恩は忘れ難いものだ。今日もまた鳥獣被害の声を聞く。食べ物の恨みもまた忘れにくいものだ。老人のささやかな，あるいは若者の希望に満ちた夢を喰い荒らす猪らではなく，人の悪夢を食べると言われるバクなら歓迎するのだが。

(前 えひめ南農業協同組合代表理事組合長 <愛媛県農業協同組合中央会会長>

林 正照・はやしまさてる)

小麦の国際需給と日本の自給

主席研究員 藤野信之

〔要 旨〕

- 1 国際的な小麦需給は、地域別ではアフリカ、中東の輸入が多く、国別に見るとEU、日本、韓国を除けば、米州等先進国から発展途上国への輸出という一方的なベクトル構造をもっている。WTOの前身であるGATT自体が、国際小麦協定や国際穀物協定との関係が深い。
- 2 小麦、小麦粉、フスマを加えた小麦製品全体で見ると、主要5か国で世界輸入量の約25%を占めており、大規模生産による低価格性や、小麦が湿潤・乾燥をともに嫌うこと等から一定の国産分業が成立している。日本と農業の類似性が高い韓国でも、内需のほとんどを輸入に依存している。
- 3 日本の輸入量は578万トンで世界輸入量の5%弱を占め、小麦粉を含む小麦換算輸入量は620万トン強で世界輸入量の5%弱を占める。小麦、小麦粉とも、国家貿易と高率2次関税制度によって、国内農業と製粉産業を保護している。輸入量の増大に対応して小麦自給率は順次低下していき、現在では14%と極めて低い水準にまで至った。
- 4 作付面積は、米政策改革（2004年度から）において適地適作化を促進する産地作り交付金制度を受けた転作が定着したこともあり、近年では堅調に推移している（09年では9.2万ha）。生産量は北海道、北九州、北関東、東海で多く、品質では北海道、北九州で高いのが特徴的である。
- 5 小麦の価格は、99年まではほぼ全量政府買入であったこともあって漸減傾向ながら一定水準を維持しており、転作による収穫量の増加がありながら、10a当たり粗収益も一定水準で推移している。これは、早期に輸入自由化、関税無税化した大豆と好対照をなしており、国境措置が国内生産基盤の維持・確保に重要であることが分かる。
- 6 パン用小麦等生産の国際分業は一定の前提であり、輸入先の分散と海外投資による調達先の安定化が必要である。国内生産に関しては、一定の自給率の維持・拡大、構築済みの各地域の生産体制の維持のため、引き続き政策的な補助のもとにその生産量を維持・拡大していく必要がある。構築された各地域の生産体制は、水田を中心とする集落を基盤とした地域農業という、日本農業の存続にかかっている。また、国内の製粉産業が国家貿易と小麦粉関税で保護され、小麦粉、フスマの自給に貢献している体制を維持することが重要である。

目 次

はじめに

1 国際小麦需給の概要

- (1) 生産・輸出入の概要
- (2) 小麦の主要国別輸入状況

2 小麦の国内需給動向

3 国産小麦の生産動向

- (1) 作付面積・収穫量
- (2) 生産構造
- (3) 地域別生産量と品質

4 価格と生産費の動向

- (1) 価格

(2) 生産費

5 政策的支援の動向

- (1) 品目横断的経営安定対策への移行
- (2) その他の生産支援策
- (3) 民主党農政による支援策
- (4) 技術的支援等

6 課題と展望

- (1) 国家貿易と高率2次関税制度の堅持
- (2) パン用小麦等の国際分業と安定調達
- (3) 国内生産による自給率向上
- (4) 小麦粉・フスマを含む自給率の維持

はじめに

2007年からエネルギーと穀物・油糧種子の価格が高騰して世界を揺るがしたが、米国発のサブプライム問題による金融危機によって08年秋から低下に向かった。09年春からは主に南米の有力産地であるアルゼンチンの干ばつ予想で大豆が反転し、米国産トウモロコシも降雨による作付け遅延を材料に上昇基調となった後、夏を境に、米国農務省による09/10年度の豊作予想等によって調整局面入りした。その後、現在では10/11年度の減産予想のもとに強含みで推移している。

いずれにしろ、穀物価格は、過去数十年に及ぶ低位安定から一段高いところへシフトアップしたと言える。

日本は国内小麦需要の86%を輸入に頼っているが、一次加工品である小麦粉も、二

次加工品であるパン、めん等も、配合飼料原料の一部となるフスマ（小麦の糠^{ヌカ}）も、輸入（原料）価格の上昇を受けて07年以降値上げが行われ、07～09年と国内企業物価も上昇した。

当然のことながら、日本の小麦需給は大きく世界とつながっており、その構造や動向を踏まえた上で国内対策を検討する必要がある。

本稿では、国際小麦需給を概観した上で、国内における小麦の需給・生産動向を整理し、小麦の安定的な調達に必要なとなる課題について検討することとしたい。

1 国際小麦需給の概要

(1) 生産・輸出入の概要

国際的な小麦需給を見ると、生産量ではEU（1億5,034万トン）、中国（1億1,246万トン）、旧ソビエト連邦（1億1,546万トン）、

インド(7,857万トン)、米国(6,802万トン)、カナダ(2,861万トン)、オーストラリア(2,094万トン)が多く、生産量が内需を上回る米国(輸出量、2,764万トン)、EU(2,532万トン)、カナダ(1,881万トン)、オーストラリア(1,472万トン)が大きな輸出国となっている。輸入は、地域別ではアフリカ(3,683万トン)、中東(2,835万トン)(08年、USDA FAS)、国別ではエジプト(591万トン)、ブラジル(603万トン)、アルジェリア(649万トン)、EU(685万トン)、日本(578万トン)が多いが、輸出に比べると分散化している(第1表)。

世界生産量6億9千万トンの19%が輸出され、一次加工品の小麦粉、フスマでの輸出は各々2%と少ない。

大規模生産による低価格性や、小麦生産が適切な水管理を必要とすることから(湿潤を嫌い、乾燥も嫌う)、一定の国際分業が成立していると言える。日本との農業の類似性が高い韓国においても、内需のほとんどすべてを輸入に依存している。

もともと現在のWTOの前身であるGATT自体、国際小麦協定や国際穀物協定と関係が深いものだが、国際的な小麦の輸出入は、EU、日本、韓国とブラジル(大

第1表 小麦の主要国輸入状況(2008年)

			日本	エジプト	EU	ブラジル	アルジェリア	韓国	韓国を除く5か国計	対世界輸入量シェア	対世界小麦生産量シェア	世界計	世界輸入量の対生産量シェア
小麦	輸入量	千トン	5 780	5 911	6 847	6 033	6 487	2 682	31 058	26.0%	4.5%	119 261	17.3%
	輸入額	百万ドル	3 277	1 567	2 637	1 874	3,174	1 274					
	輸入単価	ドル/トン	567	265	385	311	489	475					
小麦粉	関税	%	枠内;無税 枠外;55円/kg(93.8%)	無税	高質;無税 普通;95ユーロ/t(24.7%)	10%	5%	1.8%					
	輸入量	千トン	2	0	11	682	0	60	695	6.6%		10 534	
	輸入額	百万ドル	2	0	10	292	0	40					
小麦換算輸入量	輸入単価	ドル/トン	1 250	216	896	428	1 242	656					
	関税	%	枠内;25% 枠外;90円/kg(69.7%)	2%	172ユーロ/t(19.2%)	12%	30%	4.2%					
	小麦換算輸入量	千トン	3	0	15	947	0	83	965	6.6%	0.1%	14 631	2.1%
フスマ	輸入量	千トン	118	65	44	5	-	370	232	6.0%		3 853	
	輸入額	百万ドル	30	10	11	1	-	86					
	輸入単価	ドル/トン	254	159	242	272	-	233					
小麦換算総輸入量	関税	%	無税	2%	29~44ユーロ/t(12~18.2%)	6%	30%	2%					
	小麦換算輸入量	千トン	421	231	157	18	-	1 321	827	6.0%	0.1%	(13 761)	(2.0%)
	小麦換算総輸入量	千トン	6 204	6 142	7 019	6 998	6 487	2 765	32 850	24.5%	4.8%	133 892	19.4%
小麦生産量			882	7 977	150 338	5 886	2 300	10	167 393		24.3%	689 936	100.0%

資料 UN comtrade, www.worldtariff.com, FAO STATから作成、算出(エジプト、世界計の輸入量数値はFAO2007年のもので、小麦粉は差引逆算により算出)

(注)1 小麦粉の小麦換算は、換算率0.72%の逆数、フスマの小麦換算は、換算率0.28%の逆数で試算。

2 日本的小麦輸入関税の従価税換算は、08年の輸入単価(為替レート=103.36円/ドル)で試算。EUについても同様。

3 フスマの世界ベースの小麦換算輸入量は、小麦粉のそれと二重計上となるためカッコ()書とし、総輸入量には加算していない。

宗をアルゼンチンから輸入)を除けば先進国から発展途上国への一方的なベクトル構造を持っている。

(2) 小麦の主要国別輸入状況

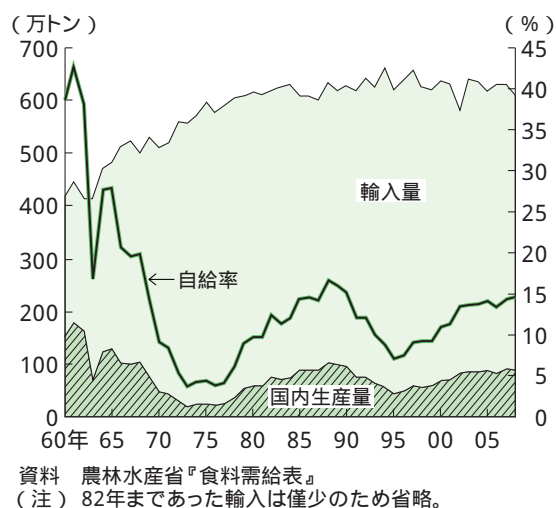
前記の主要輸入国(地域)の輸入状況を見てみると、小麦の輸入関税は、エジプトで無税のほかは、皆そろって輸入障壁を設けている。しかし、アルジェリアは5%と相対的に低く、ブラジルも10%だが、大宗を輸入するアルゼンチンに対しては関税同盟であるメルコスールの無税枠が適用される。もっとも、近年ではアルゼンチンによる内需確保のための輸出規制によって、メルコスール外からの輸入関税も上限200万トンについて無税化して対抗した。ちなみに韓国も1.8%と低い。日本も関税割当枠内(食糧法に基づいて政府が輸入するもの等)は無税(ただし、国内の需要家が買い受ける時には上限45.2円/kg、実勢20円/kg< 従価率換算34%>のマークアップ(売買差益)の上乗せが必要)だが、枠外関税は55円/kg(従価率換算93.8%)と高く、枠外関税を払っての輸入はほとんど無い。EUは普通(中低質)小麦には95ユーロ/トン(従価率換算24.7%)の関税で域内生産を保護しているが、高品質小麦は無税としている。

小麦の一次加工品である小麦粉の輸入関税は、5か国および韓国でも設定されており、エジプト(2%)と韓国(4.2%)で相対的に低い以外は、アルジェリア30%、EU(172ユーロ/トン、従価率換算19.2%)、

ブラジル12%、日本も関税割当枠内25%(さらに上限62.6円/kgのマークアップ要)、枠外関税90円/kg(従価率換算69.7%)の輸入関税と国家貿易制度で国内の製粉産業を保護している。各国とも小麦粉の輸入はほとんど無い。もっとも、我が国においては近年、小麦粉に砂糖や粉乳を加えた、より低関税率(16~24%)の小麦粉調製品の輸入が増加し(10万トン、08年、農林水産省(2010))製粉業者を脅かしている。

日本の小麦輸入量は578万トンで世界輸入量の5%弱を占め、小麦粉、フスマを含む小麦換算総輸入量は620万トン強で世界輸入量の5%弱を占める。フスマの輸入関税は無税で、飼料の大宗を国外依存する国内飼料需要に対応している。日本の小麦輸入が、国家貿易制度を残しつつ枠外部分を関税化したのはウルグアイ・ラウンド合意を受けた95年だが、前記の国境措置もあって輸入量は500万トン強で推移している(第1図)。

第1図 小麦の生産量・輸出入量・自給率の推移



2 小麦の国内需給動向

わが国の小麦の1人当たり年間国内消費量は、戦後における学校給食のパン食化や食生活の洋風化によるパン食の増加に伴い、60年代に急増して67年に31.6kgとなった後、その後はほぼ同水準で推移している（農林水産省，食料需給表）。小麦粉の生産量も、過去10年、460万トン前後で安定的に推移している（農林水産省（2010））。

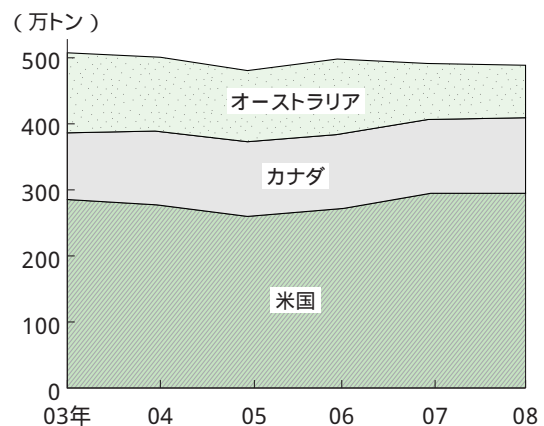
品目別自給率は61年の41%をピークに60年代に急減し、70年代中盤に4%の底をつけた後、水田転作の拡大と単収の増加によって近年では14%程度で推移している。加工品目別に見ると、自給率が高いのはうどん用（64%）だけで、2位の菓子用（23%）以外では8%未満であり、主力のパン用では0.6%となっている（第2表）。国産小麦は、色や粘弾性などの品質面で劣り、かつ品質のばらつきが大きく、また、製粉効率が悪い等の指摘がある。^{（注1）}小麦二次加工品生産量の長期推移を見ると、食生活の多様化、高度化が一巡していることもあって、めん類、パン類ともに減少傾向にあり、ビスケ

第2表 食料用小麦の用途別使用料
（2006年度、推計）

	（単位 万トン，％）		
	小麦使用量	国産使用量	国産割合
パン用	155	1	0.6
その他めん用	122	4	3.3
うどん用	61	39	63.9
菓子用	75	17	22.7
その他小麦粉	108	8	7.4
味噌醤油用	16	1	6.3
合計	537	70	13.0

資料 農林水産省『食料・農業・農村の動向』（08年度）

第2図 食糧用小麦の輸入先国別輸入量推移



資料 農林水産省『麦の需給に関する見通し』（09年3月）
（注）08年は見込み値。

ットだけが微増している（農林水産省（2010））。なお、1世帯当たりの品目別消費支出金額（全世帯）の近年の推移を見ると、めん類は食料支出全体の傾向と同様に微減傾向の後、穀物価格高騰を受けた消費者物価の上昇によって08年に増加し、09年には再び減少した。パンは横ばい傾向の後、同様に08年に増加し、09年にも増加した（総務省『家計調査年報』）。

小麦の主要輸入先国は米国であり、08年で292万トン（構成比61%）とその大宗を占め、次いでカナダ112万トン（23%）、オーストラリア80万トン（16%）と続く（第2図）。

（注1）農林水産省『麦をめぐる事情』（01年10月），08年1月18日付全国農業新聞web版，ほか。

3 国産小麦の生産動向

（1）作付面積・収穫量

小麦の作付面積の長期推移を見ると、戦後の食糧増産等で61年に64.9万haとなった

あと70年の7.5万haに向けて減少しているが、これはもっぱら都府県の減少によるものとなっている（第3図）。これは、もともと北海道では麦作が普及していなかったなかで、高度経済成長の過程で都府県において兼業化が進み、農業経営上副次的な地位にあった麦作を放棄する傾向が強まったことによるものと考えられる。^{（注2）}

71年からはコメの生産調整（転作）が本格的に開始され、都府県の小麦作付面積はいったん77年の5.8万haまで回復し、その後再び低下したあと、95年から生産調整面積が拡大したことから再度拡大し、「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策」（99年）をはじめとする、ほぼ1年おきに策定された諸対策や、「米政策改革」（04年度から）において適地適作化を促進する産地作り交付金制度を受けた転作が定着して、近年では堅調に推移している（09年には9.2万ha）。

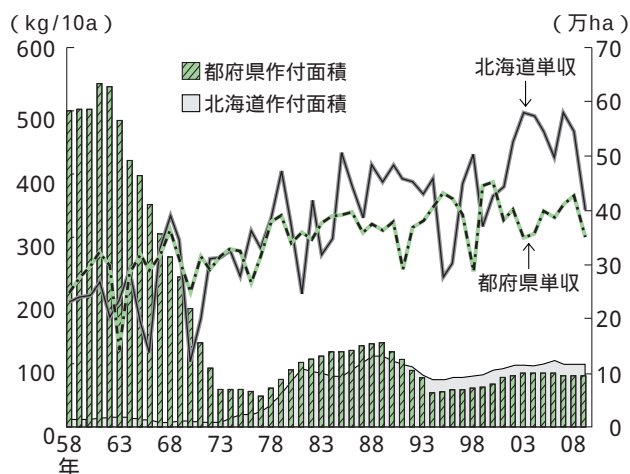
北海道では、72年の8千haをボトムにして、74年産からの麦生産振興対策（麦生産

振興補助金）の強化を受けて81年の10.6万haにむけて急増し、都府県と同様の増減を経て、09年では11.6万haと、95年以降微増傾向にある。小麦は単収のぶれ（作況変動）が大きいが、変動幅は北海道の方が大きくなっており、北海道、都府県ともに単収は緩やかな増加傾向にある。

作付面積推移を、資料のある4麦（小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦、小麦の作付面積割合は78%）について北海道・都府県・田畑別に見ると、都府県の裏作等が減少する一方、転作小麦増によって田での増加が大きくなっている（第4図）。都府県の裏作減少は、水稻栽培の早期化、高齢化の進行等によるものと考えられる。^{（注3）}

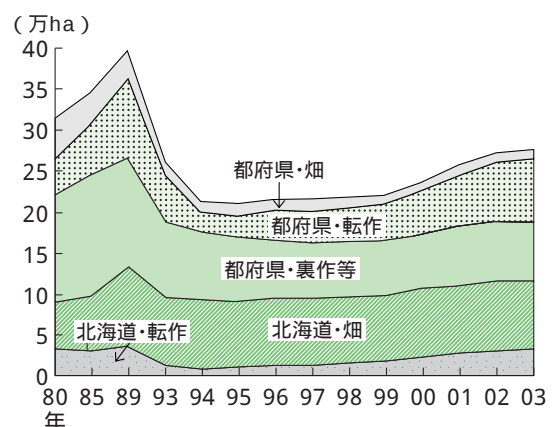
小麦収穫量は作付面積の増加と単収の増加傾向を受けて増加基調にあり、旧食料・農業・農村基本計画（05年）で現状維持とされた生産努力目標の2015年86万トン、07、08年（88万トン）に超過達成された。しかしながら、09年産は不作で収穫量は67万トンとなった。なお、民主党政権下で策

第3図 北海道・都府県別の小麦作付面積・単収推移



資料 農林水産省『作物統計』

第4図 4麦の水田裏作・転作・畑作別面積の推移



資料 （社）全国米麦改良協会HP「麦関係情報」

定された現行基本計画（10年3月）の20年における生産数量目標は、「良質な水稻晩生品種の育成による広範な水田二毛作の普及と、作業効率や排水性の向上のための水田の団地的な利用と汎用化」（農林水産省）等によって現状から180万トンに倍増するものとなっている。

（注2）農林水産省（1976）『日本の麦』

（注3）農林水産省「麦をめぐる事情」（01年10月）

（2）生産構造

05年の作付面積は21万4千ha（うち販売目的は18万ha）、販売目的作付農家数は8万6千戸で、1戸当たりの作付面積は2.17haと、00年比で33%増大した（第3表）。もちろんここでも北海道と都府県の違いは歴然としている。北海道の1戸当たりの作付面積（販売農家）は6.05haと、都府県の1.04haの5.8倍の大きさがある。

麦類の生産は、主に農業所得で生計を立てている農家（主業農家）による産出額が78%と、稲作（38%）とは異なる生産構造となっている（08年、農林水産省推計）。

規模別の販売目的作付農家数推移を見ると、05年でも1ha未満の農家数割合が57%を占めているものの、その作付面積割合は12%にとどまり、5ha以上の全体の12%の

第3表 小麦の作付面積・販売農家数

（単位 千ha、千戸、a、%）

	2000年	05	増加率
作付面積	183.1	213.5	16.6
販売目的作付面積	148.6	180.1	21.2
販売目的作付農家数	91.5	86.1	5.9
1戸当たり面積	162.4	216.7	33.4

資料 農林水産省「農林業センサス」

（注）「作付面積」には自給的農家を含む。

第4表 規模別小麦作付農家数・面積（全国）

（単位 戸、ha、%）

	作付 農家数	割合	作付面積	割合
0.1ha未満	2,145	2.5	121	0.1
0.1～0.3	12,764	14.8	2,458	1.4
0.3～0.5	13,431	15.6	5,032	2.8
0.5～1.0	20,495	23.8	14,282	7.9
1.0～1.5	10,211	11.9	12,038	6.7
1.5～3.0	10,891	12.6	22,242	12.4
3.0～5.0	5,703	6.6	21,599	12.0
5.0～7.0	3,457	4.0	20,113	11.2
7.0～10.0	3,327	3.9	27,345	15.2
10.0ha以上	3,693	4.3	54,861	30.5
合計	86,117	100.0	180,091	100.0

資料 農林水産省「農林業センサス」（05年）

農家が作付面積全体の57%を占めている（第4表）。道・県別に見ると、北海道では5ha以上の農家数割合が48%（00年には39%）を占め、その作付面積割合は79%（同72%）に達し、都府県では1ha未満の農家数割合が70%（同77%）を占めるが、その作付面積割合は30%（同41%）にとどまる。それぞれにおいて、規模拡大が進んでいる。

（3）地域別生産量と品質

国産小麦の生産動向を、地域別、都道府県別の生産数量、品質の分布から見てみると、地域別、県別に大きなバラツキがあることが分かる。07年度から実施された水田・畑作経営所得安定対策（以下「経営安定対策」という）における小麦の黄ゲタ（成績払い）対象数量（黄ゲタ（成績払い）については後記5（1）参照）と、黄ゲタ交付金の60kg当たり県別加重平均単価の、黄ゲタ単価8区分の単純平均値に対する比率で見ると、対象数量は北海道、北九州（佐賀、福岡）、北関東（茨城、栃木、群馬、埼玉）、東

海（愛知，三重，滋賀）で多く，品質では北海道，北九州で高いのが特徴的である（第5図）。

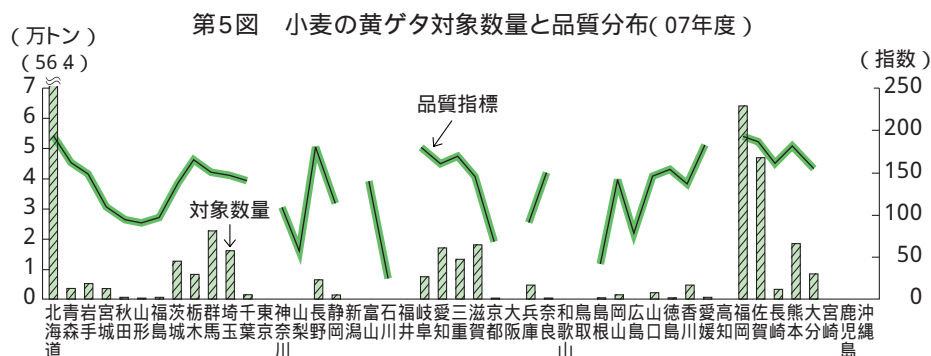
興味深いのは，生産量の地域別分布に過去20年以上にわたって大きな変化がないことである。90年，00年，08年の地域別の小麦作付面積構成比の推移を見ると，北海道の構成比が上昇し，関東・東山で低下しているが，構造変化と呼べるような変動は見られない（第5表）。また，畑作小麦は，北海道の作付面積が一貫して8～9割を占める。これらは，適地の地域別賦存割合にも規定されて，小麦に関しては20年以上前から適地適作が行われていたことを現して

いるともいえよう。

4 価格と生産費の動向

（1）価格

国産小麦（内麦）は99年度までは食糧法による政府無制限買入規定を受けてほぼ全量が政府買入されており，政府買入価格（農家手取価格）は90年以降150円/kg前後で漸減してきた。その価格水準は，主産地の過去3年の平均生産費を基準とし，それを物価修正して求められた。一方で，政府による実需者等への国産小麦（内麦）売渡価格は，外国産小麦（外麦）の国家貿易制



資料 農林水産省『2007年産水田・畑作経営安定対策の交付状況』から作成

（注）「品質指標」は、黄ゲタ単位8区分の単純平均値1066円/60kgに対する各県加重平均値の比率。

第5表 小麦の地域別作付面積構成比の長期推移

	(単位 %，千ha)		
	90年	00	08
都府県	53.6	43.6	44.8
北海道	46.4	56.4	55.2
東北	4.5	2.9	4.0
北陸	0.4	0.0	...
関東・東山	18.1	14.4	11.3
東海	5.2	6.2	7.0
近畿	4.3	3.9	4.3
中国	1.0	0.5	0.7
四国	1.7	0.4	0.9
九州	18.4	15.4	16.7
全国	100.0	100.0	100.0
作付面積計	260.4	183.1	209.9

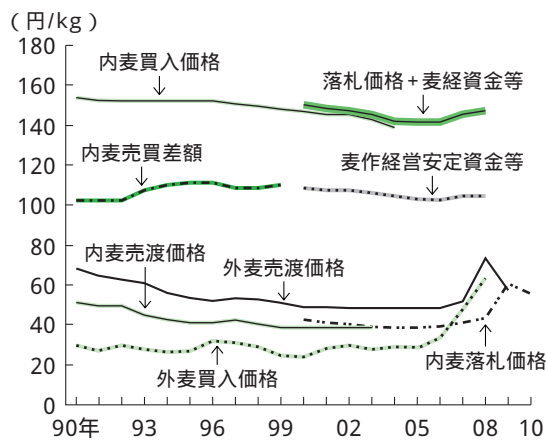
資料 農林水産省「麦の需給に関する見通し・参考統計集」

度の一環として確保される売買差益（マークアップ）で賄える逆ざや額である100円/kg前後を前提として設定されてきており，同期間にそれを差し引いた51

円/kgから38円/kgまで低下してきた。一方，内需の大宗を担う外麦の売買価格は，買入価格は国際市場連動であって同期間に30円/kg前後で推移し，実需者等への売渡価格は，20円/kg前後の差益（マークアップ）を上乗せして同期間に68円/kgから50円/kgへと低下してきた（第6，7図）。

ガット・ウルグアイ・ラウンドを受けた「新たな麦政策大綱」（98年策定）によって，2000年産からは，内麦は（社）全国米麦改良

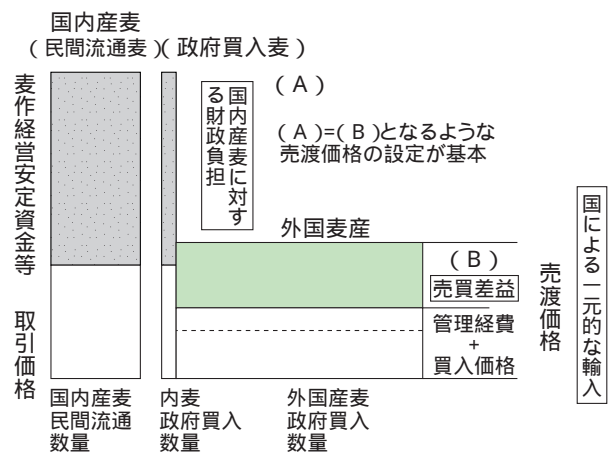
第6図 内外小麦価格等の推移



資料 農林水産省「麦の需給に関する見通し・参考統計集」(09年3月)外から作成

- (注) 1 07年度から食糧法改正により、国産小麦の買入・売渡は無い。なお「新たな麦政策」で2000年産からはほとんどが民間流通に移行済み。
2 「内麦落札価格」は銘柄別加重平均、「麦経資金」は・1等のもの。
3 麦作経営安定資金等の07年度以降は、経安対策(ゲタ)交付金の試算値。

第7図 内外麦コストプール方式概念図



資料 農林水産省(2004)「麦制度をめぐる諸問題」ほか

- (注) 1 07年度からの食糧法改正により「麦作経営安定資金」は廃止され、水田・畑作経営所得安定対策の交付金(固定払い=緑ゲタ+成績払い=黄ゲタによる直接支払)に移行した。
2 内麦の政府買入は、05、06年度は実績なし、07年度からは食糧法改正で無制限買入制度が廃止され、政府は国内産麦の買入売渡を行っていない。
3 内外麦コストプール方式は、80年から06年の方式だが、07年以降も基本的には踏襲。

協会における入札制度を含む民間流通に移行して、内麦の政府買入は実質的に終焉していき(形式的にも06年度で終了)、内麦の売買差額(逆ざや売買)による価格支持は、基本的に外麦の売買差益(マークアップ)を原資とする麦作経営安定資金(以下「麦経資金」という)の交付による価格補償へと移行することとなった。金額的にも、99年産までの政府による内麦売買差額は、

ほぼ同額の麦経資金(100円強/kg)に移行した。さらに07年度からは、農家支援策が経営安定対策に移行したが、07年の農家販売価格(粗収益、黄ゲタ(成績払)込み)は61.9円/kgで、緑ゲタ(固定払)の全国平均単価71.5円/kgを加えた小麦に対応する部分の補助金込み粗収益は133.4

円/kg(06年度は135.3円)となり、補助金政策による補助水準は、わずかながら切り下げられたものと言える(筆者試算の単価表ベースで3.5円/kg)。ちなみに、緑ゲタと黄ゲタの割合は、およそ7対3とされている(経営安定対策については後記5(1)参照)。

また、07年からは国際穀物価格の上昇に

第6表 国内産麦の振興費と外国産麦の売買差益の推移

(単位 千トン、億円)

	内麦生産量	内麦振興費	うち麦作経営安定資金等	同左単価(円/kg)	外麦輸入量	売買差益	内外麦収支
2000年	903	911	850	94	4 938	778	133
01	906	921	885	98	5 075	629	292
02	1 047	1 067	956	91	4 638	524	543
03	1 054	1 060	1 163	110	5 301	755	305
04	1 059	1 055	1 054	100	5 288	753	302
05	1 058	1 043	1 042	98	5 045	787	256
06	1 012	998	996	98	5 335	642	356
07	1 105	915	(891)	(104)	5 027	201	714
08	1 098	913	(863)	(104)	5 003	251	662

資料 農林水産省「麦の需給に関する見通し」(09年3月)外から作成

- (注) 1 麦作経営安定資金は06年度までの制度で07年度からは経営安定対策に移行。
2 07年度以降は小麦に関する経安対策(ゲタ)交付金試算値をカッコ()書き。

よって外麦買入価格も上昇し、内麦落札価格を超える事態となっている。なお、国内産麦の振興費（麦経資金等の農家支援策）と外国産麦の売買差益の収支尻（コストプール尻）は一般会計によって補填されるが、2000年において既に 133億円の赤字であり、転作奨励等による内麦生産量の増加等と、国際価格上昇による外麦売買差益の減少によって、07年には 714億円にまで赤字が拡大した（第6表）。

（注4）黄ゲタの数値は、農林水産省『米および小麦の生産費』調査等が捕捉したもの。

（注5）07～09年度に適用される緑ゲタの全国平均単価は、71.5円/kg（27,740円/全国平均単収388kg）。

（2）生産費

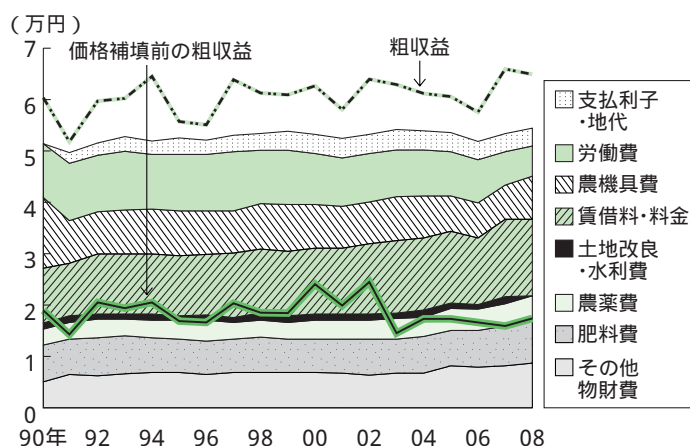
10a当たり生産費（支払利子・地代算入生産費）の長期的な推移を見ると、小麦の生産費は、機械化や作業委託等による投下労働時間の減少に連動して労働費は減少傾向にあるが、賃借料・料金が上昇傾向にあって、全体としては過去20年間ほぼ横ばいで推移している。賃借料等の上昇は、高齢化、団地化等に伴って担い手やコントラクターに作業委託する際、転作作物である場合が多いこともあって稲作に比して委託作業範囲（コスト）が広いことが要因と考えられる。

一方で10a当たり粗収益（麦経資金、緑・黄ゲタ等農家支援策込み）等も同様の傾向にあり、粗収益は過去20年間6万円前後、価格補填前の粗収益は1.5～2万円前後で推移して

いる。また、価格補填後の麦作所得も、過去20年間では1.5～2万円前後で推移して^{（注6）}いる（第8図）。これは、61年と早い時期に輸入を自由化し、輸入関税を無税化して（72年）、粗収益が減少傾向をたどっている大豆と好対照をなしており、国家貿易制度と高率2次関税による国境措置が、国内生産基盤を維持、確保するうえで重要であることが分かる。

道・県別に、作付規模別粗収益と生産費の関係を見ると、北海道における規模の経済の働き方は緩やかで、黄ゲタ、緑ゲタ試算値加算後の粗収益は、2ha以上で初めて生産費を上回って収支尻（利ざや＝経常利益、上部の折れ線グラフと棒グラフの間隔）が黒字に転じる（第9図）。北海道の全規模平均の、黄ゲタ加算前の粗収益は10a当たり18,652円、これに対する支払利子・地代算入生産費は55,136円で、コスト割れが36,484円となる。これを黄ゲタ17,768円、

第8図 小麦の粗収益と生産費の動向（10a当たり）

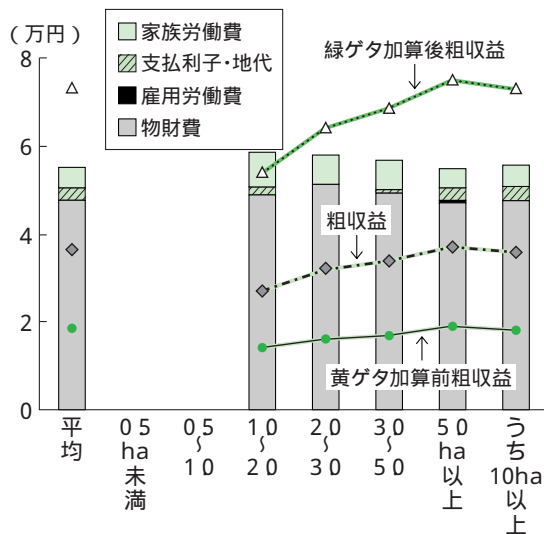


資料 農林水産省『小麦の生産費統計』外から作成

（注）1 07年度以降の粗収益、所得には、黄ゲタが含まれ、これに緑ゲタ平均単価71.5円/kg×年度単収の試算値を加算。

2 「価格補填前の粗収益」は、99年度までは政府による売買逆ざや負担、2000年度以降は麦作経営安定資金等、07年度以降は（注）1のゲタを控除したもの。

第9図 小麦の作付規模別粗収益と生産費
(北海道・07年産・10a当たり)

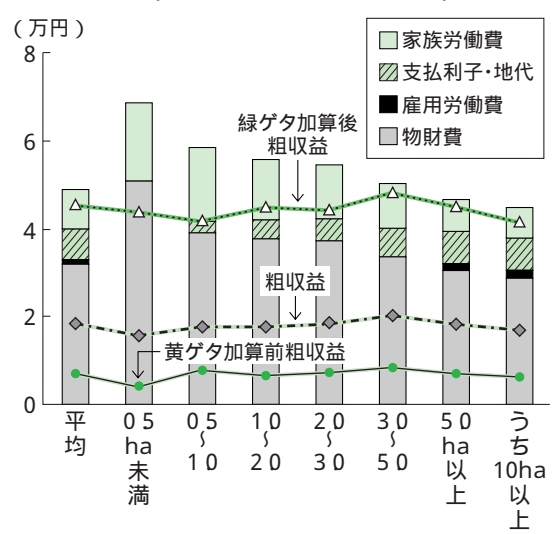


資料 農林水産省「小麦の生産費統計」外から作成
(注) 1 生産費には、自己資本利子・自作地地代を含まない。
2 粗収益には「黄ゲタ」が含まれている。加算前値の試算には、黄ゲタ北海道加重平均値(345円/kg)と規模別単収を使用。
3 緑ゲタは、全国平均単価715円/kg(388kg/10a)と、平均・規模別実単収で試算。

緑ゲタ試算値36,823円で補うと補助後の収支戻は18,107円の黒字となる。緑ゲタ試算値加算前の所得は13,654円、緑ゲタ試算値加算後では23,169円となる(補助後の収支戻18,107円に家族労働費5,063円を加えた数値と同じ)。

都府県における規模の経済の働き方も同様に緩やかだが、両ゲタ加算後の収支戻は、10ha以上でも黒字化しない(第10図)。収支戻どころか、1ha未満では所得においても赤字で、家族労働費が一切回収(稼得)できない状態となっている。都府県の全規模平均の、黄ゲタ加算前の粗収益は10a当たり7,211円、これに対する支払利子・地代算入生産費は48,705円で、コスト割れが41,494円となる。これを黄ゲタ11,205円、緑ゲタ試算値26,884円で補うと、コスト割れは3,405円まで縮小する。緑ゲタ試算

第10図 小麦の作付規模別粗収益と生産費
(都府県・07年産・10a当たり)



資料 第9図に同じ
(注) 1 生産費には、自己資本利子・自作地地代を含まない。
2 粗収益には「黄ゲタ」が含まれている。加算前値の試算には、黄ゲタ都府県加重平均値(298円/kg)と規模別単収を使用。
3 緑ゲタは、全国平均単価715円/kg(388kg/10a)と、平均・規模別実単収で試算。

値加算前の所得は21,426円、緑ゲタ試算値加算後で5,458円となる(補助後の収支戻3,405円に家族労働費8,863円を加えた数値と同じ)。都府県平均収支戻が補助金加算後でも赤字となることの主要因は、単収の低さにあるものと考えられる。

転作小麦の場合は、これに旧生産調整助成金に代わる産地作り交付金がおおよそ3.5万円前後の水準で付加されるため、都府県でも稲作所得に近い所得が得られるが、本作(畑作)小麦の場合の所得は大きく劣後するものと考えられる。全国平均で見て、畑作と田作小麦の10a当たりの所得差は、畑作の方が9,408円高いだけにとどまる(07年産、農林水産省『小麦生産費統計』)。

(注6) 経営安定対策の対象数量は86万トン(07年)で、小麦に関しては国内生産量のほぼ全量が対象となっている。

(注7) 07年度の麦に対する産地作り交付金41,537百万円を、田作麦の推定生産量482千トンで除すると交付金単価は86.2円/kgとなり、これに田作小麦の平均単収(423kg/10a)を乗じると、10a当たりの交付金は36,463円となる。

5 政策的支援の動向

(1) 品目横断的経営安定対策への移行

小麦作に対する経営上の政策的支援は、主に1942年の食管法に基づく生産者の政府売渡義務化や、それを受けた52年以来の政府による無制限買入義務の法定化に基づく価格支持政策によって行われてきた。ここにおいては、当初を除いて生産者麦価が消費者麦価を上回る逆ざや関係が恒常化していた。前記のとおり、ガット・ウルグアイ・ラウンドを受けた「新たな麦政策大綱」(98年策定)によって、2000年産からは民間流通に移行して、内麦の政府買入は実質的に終焉していき(形式的にも06年度で終了)、内麦の売買差額(逆ざや売買)による価格支持は、基本的に外麦の売買差益(マークアップ)を原資とする麦経資金によって行われることとなった。金額的にも、99年産までの政府による内麦売買差額は、ほぼ同額の麦経資金(100円/kg前後)に移行した。

また、転作小麦については、「米政策改革」にともなって、04年から旧来の生産調整助成金(転作奨励金=基本助成額は4万円/10a)が、より一層の適地適作を推進すべく産地作り交付金に改められた。

そして、主に稲作経営の構造改革促進と、国内の生産促進的補助策を抑制的に扱う

WTOへの対応を主因に、07年からは経営安定対策という品目横断的な農家経営全体に対する直接支払制度に移行した。その内容は、諸外国との生産条件不利補正対策(麦・大豆等直接支払、07年までの旧名称「ゲタ」、小麦では麦経資金に相当)と、収入減少影響緩和対策(収入減少補填、同「ナラシ」、コメも対象、小麦では新設)で構成することとされた。このうちゲタは、「過去の生産実績に基づく支払(固定払)=緑^(注8)ゲタ」と、「毎年の生産量・品質に基づく支払(成績払)=黄ゲタ」とに区分された。支援対象者は、認定農業者が集落営農組織であり、原則的な規模要件は個別経営で4ha(北海道は10ha)、集落営農で20ha以上とされたが、その規模は他産業所得の半分^(注9)を満たすものとして試算・設定された。

なお、経営安定対策の09年産小麦(秋蒔)にかかる申請経営体数は2.4万にとどまるが、作付予定面積は15.3万haに及んでいる(農林水産省)。

(注8) 緑ゲタは、「当該市町村の面積当たりの単価(2.8万円前後/10a)」を「全国一律の数量当たり単価(71.5円/kg=全国平均面積単価27,740円/10a÷全国平均単収388kg/10a)×当該市町村の共済単収X kg/10a」で求めた後、「各農家の生産実績面積(期間平均生産面積=07～09年については04～06年のものを使用)」について、当該期間の各農家の生産量を当該市町村の実単収Y kg/10aで割り戻して換算した面積とし、これに乗じて交付金額を求める。

(注9) 農林水産省「水田・畑作経営安定対策に関するQ&A 52.」(ホームページ)。

(2) その他の生産支援策

この間には、これらの直接的で基幹的な経営支援策のほかに、種々の生産支援策が

実施されてきた。65～69年にかけては機械化による集団麦作の推進のため、高度集団栽培促進事業（実施箇所912）、69年からは麦作団地育成対策事業が加わった。72年には世界的な穀物需給の逼迫があり、74年には麦生産振興奨励補助金（2千円/60kg程度）の交付等を内容とする麦作緊急振興対策が実施され、麦作振興地区の指定等が行われた。

その後も、00～06年の間には、「民間流通定着・品質向上対策（00～03年）」（交付金単価上限150円/60kg）、「品質取引普及緊急支援対策（01～03年）」（同、各年30円、74円、93円）、「品質向上・生産性向上支援事業（04年）」（同、295円（担い手面積比率による上乗せあり））、「麦産地改革支援対策（05～06年）」^{（注10）}等（同、各年326円、270円）といった補助金の上乗せが行われてきた。

なお、07年には再度生産調整の維持・拡大が大きな課題となり、経営安定対策対象者には、過去実績のない07、08年産作付拡大小麦に対して「担い手経営革新促進事業」として緑ゲタ相当額の27千円/10aが交付され、生産調整強化のために生産調整実施者に対して08年産作付拡大小麦について「地域水田農業活性化緊急対策（緊急一時金）」として年間1万円/10a×5年分が交付された。さらに、09年産作付拡大小麦に関しては、水田の利活用を向上させて自給率を上昇させる水田フル活用策（主題は米粉、飼料用米）としての「水田等有効活用促進対策」に基づく交付金が、生産調整実施者を対象とした面積払（35千円/10a）と、

経営安定対策対象者への緑ゲタ相当額助成（27千円/10a、実需者との播種前の出荷契約締結、捨て作りをしない等の条件あり）として措置される等の上乗せが行われた。

また、旧生産調整助成金に代わる産地作り交付金は、04～06年度、07～09年度の実施期間で産地作り対策の目玉として定着してきたが、09年度からは産地確立交付金（産地確立対策、09～11年度）に衣替えされ、調整水田等の不作付地への助成は原則とし^{（注11）}て認めないこととされた。なお、この他にも67～08年には良質麦生産の推進を目的とした実需者の抛出による「契約生産奨励金」（品質改善奨励金、0～10円/kg）や、規格外麦の飼料転用を目的とした「国内麦流通円滑化特別対策」（83年～、3.9～9.3円/kg（07年））が実施されてきた（日本食糧協会（2009））。

（注10）（社）全国米麦改良協会ホームページ「麦価関連対策の推移」。

（注11）小針（2009）ほか。

（3）民主党農政による支援策

09年8月の衆院選で政権党となった民主党の農政では、小麦もコメの戸別所得補償制度と同様、生産数量目標に即した生産を行った販売農家（集落営農を含む）に対する「標準的な生産費と標準的な販売価格の差額を基本とした補てんをする交付金」が基本となる。10年度は現行の経営安定対策を踏襲し、同年度からの水田作に対するモデル対策を行ったうえで作付状況等を見ながら本格的な実施に移る準備をしていくこととされており、11年度からの本格実施に

向けた検討が行われている。転作奨励としては、モデル対策の第2の柱としての「水田利活用自給力向上事業」として、生産数量目標に即した生産のいかにかわらず、35千円/10aが交付される（^(注12)産地確立交付金、水田等有効活用促進交付金等は廃止）。

（注12）農林水産省 食料・農業・農村政策審議会第13回企画部会（09年10月21日）での郡司副大臣の説明ほか。

（4）技術的支援等

前回の05年基本計画では、15年度の小麦の生産努力目標を86万トン、自給率14%とし、農業者等の課題として「実需者のニーズに応じた麦種・用途ごとの計画的な生産を展開する。実需者ニーズの農業者への的確な伝達、産地単位での品質管理の強化、加工適性の高い品種の育成・普及の加速化等により、品質を向上する。担い手の生産規模の拡大、収穫期における雨害の軽減等により、生産コストを3割程度低減する」とされていた。

これらに対する実績は、06年に北海道立北見農業試験場で、日本のうどん用に開発された有力輸入品種であるASW（オーストラリア・スタンダード・ホワイト）に対抗できる品種である「きたほなみ」が育成され、10年産では約3万haで栽培されており、今後は温暖地方でも栽培できる小麦の品種改良が課題となっている。^(注13)パン用小麦では、硬質で適性の高い品種である「ミナミノカオリ」が九州沖縄農業研究センターで開発され、栽培面積は07年産で939haに達して^(注14)いる。また、まだ規模は小さい一例だが、

福岡県ではラーメン用の独自品種である「ラー麦」が開発され、10年産では7JAで約530ha、2,200トンの生産が計画され、13年産での8,000トン为目标とした取組みが^(注15)行われている。

また、産地の農協等が主体となって組織した産地協議会が「産地強化計画」を策定して、品質や収量性の優れた新品種の導入に向けた取組み等を推進している。農林水産省による政策評価（09年7月公表）では、加工適性が高い等の良品質な新品種の作付面積のシェア（都府県）は、04年産12.1%、05年産14.9%、06年産18.4%、07年産23.1%、08年産26.8%と順調に増加している。

（注13）農林水産技術会議事務局10年5月10日付web版記事ほか。

（注14）九州沖縄農業研究センター報告（第51号、09年）ほか。

（注15）日本農業新聞2010年5月16日付記事。

6 課題と展望

（1）国家貿易と高率2次関税制度の堅持

前記のとおり、早期に輸入自由化、輸入関税無税化をした大豆では、増大する安価な輸入品との競合もあり農家の粗収益が長期的な低下傾向にある。これを是正するには、補填額（「大豆交付金」や、07年以降の経営安定対策の交付金（「ゲタ」）の金額）を、補填前の粗収益の低下に合わせて増加させていく必要が生じる。それには財政負担の増加を伴うが、昨今の国の財政状況を考慮するまでもなく、財政支出の増加を伴う施策を継続的に行うことはそう簡単ではない。

その点、小麦は国家貿易と高率2次関税制度によって国内産麦が内外価格差から守られるとともに、外麦の売買差益を内麦の生産振興に振り向けることができ、相対的に少ない財政負担で国内の生産基盤を維持することができる。

したがって、現行の小麦の国家貿易と高率2次関税制度は、国内的にも、WTO、FTA等の対外貿易交渉においても、堅持する必要がある。

(2) パン用小麦等の国際分業と安定調達
東アジアの日韓2か国が米州大陸等から大量の小麦を輸入する構造は、戦後の米国の輸出戦略等によって形成されたものと考えられる。戦後の段階から既に大きな製粉産業を有しながら、原料小麦の米州等への依存を高めていかざるを得なくなったのは、パン食の普及、拡大と、価格競争力のある余剰小麦の輸入増大に加え、日本では兼業化の進行による副次的な地位にあった小麦作の減少が相まったものと言え、そのとき既に国際分業の拡大・強化が織り込まれていたものとも言えよう。

日本の総合商社は、そろって海外の食料事業を強化しているが、小麦に関しては、北米における集荷、輸出施設への投資が多い。^(注16) いずれにしろ、小麦の安定調達には、海外投資は避けて通れない。少なくともパン用小麦等に関しては、大規模生産が適することによる価格差や、小麦生産が湿潤を嫌うこと等において、一定の国産分業が成立していると考えられる必要がある。問題は、

いかにして調達先を分散させ、安定させるかにかかっている。そこには、明確な戦略性が必要であり、政治・外交力の裏打ちも求められよう。

(注16) 09年9月10日付日本農業新聞記事、10年6月5日付日本経済新聞記事「丸紅、中国から食用小麦」ほか。

(3) 国内生産による自給率向上

とはいえ、国内食用小麦需要に関しては、できる限り自給率を向上させていく必要がある。

現在の生産体制は、前記の価格支持、経営安定対策や、旧生産調整助成金、産地作り交付金等の生産、転作補助金に支持されてできあがっている。そこには、北海道の輪作や福岡、佐賀県に代表的に見られるブロックローテーション組入済み等の生産体制もある。それらは、水田を中心とする集落を基盤とした地域農業という、日本農業の存続にかかわる体制であり、兼業農家を主体とする稲作農業の維持・確保に必須のものともなっている。

したがって、国内食用小麦生産に関しては、一定の自給率の維持・拡大、構築済みの各地域の生産体制の維持のため、引き続き政策的な補助のもとにその生産量を維持・拡大していく必要がある。もちろん、一定の規模拡大とコスト低減や、実需者に選好される品質の向上を図っていく努力も同時に求められる。

民主党農政による新しい基本計画では、10年後(2020年)の食料自給率目標を50%としており、小麦に関しては現行88万トン

(品目別自給率14%)の生産量を、特に二毛作による作付けの飛躍的拡大によってほぼ倍増の180万トン(同34%)へと増加することが目標とされている。今10年度には転作小麦への奨励金が一律35千円/10aに変更されたが、小麦主産地の産地づくり交付金^(注17)は4万円前後のところも多く、この点では減産要因である。一方で、生産調整参加を条件としない点や二毛作助成(15千円/10a補助)は増産要因として働く可能性もある。いずれにしろ、単価設定には地域の自主性を回復させる必要がある。また、転作率38%のなかではブロックローテーションにも限界感があることに留意が必要である^(注18)。

こうしたなかで、民主党農政においては11年度からの実施を前提に小麦を含む畑作物について戸別所得補償制度が検討されているが、今10年度に当面維持された経営安定対策が戸別所得補償に移行する場合は、保護水準を維持しつつ、数量・品質向上のために成績払(黄ゲタ)部分を拡大する必要がある。また、その場合の保護対象農家の範囲は、コメのモデル事業と同様に広く設定する必要があるだろう。それは、経営安定対策の対象とならなかった小規模農家の多くが裏作小麦をあきらめた例があるからである。また、集団転作等に支障が出ないよう、団地化やそれらを支える集落営農への支援策を講じるべきである。その際、本作小麦に対しても、転作小麦水準の補助を検討する必要があるのではなかろうか。また、田畑転換システム等、転作、二毛作

等を可能とする基盤整備も進めるべきである。

なお、生産量の拡大は価格低下要因であり、今以上の農家補助を必要とすることに留意する必要がある。自給率向上にはコストがかかることを、十分に認識し、国民的な理解を得る努力をする必要がある。

(注17) 農林水産省「米関連政策の実施状況について」(08年7月)

(注18) 全中、富士重夫「新たな「基本計画」策定へJAグループの考え方」日刊アグリリサーチ09年5月19日付ヒアリング記事。

(注19) 筆者10年6月23日、小麦二毛作地帯A農協ヒアリング。

(4) 小麦粉・フスマを含む自給率の維持

また、小麦の自給は、その製品である小麦粉、フスマとあわせて考える必要がある。

国内の製粉産業が国家貿易と小麦粉関税によって保護され、製粉と同時に副製品としてフスマを生産し、そのフスマが配合飼料原料となって飼料自給に貢献する現在の体制は維持していく必要がある。食品産業と農業の利害は必ずしも一致しないこともあるが、双方が相まって一国の食料供給体制を形成しており、それぞれについて保護・育成を図っていくことが重要である。これは、国内製粉による安全・安心の確保や、国際分業における付加価値の取り込みの観点からも必要なことであろう。

(参考文献は次頁掲載)

<参考文献>

- ・農林省（1976）『日本の麦』地球社
- ・重田 勉（2007）「新しい麦政策と製粉産業」『製粉産業』1,3,4月号
- ・横山英信（2007）「民間流通移行後の麦をめぐる諸問題と麦政策・制度の再編」『アルテスリベラレス（岩手大学人文社会科学部紀要）』第81号
- ・農林水産省（2010）「麦の需給に関する見通し」3月
- ・（社）日本食糧協会（2009）『平成19／20年度 食糧要覧』, 3月
- ・小針美和（2009）「現場に見る米政策改革の動向」『農林金融』8月号
- ・中村光次・清水徹朗（2000）「小麦の制度改革と製粉業の課題」『農林金融』10月号

- ・藤野信之（2009）「第8章 アルゼンチン - 大豆に集中する農業生産 - 」『変貌する世界の穀物市場』家の光協会
- ・藤野信之（2009）「大豆の国際需給と日本の自給」『農林金融』12月号
- ・藤野信之（2004）「国際化のなかの韓国食品産業」『農林金融』7月号
- ・藤野信之（2005）「韓国における食品消費動向」『農林金融』7月号
- ・Hisao Fukuda, John Dyck, and Jim Stout (2004), "Wheat and Barley Policies in Japan (WHS-04i-01)", ERS, USDA, (November).

<内容は、2010年7月23日現在>

(ふじの のぶゆき)

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2009

A4判, 160頁
頒価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

頒布取扱方法

編集...株式会社農林中金総合研究所

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744

FAX 03(3233)7794

発行...農林中央金庫

〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱...株式会社えいらく営業第一部

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 TEL 03(5295)7580

FAX 03(5295)1916

発行 2009年12月

中国農業・農村改革の到達点と課題

講師 中国共産党中央農村工作領導小組副組長・弁公室主任 陳錫文（Chen Xiwen）

〔講師と講演について〕

昨年に引き続き、本年6月20日から一週間の日程で、農中総研の招きにより、中国共産党中央農村工作領導小組の陳錫文副組長を筆頭に中国農政において中心的な役割を担われている研究者グループが来日されました。日本の農地管理・農地担保の実態を中心にヒアリングや現地視察を行い、また近時の農業政策あるいは経済情勢について当社をはじめ、農林水産省、日本銀行等と幅広く意見交換が行われました。

中央農村工作領導小組は中央委員会に属するいわゆる中央直属機関であり、陳錫文副組長は中央農村工作會議をはじめとする農政全般を担当され、実務にかかわる農業部や国家林業局、予算にかかわる財政部や国家発展改革委員会その他の行政部門と調整を図る重責を担われています。また、党と国務院が毎年年初にその年の重要な政策課題について発表する「中央一号文件」は、2010年も7年連続して「三農問題」を最優先課題とし、都市と農村部の一体化を通じて三農問題を解決していく方向が示されましたが、同副組長は文件作成の中心的な役割を果たされています。

農中総研と陳錫文副組長との交流の歴史は長く、日本の農協制度の調査研究のために当社を最初に訪問されてから20年を経過するに至っています。06年には当社と中国農村政策研究センター(中国農業大学経済管理学院が事務局)および国務院発展研究センター農村経済研究部の三者による共同研究をスタートすることで合意し、農村金融および協同組合に関する共同研究を一層進展させることとしました。今回の来日もこの取組みの一環であり、中央農村工作領導小組の趙陽局長、陳剣波副局長、羅丹博士、人民大学の金洪雲副教授など第一線で活躍されている研究者が同行されました。

次頁から掲載する講演録は、今回来日期間中の6月25日にコープビルで行われた陳錫文副組長による中国農業・農村改革にかかる講演会の記録です。農村改革の成果や課題について説明された内容は、まさに農政立案の責任者でないと語ることができないものです。また、企業による農業経営に関する課題等、日本における諸議論とも軌を一にする部分もありました。

((株)農林中金総合研究所専務取締役 岡山信夫)

目 次

1 農村改革の歴史的成果

- (1) 農業税の廃止
- (2) 直接支払の開始
- (3) 最低買付価格制度の創設
- (4) 農村の教育・医療インフラ整備

(5) 農村社会保障制度の創設

2 三農問題への新たな挑戦と課題

- (1) 食糧安全保障の確立
- (2) 農村改革の一層の深化が求められる分野

3 農民の市民化

皆様こんにちは。蒸し暑い中、今日私の講演会に参加頂き、ありがとうございます。まず、農林中金総合研究所が私のためにここで中国の農業・農村の問題について講演する機会を与えて下さったことに対し感謝を申し上げます。

21世紀に入り、中国の農業・農村を含む経済社会において大きな変化がありました。それによって農業が直面するいろんな環境も大きく変わりました。総じて言うと、急速な工業化と都市化により、大量の農村人口が第二次産業と第三次産業に流れていきました。

過去20年間に於いて、およそ2億5千万人の労働力が農村から離れました。そのうち、1億5千万人は都市部へ出稼ぎに行き、残りの1億人は、自分が所在する郷鎮のエリア内で農業以外の仕事をしております。全農村の労働力を戸籍で計算してみると約5億2千万人おり、現在そのうちの2億5千万人がすでに農業を離れました。農村労働力の大量流出により農村において新しい状況が発生しております。かいつまんで言うと3つの言葉で言い表せます。「農村の空洞化（大量の人口が流出）、農業の兼業化、農民の高齢化」です。

このような問題を日本はすでに経験済みですが、中国では依然として進行中であり、最終的な経済社会の結果はいまだ十分に明らかになっておりません。

経済の発展状況から見ると、過去9年間（新世紀に入った後の9年間）、経済は急速に伸びております。過去9年間に於いて、6年間はGDPの伸び率が10%を超えており、最高では13%を超えました。このように連続した高度な伸びにより、国の総合力及び財政力が明らかに向上しました。2000年の中国のGDPは、9.9兆人民元で10兆人民元には届きませんでした。09年には33兆人民元に達しました。財政収入の状況から見ると、00年の国家財政収入は1.34兆人民元でしたが、昨年の財政収入は6.8兆人民元に達しました。

すべての経済総量及び政府の財政力の増加により、近年、農業への投資が拡大しました。20世紀に入ってから、中国の農村経済の発展が速まり、農村社会の変化も大きくなっています。政府による農村への投入が拡大したことにより、いくつかの成果が上がりました。歴史に残るものがいくつかあると思います。

1 農村改革の歴史的成果

(1) 農業税の廃止

1 つ目は、2000年から05年の6年間に、中国は農村において農村の税制と費用の改革を行いました。中国は農耕文明がとても長い国であり、農業税の制度も非常に長い歴史があります。今までに見つかった資料によると、土地の面積に基づいて農業税の徴収を最初に実施したのは紀元前594年（魯宣公15年）です。

1999年まで、いわゆる税制改革が始まるまでは、農民が負担する税金と費用は1,250億元でした。国が農民から徴収する税には4種類あります。第1が農業税、第2が農業特産品税、第3が牧畜税、第4が家畜屠殺税です。この4種類の税を合わせても99年の税収はおよそ380億元でした。

農民は国に納める税金以外に、自分が所在する村や郷鎮にも相当大きな費用を払わなければなりません。村に払う費用は主に3種類あります。積立金、共益金、共同生産管理費です。郷鎮に収める費用は5種類あります。1つ目は教育費で、2つ目は計画出産の費用、3つ目は民兵を訓練する費用、4つ目は郷鎮の道路建設、橋梁架設の費用、5つ目は村の一人住まいの高齢者の面倒を見る費用です。郷鎮が徴収するこの5種類の費用は、性質から見ると、すべて財政が支払わなければならないものです。しかし、財政能力の不足により、すべて農民が負担してきました。前世紀の最

後まで、中国の農民は合わせて12種類の税金と費用を負担し、合計するとおよそ1,250億元になりました。

2000年から当時の朱鎔基総理のもと、税制・費用の改革が進められました。最初はこれら負担の軽減であり、徐々にそして全面的にこれらの負担を撤廃しました。最後に、条件が成熟した際に、全人代が06年に農業税の制度を廃止する宣言をし、この1,250億元の負担は撤廃されました。先ほど申し上げたように、中国の農業税は紀元前594年までさかのぼることができ、06年に撤廃されるまで農業税という税制は中国で延々と2600年も続きましたが2600年後に徹底的に撤廃され、農民は非常に喜んでいます。これが1つ目の成果です。

(2) 直接支払の開始

2 つ目は、2004年から中国政府が農民の生産に対し直接補助金を出すことになったことです。先ほど申し上げたように、前世紀まで政府は農民から税金と費用を徴収しており、04年に政府が農民の生産に対し直接お金を出したことは、歴史上初めてのことです。

当時、03年に中国の食糧生産は大幅な減産となりました。03年の中国の食糧総生産量は4億3,070万トンしかありませんでした。98年の中国の食糧生産量は5億1,230万トンでした。このような大幅な減産に直面し、もし食糧生産量が速やかな回復をすることができなかった場合、中国の食糧の需給は危機に直面していたでしょう。

このため、農民の積極性を促し速やかに食糧生産を回復させるため、04年に中国共産党中央1号文書で大転換の政策、すなわち直接農民へ補助金を出すことを決めたのです。04年の最初に打ち出した補助金制度は合計すると3種類あります。1つ目は、農民の作付けに対する直接補助金です。食糧を生産する農民に作付面積に基づいて直接補助金を出します。2つ目は、優良な品種を購入する際の補助金です。3つ目は、大型の農業機械を購入する際の補助金です。この政策が始まった04年の補助金の額は、資金量に限りがあり130億元ほどしかありませんでしたが、その後年々この3つの補助金の額を増やしてきました。

06年に、国際的に石油及び天然ガスの価格が急騰し、農業生産資材価格の大幅上昇を引き起こしたため、06年にさらに補助金制度を1つ追加しました。これが農業生産資材価格の総合的な補助金です。

今年の全人代で通った財政予算は、この4種類の補助金を合計すると、およそ1,300億元になります。これを前に述べた税制と費用の改革を合わせて一緒にすると、毎年の農民の支出減少と収入増加は2,500億元以上となります。これが2つ目の制度改革です。

(3) 最低買付価格制度の創設

3つ目の制度は、食糧流通の市場化という改革の後に、2004年から最低買付価格制度を打ち出したことです。04年の中国共産党中央1号文書で、食糧の流通は需給関係

に基づいて価格を定めると明確に決定しました。流通ルート及び流通主体すべてを多元化したのです。個人企業や個人でも、資格さえあれば農村へ赴き、買い付けや食糧の貯蔵ができるようになりました。この資格とは、主に倉庫と資金を持っているかということであり、所有制とは全く関係ありません。

食糧の価格は需給により市場を通して決まるようになりました。ただし、市場価格の急な変動によって農業生産者が不利になることを避けるため、政府は04年に再度新たな政策を打ち出しました。これが「最低買付価格制度」です。この最低買付価格を決定するにあたり、政府の関係部署は過去の経験に基づいてトータルの需要量を確定します。そして農業生産コストに基づいて、農民が食糧を生産して一定の利益をもたらすように最低買付価格を決めます。通常は政府が年2回最低買付価格を公表します。

1回目は秋であり9月末から10月初旬に公表します。私たちが言う冬小麦の買付価格です。これから収穫するものの価格は前年に公表します。2回目は2年目の春、3月初旬にお米の買付価格を公表します。ついでに申しあげると、最低買付価格は小麦と米だけであり、トウモロコシと大豆は含まれておりません。

買付価格の公表は、政府の関係部署あるいは政府の国有食糧企業がこの価格で買い付けるということではありません。市場に予告することによって、来年の価格がこのレベルに達しない場合、政府は他の企業へ

委託し買い付けをします。もし市場が形成する価格がこのレベルより高い場合、政府はいかなる行動もとりません。実際に実施してから6年の間に、大部分の買付季節にこの最低買付制度を発動する必要はありませんでした。なぜなら市場価格がこのレベルよりやや高かったためです。農民はこの制度に対して非常に喜んでおり、私たちが調査に行った際にも、公表した最低買付価格制度が直接の補助金支払制度より重要だと言っていました。

農民の作付けによる予想収入を安定させたことにより、ここ数年の食糧生産は総体的に安定し、生産量も着実に上昇しています。先ほども述べたように、03年の中国の食糧総生産量は4億3,070万トンであり、04年から始まったこの補助金と最低買付価格制度の後には、6年間毎年増え続けています。昨年の食糧総生産量は5億3,080万トンに達しました。03年と比較すると、6年の間に食糧の生産量は1億トン以上増えています。このように食糧の持続した着実な増加により、基本的に中国国内の食糧需給関係と食糧価格レベルの安定が保たれています。

2010年の食糧最低買付価格を7年前の04年の価格と比較すると、平均しておよそ20%上昇しました。この程度の値上り幅は、生産者と消費者にとって基本的に受入れが可能な範囲です。

(4) 農村の教育・医療インフラ整備

4つ目の制度建設は、2004年に、中央政

府がインフラ及び社会事業発展の重点を農村に転換すると明確に打ち出したことです。インフラ建設の面から見ると、農業の灌漑施設、農地のインフラを除き、ここで強調するインフラとは、主に農民の生活、農村の発展と関連するインフラです。例えば、農村の道路、給電（電気網の建設）、農村の飲料水の安全問題及び農村が使用する燃料、バイオマスの確立などです。以下において、これらを説明することは致しません。総じて見てみると、水、電気、道路、ガスの4つの建設については、過去6～7年の間に農村が一番変化したと言えます。

社会事業の発展から見ると、主に文化、教育、衛生の面においても、過去6年の間に一定程度の新たな制度の構築を打ち立てました。例えば、文化面について言うと、「ラジオ、テレビがすべての村で視聴可能」との計画が進められました。現在、基本的に20世帯以上の農村の居住地において、衛星テレビまたはケーブルテレビで映像を直接農家に送れるようになりました。

また、農村において「農家書店」のプロジェクトを打ち立て、各農村において小さな図書館を建てることとし、このプロジェクトは2013年には全国に網羅できると考えています。これらの建設を通じて、農村の文化生活が単調だった状況にある程度改善することができるようになりました。

農村の教育面に関しても、私が先ほど税制、費用について述べたように、実際農民の負担が重く、過去において教育負担は大変重くのしかかっていました。その後、中

国政府は、農村において「義務教育費用保障制度」を推し進め、最初に農村で9年制の義務教育の完全学費、雑費不徴収を実現しました。当然都市部でも9年制の義務教育学費、雑費不徴収の制度を実施しましたが、農村部ではその上に更に1項目の制度が加えられ、全国で約1億4千万人の農村義務教育段階の子供に教科書が政府から無料で提供されております。都市部の子供は依然としてお金を払って教科書を購入しています。

さらに、昨年から中等職業教育段階（農業の専門課程、学科や農村世帯の経済的に困難な子供）に、中等職業教育の学費をすべて免除しています。またある省では、農村から来ている学生に対し、大学で本科を学び、専攻が農林専門の場合はすべて学費免除としております。

もう1つは農村の医療制度です。農民はこれまで医療保障というものがなく、唯一人民公社の時代に非常に低いレベルの「合作医療」というものがありました。03年より政府は農村において「新型合作医療制度」を試験的に開始しました。この制度の開始時はまず制度を確立することに注力し、その後徐々にその保障レベルを上げていくという考え方です。このため、03年時点に最初に確立した時の資金調達レベルは非常に低く、開始時には農民一人がこの制度に加入する場合は自ら10元、中央政府及び地方政府がそれぞれ10元を補助して合計30元でした。05年になると、資金調達の基準は50元に引き上げられ、農民は同様に自ら10元、

中央及び地方政府はそれぞれ20元を補助するようになりました。07年では、さらにこの基準が100元に引き上げられ、農民自ら20元を、中央及び地方政府はそれぞれ40元を補助するようになりました。今年から政府は補助金を120元に引き上げ、農民自らは20元を出し、合わせると140元になります。確立したこの制度は、保障レベルが依然として高くはないが、重病、大病、入院の農民に対して確実に現実的な解決をするようになりました。この制度が実行された後、農民が請求した最高額は、各地の診療費の違いはありますが、6万元から8万元です。平均して見ると、大方の農民は入院及び手術の費用の40～45%が補填されています。この制度が確立された後、農民は非常に喜んだと言えます。試験的に開始するとすぐさま全国に普及し、普及に要した時間はわずか3～4年でした。現在、全国で「新型農村合作医療保険制度」に加入している農民はおよそ8億5千万人おります。

（5）農村社会保障制度の創設

このほかに、中国は農村においてさらに2つの社会保障制度を確立しました。この2つの社会保障制度の確立方式は農村合作医療制度の最初の考え方と同様であり、最初に制度を打ち立て、保障レベルは低いですが、以降国力の増強に伴い徐々に引き上げます。

2つの保障制度のうち1つは「農村最低生活保障制度」と言います。現在、今年4月末時点で、全農村のうちおよそ4,970万人の農民がこの「最低生活保障制度」に加入

入しております。最低保障の基準は各省が具体的に決めます。なぜなら各地の生活費は異なり、最低の省は1年の収入が800～900元、最高の省は3,000元を超えています。現在、全国平均で見ると、31の省市の平均基準が1,210元であり、年間の収入が1,210元に達していない場合、差額の部分について「最低生活保障制度」により補助を受けられます。今年4月末の状況から見ると、4,970万人もの農民が最低生活保障の不足した部分を受け取っており、平均1人当たりが受け取った額は64元/月です。私の記憶では、07年にこの制度が確立した当初、保障を受け取っていた農民は大体30元/月でしたが、2年経った今、64元に増えております。

もう1つは農村の「社会年金保険制度」です。これまで中国の農村には社会年金保険制度がなく、主に自分の家族及び所在する村が年金の保障を提供していました。そのほかに、孤独な一人暮らしの高齢者に対しては民政部が「五保」制度を提供しており、対象者は600万人近くおります。しかし、一般の農村の高齢者に対する社会的な年金保険がないため、昨年その制度を打ち立て、現在試験を行っております。昨年は310の県で試験を行っており、今年は範囲を広げ730もの県で行っています。

この制度の特徴は、基礎年金部分のすべてを政府の財政から提供しているところです。個人が支払う部分の期間の長さ、選択する基準の高低は、すべて個人自らが定めます。基礎年金部分は完全に政府が出しま

す。

試験は去年から始めたものであり、多くの高齢者はすでに60歳を超えており、以前は何の保険にも入っておりませんでした。この制度を実施した場合、対象者が以前保険に加入していたかに関係なく、満60歳以上であれば、政府から毎月55元が支払われ、1年では計660元になります。その高齢者の若い子息が個人部分を支払った場合、若い子息の将来の年金保険はきつとこの数字よりずっと高いものとなります。現在の試験地域のうち沿海の10の省市を除き、そのほかの中西部地域の21の省市自治区では、この基礎年金の財政支出をすべて中央政府が引き受け、沿海部の発達地域は中央政府が半分を引き受けます。

この制度を実施するため、関連部署が昨年10月に農村人口及び年齢について具体的に調査しました。昨年10月末の農村に現在居住する人口は7億2千万人で、そのうち満60歳以上の高齢者は約1億4千万人です。先ほど申し上げたように、都市化、工業化により大量の青年・壮年の労働力がこぞって都市に流れているため、現在の中国農村の高齢化は都市に比べて厳しい状況です。そのため、農民には農村の「社会年金保険制度」を早く確立してほしいという望みが非常に強く、ある地方では実施し、ある地方ではまだ実施していないなどの問題がおきています。我々が農村へ行き調査すると、一本の道を挟んで、こちらの高齢者はお金をもらえて、あちらの高齢者は試験地域になっていないため何時になるか分か

らない。このためその高齢者はとても焦ってこのように言います。「速度を速めて実施してくれ、さもないと私はもらえなくなってしまう」。当然、これには財政力を考えねばなりません。先ほど申し上げたように、21の省市区の基礎年金はすべて中央政府の財政から支出します。以前試算したところ、農村すべてを対象にし、年金水準がある程度上昇し、高齢者の数が現在よりやや増加すると、毎年中央政府の財政支出は3～5年後に1千億元を超過します。

以上申し上げたのは04年以降に私が把握している中国の農村改革発展におけるいくつかの出来事です。もちろん、中国の農村に存在する問題はまだ多く残っておりますが、この6年の短い時間の中で制度の建設から実施という重要なことを行ったのは、簡単ではなかったと言えます。

2 三農問題への新たな挑戦と課題

次に、農業農村が直面している新たな挑戦と課題について、主に5つの問題に分けて述べます。これらの問題は日本でも存在しておりました。どのように解決するかは個人の見方がそれぞれ違いますので、皆様の参考として聞いていただき、中国の農村農業の発展にどのような問題が存在しているかを知ってもらいたいと思います。

(1) 食糧安全保障の確立

1つ目は、中国における食糧の安定的増加及び国の食糧安全保障を確立することです。この問題は日本でも高い関心が寄せられています。日本政府は、食料自給率を41%から10年後に50%へ引き上げるという目標を掲げました。

先ほど申し上げましたように、中国の昨年度における食糧総生産量は5億3,080万トンでしたが、食糧総需要量（関連部署試算）は5億1,500万トン余りでした。総量から見て中国の食糧総需給量は問題がなく、若干の余裕があるように見えます。しかし、実際には食糧は異なる品種に分けられることになり、品目構造のアンバランスは総量の余裕では解決できません。

中国の食糧統計方法は、日本や世界各国とおそらく異なります。中国では食糧を5つの種類に分け、穀類3種類（米、小麦、トウモロコシ）のほか大豆と芋類も食糧に加えており、大豆500gを500gの食糧に、芋類は2,500gを500gの食糧に換算します。現在の状況は、穀物（米、小麦、トウモロコシ）は基本的に需要を満たしており問題がなく、特に小麦に若干の余裕があります。

一番大きな問題は大豆であり、大豆の国内供給不足量は非常に大きくなっています。住民の生活レベルが絶え間なく向上したことにより、食糧消費のうち動物性たんぱく質と植物性油脂の需要が急速に拡大しております。このなかで、大豆の供給がますます需要を満たせなくなり、昨年は歴史上最高の記録となる4,255万トンを入力し

ました。昨年の国内の大豆生産量は1,400万トンほどしかなく、輸入量は国内生産量の3倍に相当します。大量の大豆を輸入する主な目的は搾油であり、大豆は脂肪の含有量が高いため、4,200万トン大豆を輸入して800万トンの植物油を搾油しています。搾油後の大豆かすは、飼料においてもっとも重要な植物たんぱく質の添加剤であり、飼料の生産や牧畜業に用いています。

なお、中国が輸入する4,255万トン大豆は全世界の輸出大豆の約半分に相当します。しかし、国内の植物油の需要から見ると、こんなに多くの大豆を輸入しても依然として不足しております。国内で生産する植物油の原料からは、毎年950～970万トンの搾油が可能です。しかし、現在の国内における植物油需要量は既に2,400万トンを超えております。

このように、自ら生産した900万トン余りに輸入大豆から搾った800万トンを足しても、約800万トン余り不足しております。このため、昨年、中国はさらに823万トンの植物油を輸入しました。統計を見ると、中国の1人当たりの収入及び実際の収入レベルは日本や韓国と比べてかなり低いものですが、1人当たりの植物油の消費量は既に日本と韓国を超えております。このように大量の大豆と植物油を輸入することは、中国国内の食品市場に大変大きな影響をもたらしています。

まず、大豆と植物油を原料とするこれらの製品の需給及び価格を、国内生産と政府備蓄によってコントロールすることができ

なくなっています。世界大豆がいったん値上がりすると、植物油は必ず値上がりします。中国はこのような大量大豆を輸入していることもあり、大豆粕は飼料に使用するため、大豆が値上がりすると飼料価格も上がり、飼料が値上がりすると肉や卵も値上がりします。05年以降、中国の畜産品及び植物油の市場価格が乱高下したことが何回もありました。

中国が大豆及び植物油が市場の需給に対してこのような不安定な要素をもたらしている以上、中国国内にも農民に大豆と植物油の生産を拡大させるべきだ、というような議論があります。この見方は当然正しいと思いますが、問題は決められた耕地の中で大豆と植物油の生産を増やすと、別の作物の生産耕地を減らさなければなりません。昨年末の総耕地面積は18.15億ムーです。比較的温暖な地方では2毛作や3毛作を行っており、1年間の延べ作付面積は23.2億から23.3億ムーの水準にあります。

耕地を使用する上では5億トン以上の食糧を確保しなければならず、さもなければ食糧は不足してしまいます。中国国内の生産水準に基づいて計算すると、1ムー当たりの食糧作物の平均生産量の最高は330kgであり（08年に作った記録）5億トン以上の食糧を生産するには少なくとも16億ムーで食糧を生産する必要があります。23億ムー余りの作付面積から16億ムーの食糧面積をマイナスすると、残りは7億ムーのみです。7億ムーのうち2億ムーが900万トンから1千万トンの植物油の原料作物に、綿

花に8千万ムー、サトウキビに4千万ムー、野菜に2億7千万ムー、それぞれ使われています。残りはお茶、麻、タバコなどであり、基本的に23億ムーの作付面積はすべて活用しております。

私の試算では、中国国内の現在の生産水準、例えば大豆の1ムー当たりの生産量は大変低く、およそ115kgです。もし昨年輸入した4,255万トンを入力せず、中国国内で生産する場合、およそ3.7億ムーの耕地が必要になります。また、輸入している800万トンの植物油を入力しない場合は、自ら作付けを行わなければなりません。中国の主な植物油の原料は菜種であり、中国の現在の生産水準では、菜種1ムーから搾油できる油は42.5kgです。800万トンの植物油の原料を入力せず、国内で生産すると、大体1.9億ムーの耕地面積が必要です。この2つを合わせると、5億6千万ムーとなります。このため、中国農業の単収水準を大幅に向上させなければ、現在の農地で自ら生産・自給することは不可能です。

先ほど述べたこれらのデータから私が言いたいことは、ここ数年の中国の食糧生産、農業生産の情勢は悪くはないが、農業の発展水準があまりにも低く、住民の消費水準が急速に向上しているため、中国の食品、特に食糧安全保障問題については依然として憂慮しているということです。そのため、中国の農業問題がすでに基本的に解決したと思ってはならず、耕地の保護、農業施設、灌漑施設の建設、農業技術の進歩及び新型の農民の育成面に努めることによって、初

めて中国の食糧安全を保障を確保することができます。

(2) 農村改革の一層の深化が求められる分野

a 都市農村間の所得格差

2年前の2008年中国共産党17期3中全会において「農村改革の発展を推進する若干の重要な問題」が制定されました。そのなかで、当面の中国農業農村の基本的状況に対して次のように判断し、3つの言葉を使って表現しました。1つは「農業基盤が依然として脆弱なため、もっと強化が必要である。」、2つ目は「農村の発展は依然として滞っており、もっと手を差しのべる必要がある。」、3つ目は「農民の収入向上が依然として難しく、もっとスピードを上げる必要がある。」ということです。

農業を発展させたい場合は、まず農民の積極性を引き上げなければなりません。農民が農業に従事したくないと思う時は、その農業は危険な状態にあります。中国においては、このような危険な状態は依然として存在しており、農民に積極性がないという問題が存在しております。

昨年中国全国の農民の平均1人当たりの平均純収入は5,153元です。収入の内訳は、農業純収入が50%、2億人の農民が出稼ぎに出ており、その収入が40%、財政移転的性格の収入、政府の補助金等が約6.5%、農民の財産的性格の収入、家屋の貸出、預金による収入が3.5%です。農民の賃金収入は毎年1ポイント上昇してお

り、今年2010年に、農民の農業による収入は50%より低くなると予想されます。全体的に見て、中国は農業収入を主としない時代に突入する可能性があります。

ここで重要なのは、都市と農村住民間の収入の格差が依然として拡大していることです。昨年の農民1人当たりの純収入は5,153元ですが、都市部の住民は17,000元であり、二者の収入格差は1対3.31、すなわち3.31人の農民でようやく都市部住民1人の収入に相当します。この格差は30数年前の改革開放初期の1978年のレベルより大きくなっています。78年当時、都市部住民、農村住民とも収入はとても少なく、その年の統計では農民1人当たり134元、都市部では1人当たり343元であり、78年の都市部と農村部の収入の比率は1対2.57でした。31年後にこの格差が1対3.31に広がりました。中国がすべての経済発展の政策において（当然農村政策で検討すべきところが多くある）、なぜ都市部と農村部の収入を長期にわたって縮小させることができず、逆に拡大させてしまったのでしょうか。これが、私が申し上げたい1つ目の問題です。中国の食糧安全保障は、農民の利益を保障しなければ成し遂げられません。

これらの外にもまだ問題があり、日本においても議論されていると思われますが、中国でも議論の最中です。私は数回日本の農村を視察しましたが、日本でもこれらの問題に対して見方が一致していないようですので、以下に提起致します。

b 農業の経営主体

2つ目は、中国が現在直面している農業の経営主体の問題であり、一体誰が農業の経営主体になるのかということです。

中国が改革開放を実施した後、土地を農家に請け負わせ、農家を農業の経営主体にすると、非常に明確に法律で規定しています。しかし、先ほども述べたように、大量の労働力が都市部に流れ、一部の農民に生産の積極性が見られず、一部では耕地が放置され荒れ放題になっている状況も見受けられます。その結果、中国の一部の地方（必ずしも少数ではなく）では、都市部の企業を誘致して農家1戸1戸の土地をまとめて長期間借り上げてもらい、いわゆる大規模な農業生産を行っています。この現象が一体良いことなのかあるいは悪いことなのかは分かりません。日本で聞いても同じように意見が分かれています。中国と日本の最大の違いは、日本は農民の割合が全国民の5%以下ですが、中国の昨年末の数字では53.4%を占めており、これは大変大きな隔たりと言えます。

中国の多くの農村では、企業が農村で農家の土地を借り上げた後でも、多くの農民は必ずしもその土地の使用権を移転させずに、逆に自分の土地で企業に雇われて働いています。この方法に賛成するある専門の学者は、「良い事ではないか！農民は土地を企業に貸して地代をもらい、そのうえ企業で働き給料をもらい、両方からもらえて素晴らしいではありませんか」と言います。

反対する専門の学者は、「第一に、企業が農村に入ると、それは外来の強力な勢力であり、おそらくすべての農村の社会構造に対し大変深刻な影響を与えてしまう。また、農民の経営主体としての地位を変えてしまったため、農民を雇われ人にさせてしまい、農民の心理及び行為に対し大きな影響を与える」と思っています。

私個人の考えでは、30数年前の中国の農村では農業の生産性向上のために「生産請負」の改革がなされたのです。農業には生命を持った産物を対象とするという特殊性があり、農民が生産する農産物が自分のものに属さない場合（例えば人民公社の時代は集団に属し自分のものにならなかった）、その効率は上がりませんでした。そして、現在は企業制を通じて、色々と条件は違いますが土地を企業に貸し出して農民は雇われ人になり、生産した農産物は農民本人のものではなく、企業のものとなります。私が思うに改革はまるで30年で元に帰り、以前農民は自分の農産物を生産できることで積極性をかりたてていましたが、現在では自分の農産物を生産しないが積極性はあるというように形を変えています。世界的に見て、第2次世界大戦以降、総じて言うと、世界のいかなる農業も資本を主導とした雇われ人の農場は希少であり、ほとんど見たことがありません。中国では、現在この問題に対し激しい論争が繰り広げられています。農家経営を主とする農業なのか、それとも企業制を導入して企業に農業を営ってもらうのか、ということです。

c 土地収用制度

3つ目の問題は、農村の土地制度の問題です。中日両国の土地制度は基本的に異なっています。日本では土地の私有制を、中国では公有制を実施しています。しかし、計画に基づいて土地の用途を規制することは、中日両国は同様であります。

中国では、農業用地と都市の建設用地では厳格な区分が設けられています。確かに、このような現象が日本や米国で発生しても、皆が正常だと感じるでしょうし、土地は用途に分けて規制されるものであります。しかし、中国では大変厄介な問題なのです。そのため、ある専門の学者は、『『都市と農村の二次元構造』とは何なのか？都市部の土地と農村部の土地規定が異なっていることが、『都市と農村の二次元構造』の背景であり、改革が必要である』と提言しています。これにより、各種の利益がうごめくなか、最近ここ数年の中国の耕地減少は驚きを隠せないものとなっています。専門の学者は、「土地は生産要素であり、生産要素は自由に流動させるべきで、経済効果の高い方向へ向かわせるべきである」と言っておりますが、農地と宅地をもし区分しないと、きっと農地は大量に減少してしまう、と私は考えます。

過去12年間に、中国の耕地総面積は800万ha余り減少しました。このため、農地を宅地に転用する過程において、規制を強化すべきか、緩和すべきかは、中国が直面している大きな問題であります。私は、この問題に対し日本にも異なった見方があると

思います。

d 農村金融の供給不足

4つ目の問題は、農村金融における資金供給不足の問題です。中国には農業発展銀行という名前の銀行もありますが、食糧買付資金の貸出をしているだけで、農村金融には関係がありません。中国には本当の意味での協同組合（合作）金融組織がありません。1950年代には協同組合（合作社）がありましたが、国有化されてしまいました。中国銀行業監督管理委員会（銀监会）は、株式会社型の協同組織を認めていますが、いずれにしろ農村金融は未整備で、農村への資金供給は不足しています。

こうしたなかで、一部の学者は、農家が借入を行いやすくするために「担保制度」をつくるべきだと主張しています。農地や宅地の使用权を担保として金融を行おうとするものです。しかし、もしこれを認めると、担保権が実行された場合、担保の設定者は村のメンバーとしての権利を失ってしまうこととなります。担保が競売されたときに、村のメンバーは担保設定者のままなのか、担保取得者（競落者）に移転するのかという問題です。

3 農民の市民化

最後に、農民の市民化の問題をお話します。中国には、1億5千万人の農民工があり、その家族を含めると1億7千万人となります。これらは、条件を満たせば都市住民化できる人々であり、戸籍制度の改革が必要となっています。

13の省・自治区では農村・都市戸籍制度（区分）を廃止しましたが、旧農村戸籍者は社会保障の受益者とはなっていません。農民を市民化するには、雇用、住宅（安定的住所）、社会保障制度の適用が必要です。

しかし、中国の現在の財政力からすると、この改善にかかる道のりは長いものとなるでしょう。

以上、農村改革の歴史的成果と、それを踏まえた上での三農問題への新たな挑戦と課題についてお話ししました。ご清聴に感謝申し上げます。

（本稿は、中国語による講演を農林中金総合研究所の責任において日本語に翻訳して講演記録としたものである。）



成長が加速し始める中国の西部地域

——「西部大開発」戦略の実態と展望——

研究員 王 雷軒

目 次

はじめに

1 地域開発政策としての「西部大開発」戦略

(1) 戦略提起の背景

(2) 「西部大開発」戦略の概要

2 プレゼンスが高まる西部経済

(1) 始動する西部経済

(2) 東部との所得格差が依然大きい

おわりに

〔要 旨〕

- 1 中国の東部沿海地域と西部内陸地域との地域格差を縮小し、遅れた西部経済の発展を促進することを目指した国家的プロジェクトである「西部大開発」戦略は、開始後10年が経過しているが、リーマン・ショック後の景気対策もあり、重要性が一段と高まっている。
- 2 「西部大開発」戦略が実施された背景のなかで、東部と内陸地域との地域格差の大きさが認識されたことが最も重要である。また、西部の生態環境が非常に悪化していることに対する危機感も大きい。
- 3 政府は、鉄道、高速道路、空港など交通のインフラ整備や生態環境保護を重点においた政策を実施し、2000年から09年までの10年間に2.2兆元（約28.6兆円）を西部に投資してきたこともあり、西部経済のプレゼンスが高まりつつある。
- 4 中国全体のGDPに占める西部のシェアが高まった大きな要因として、固定資産投資がある。固定資産投資の多くは、西部のインフラ整備に使われており、同地域の道路や施設等がかなり改善されている。08年において西部への固定資産投資額が西部のGDPに占める割合は6割強で、政府による投資主導型経済となっているのが特徴的である。
- 5 地域別の08年の1人当たりGDPをみると、東部と西部の所得格差は依然として大きなものである。しかし、中国の経済成長が従来の東高西低型から西高東低型に転じており、今後は地域間の格差が縮小に向かう可能性が出てきたと言える。

はじめに

2008年秋のリーマン・ショック以降、世界経済の急激な悪化で中国経済の成長が鈍化するのを阻止するため、中国政府は、内需拡大の一環として、内陸地域を中心とする地域開発戦略を一段と推進しており、インフラ整備を重点とした大規模な公共投資（固定資産投資）が西部と中部の地域で行われている。

公共投資は、成長が遅れている西部地域に特に傾斜しているが、これは、中国政府が強力に推し進めている「西部大開発」戦略と関係している。「西部大開発」戦略とは、東部沿海地域（以下「東部」という）と西部内陸地域（以下「西部」という）の地域格差を縮小し、西部経済の発展を促進することを目指した国家的プロジェクトである。

「西部大開発」戦略は実施後10年が経過しているが、本稿では、まず同戦略が登場した背景と、政策の具体的内容を整理したうえで、この10年間の西部経済の成長ぶりや特徴を明らかにし、今後の展望を試みたい。

1 地域開発政策としての「西部大開発」戦略

（1）戦略提起の背景

2000年1月、当時の朱鎔基総理をグリープリーダーとする国務院西部地区開発指導

小組が正式に発足し、「西部大開発」戦略が動き始めた。「西部大開発」が提起された背景には、1978年に始まった改革・開放の後、高度成長を続ける中国経済のなかで、東部と西部の地域格差の大きさが社会的に認識されてきたことがある。

02年版の『中国統計年鑑』により、開発初期の01年の1人当たりGDPをみると、上海市、北京市などの東部平均で1万元を上回っているのに対して、中・西部では東部平均の2分の1にも達していない。この3地域を省・市・自治区レベルに分解して、最も豊かな地域の上海市（30,674元）と最も貧しい地域の貴州省（2,856元）の1人当たりGDPを比較すると、所得格差は10.7倍となる。

また、西部は国境を接する辺境地域であると同時に、多数の少数民族が居住している地域でもある。西部は全国の少数民族人口の8割以上が集中しており、少数民族の生活水準を向上させることは、社会的安定維持のために不可欠である。

このように、「西部大開発」戦略は、地域格差に起因する社会・政治不安への対応という側面が大きいが、それ以外の経済的側面も含まれている。その一つは、97年に発生したアジア経済危機によって世界経済が低迷し、中国の輸出が伸び悩んだため、輸出を中心とする沿海地域の経済の成長余力が弱まり、新たな需要を創出する必要があったことである。

このほかの重要な点として、生態環境の悪化に対する危機感もあった。98年には大

規模な長江の洪水があったが、この原因は上流での森林伐採であったと言われている。そのほかにも、土壌流失、黄河の断流、砂漠化という問題が深刻になりつつあった。自然環境に大きな負荷を与えてしまう開発が進めば、中国全体の潜在的な活力が弱まり、持続的な経済成長が不可能になるという認識が広がった。

(2) 「西部大開発」戦略の概要

「西部大開発」戦略の事業内容等の概要を紹介するが、まず地域開発計画の地域区分は以下のようになっている。

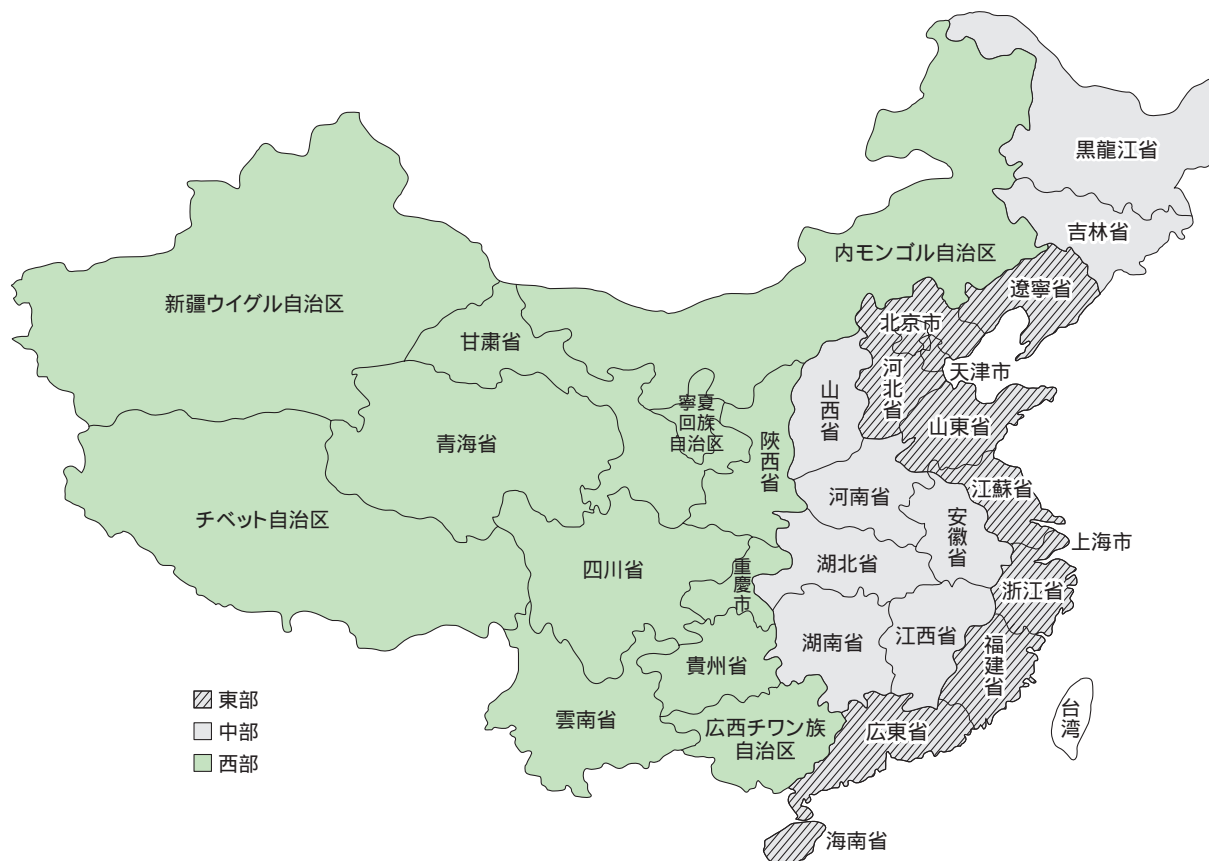
a 対象地域

中国は、56に及ぶ多数の民族の存在や960万km²の広大な国土ゆえに、政府は、従来から地域開発政策を重視しており、政府の地域開発計画における地域区分は、沿海と内陸の2区分のほかに、東部、中部、西部という3区分が用いられることが多い^(注1)。本稿では3区分を採用するが、東部、中部、西部の地域構成は、次のとおりである(第1図)。

東部地域(11省区市): 北京市、天津市、河北省、遼寧省、上海市、江蘇省、浙江省、福建省、山東省、広東省、海南省

中部地域(8省区市): 山西省、吉林省、黒龍江省、安徽省、江西省、河南省、湖北

第1図 中国の三大地域の区分



資料 中国西部開発網(ウェブサイト)から作成

省、湖南省

西部地域（12省区市）：内モンゴル自治区、重慶市、四川省、貴州省、雲南省、広西チワン族自治区、チベット自治区、陝西省、甘肅省、青海省、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区

「西部大開発」戦略が打ち出された当初、内陸地域全体がその対象地域とされていたが、対象があまりにも多すぎたため、現在では上記の12省区市が対象地域に認定されている。^(注2)

なお、西部は、国土面積の71.5%（686.7万km²）、人口の28.6%（3億6,447万人）、GDPの19.0%（1兆8,248億元）を占めている（01年）。

b 重点政策と具体的な政策内容

2000年12月に国務院は「西部大開発の若干の政策・措置に関する通達」（以下「通達」という）を発表した。通達では「西部大開発」の重点政策として、インフラ建設の加速、生態環境保護の強化、農業基盤の強化、産業構造の調整、特色ある観光業の発展、科学技術・教育・文化・衛生事業の発展の6点が挙げられている。

西部にある鉄道や自動車道路網といったインフラは、東部と比べてかなり遅れており、同地域の経済と社会の発展を制約している。また前述のとおり、戦略実施の背景としての環境悪化に対する強い危機感から、重点政策のなかではインフラ建設および生態環境保護が特に重要な位置づけを占めている。

インフラ建設については、00年から「10大プロジェクト」が実施され始めた。個別のプロジェクトの具体的な内容は、

西安（陝西省）—合肥（安徽省）区間の新鉄道

重慶—懷化（湖南省）区間の鉄道建設

西部地域の自動車道路建設

西部地域の空港建設

重慶市モノレール

ツァイダム盆地（青海省）—西寧（青海省）—蘭州（甘肅省）を結ぶ天然ガスパイプライン

四川省紫坪鋪と寧夏黄河砂坡頭の水利建設

中西部の退耕還林還草地、生態環境整備と育種プロジェクト

青海省カリ肥料プロジェクト

西部地区の大学のインフラ建設

である。鉄道、高速道路、空港など交通インフラ建設に重点が置かれていることがわかる。

生態環境保護については、の「退耕還林還草」（耕地を森林や草地に戻す）と呼ばれる政策は、黄河、長江上中流域において、傾斜度25度以上の耕地5,000万畝（333万haに相当）を今後10年間かけて森林に戻すという壮大な計画である。

これらの重点政策を展開するための具体的な政策として、通達では以下の4点が挙げられている。

第一は、資金投入を増加させる政策であり、中央政府の積極的な財政支出、国家政策銀行による貸付、国際金融機関、外国政

府の借款などをできる限り西部地域のプロジェクトに投入することである。具体的には「3つの70%」というスローガンの下で、国家財政援助、国債の新規発行で得た資金、外国政府・国際機関借款の3つについて、その70%を西部に配分するとしている。また、中央政府から西部地域への一般財政移転額を増大させることや、農業、教育、環境保護などの分野での「専項資金」(支出項目が限定される資金)も、西部地域に傾斜させることが強調されている。さらに天然資源、エネルギー価格を適切なレベルに引き上げ、消費地の東部による西部地域への資金支援を行うことなども実施されている。

第二は、投資環境を改善する政策であり、西部の国有企業改革を進めると共に、民間企業を西部に積極的に誘致することとしている。西部へ進出する外資企業、国内企業に対し、一定期間内、企業所得税を15%に下げなどの優遇措置が取られている。また、少数民族が創設した企業には、企業所得税の減税・免税を可能とすることや、農業特産品収入には農業特産税を10年間以内において免税することなどが実施されている。

第三は、対外・対内開放を拡大する政策である。その重点は、外資企業の経営範囲を拡大することにある。具体的には、サービス分野では、銀行、小売商業、貿易などの分野に外資の企業設立を認めること。また、外資利用の方法を拡げる一環として従来のBOT方式(Build-Operate-Transfer)に

加えて、TOT方式(Transfer-Operate-Transfer)^(注3)による外資導入を試行すること。

対内開放としては、沿海部に設立された合併企業が西部地域に再投資するとき、再投資の外資比率が25%を上回る場合は外資企業と同等の優遇政策を享受できるようにすること。さらに、沿海部と内陸部との間の地域間協力(対口支援)^(注4)を推進することなどである。

第四は、人材育成、科学技術、教育を発展させる政策である。これには、西部地域の政府機関、事業所職員の賃金水準を全国平均より引き上げる措置、都市戸籍を取得する条件の緩和、行政幹部、技術者、経営者の人材交流、訓練などを実施することなどがある。また、貧困地域に対する9年間の義務教育への支援、西部の高等教育機関の設備拡充などが挙げられている。

(注1) 中国建国以来、内陸開発が重視された時期が長く、特に65年より、国防の観点から西部地域を3線として(中部が2線、東部が1線)、国防工業や重要な工業を内陸地域に移転する政策をとり、いわゆる「三線建設」が始まった。

(注2) 前述したように、「西部大開発」戦略は少数民族対策といった側面を含んでいるため、湖北省の北恩施自治州、湖南省の湘西自治州、吉林省の延边朝鮮族自治州という少数民族地区も含まれている。

(注3) BOTとは、民間事業者が自らの資金で対象施設を建設、維持、管理、運営を行い、事業終了後に所有権を公共部門へ移転する方式である。また、TOT方式とは、公有部門が所有する既存設備などの所有権を民間企業に移転し、民間企業は設備などを運営して収益を得たのち、再度公有部門へ所有権を戻す方式である。

(注4) 「対口支援」とは、東部に位置する11省・都市が西部に位置する12省・市・自治区とペアを組み、貧困地域、少数民族地域に対する無償援助、企業への技術移転などの開発支援を行う試みをさす。

2 プレゼンスが高まる西部経済

(1) 始動する西部経済

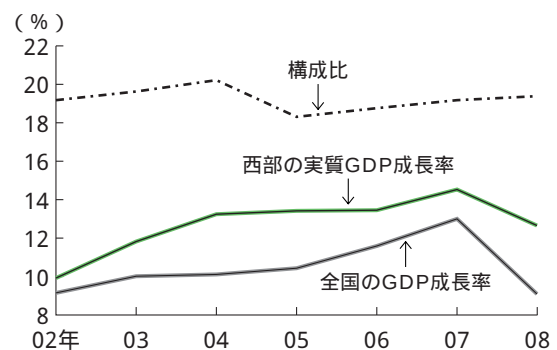
第10次5ヵ年計画（実施時期01～05年）では、「西部大開発を推進し、中部地域の発展を加速し、東部の発展水準を高めること」が定められ、従来の東部優先発展という政策が大きく修正された。「西部大開発」戦略が国家プロジェクトとしてさらに重視され、「西気東輸」（西部の天然ガスを東部へパイプラインで結ぶ）、「西電東送」（西部の豊富な水資源・石炭資源を用いて発電し、東部へ送電する）、「南水北調」（長江から水不足に悩む北部に水を供給する）、「青藏鉄道」（青海省・チベット間の高原鉄道建設）などの交通インフラ、エネルギーインフラの整備などを中心に大型事業が実施された。

第11次5ヵ年計画（同06～10年）においては、「地域間のバランスの取れた発展の促進」や「社会主義新農村の建設」などが重要視されており、「西部大開発の推進、東北地区（遼寧省・吉林省・黒龍江省）の振興、中部の勃興の促進、東部の先行発展への支持」が計画されている。これらの開発戦略では、内陸地域へのインフラ整備がさらに重視されている。なお、冒頭にも述べたが、08年の世界金融危機の発生は、海外市場に過度に依存していたこれまでの輸出主導型の経済成長モデルの弱みを改めて中国政府に認識させた。このため、内需拡大の重要な一環として、内陸地域への投資がさらに加速された。

これらのインフラ建設プロジェクトの実施は、西部の経済発展の下支え役となっている。国家发展和改革委员会によると、00年から09年までの10年間にわたり、中国政府は2.2兆元（約28.6兆円）を西部に投資した。これにより、02年から08年までの期間において、西部の実質GDP成長率は全体平均を上回っている。そして、西部のGDPの中国全体のGDPに占める構成比は、04年から05年までいったん低下したが、上昇傾向にあり、西部経済のプレゼンスが高まりつつあることがわかる（第2図）。

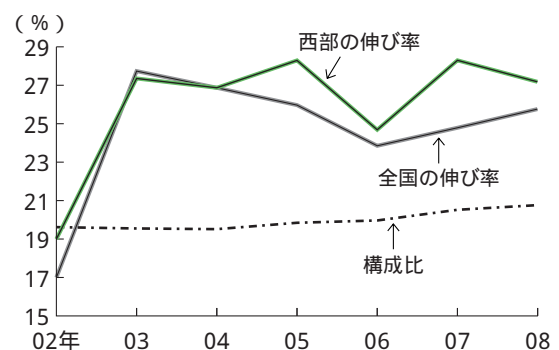
直近では、西部経済の輸出依存度が低いこと、世界経済の後退の影響が軽微であったこと、固定資産投資が高い伸びを続けたこ

第2図 西部の実質GDP成長率と構成比の推移



資料 『中国統計年鑑』各年版

第3図 西部への固定資産投資の構成比と伸び率の推移



資料 第2図に同じ

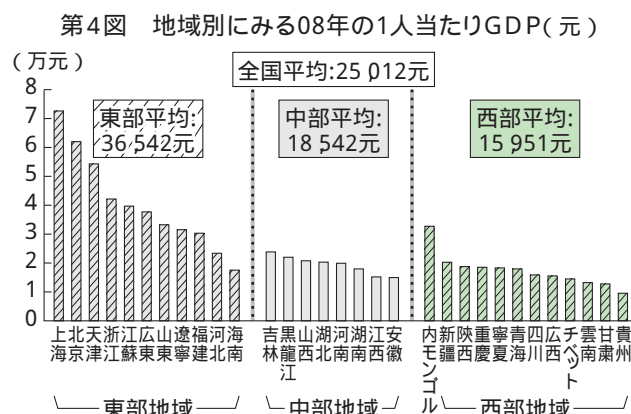
とで、西部のGDPシェアがさらに上昇すると見込まれている。

上記のように、西部のGDPシェアを高めた大きな要因は、固定資産投資にある。改革開放以降、中国政府は多くの固定資産投資を東部に投入していたが、第3図に示したように、02年から08年までの期間には中国全体に占める西部への固定資産投資の割合は上昇傾向にあり、08年には20.8%に達した。また、西部への固定資産投資の前年比伸び率は03年を除き、中国全体を上回っていることがわかる。上回っている要因として、格差の是正やインフラ整備を目的に地域開発が本格化したこと、東部における生産コストの上昇で内陸部への生産シフトが進んだこと、過熱した東部への投資の抑制政策の影響、東部では投資水準が一定レベルに達したため新規投資機会が少ないこと、最近の景気対策が西部で重点的に実施されていること、などが指摘できる。

こうした固定資産投資の多くは、西部のインフラ整備に使われており、同地域の道路や施設等がかなり改善されている（国家発展と改革委員会の報告書を参照）。この結果、08年の西部への固定資産投資額が西部のGDPに占める割合は6割強で、政府による投資主導型経済となっているのが特徴的である。

（2）東部との所得格差が依然大きい

当初西部開発の大きな目標は、東部との地域格差を縮小することであった。しかし、



資料 2009年版『中国統計年鑑』から作成

地域別の08年の1人当たりGDPをみると、東部と西部の所得格差は依然として大きなものとなっている（第4図）。上海市、北京市などの東部平均は3.6万元であるが、中・西部では依然として東部平均の2分の1程度であった。同様に、3地域を省・市・自治区レベルに分解して、最も豊かな地域の上海市（72,536元）と最も貧しい地域の貴州省（8,789元）の1人当たりGDPを比較しても、所得格差は未だ8.3倍となっている。

このように、「西部大開発」は、これまでのところは、地域間の格差の縮小にはあまり貢献していないが、中国の経済成長が従来の東高西低型から西高東低型に転じており、今後は地域間の格差が縮小に向かう可能性が出てきたと言える。

おわりに

この10年間、「西部大開発」は着実に推進されてきており、とりわけ道路や電気などのインフラ整備および「退耕還林還草」

による生態環境保護という点において、大きな役割を果たしてきたと評価できる。「西部大開発」の実施にあたっては、その是非をめぐり深刻な議論が行われた。しかし、「西部大開発」は長期的・総合的な地域開発であり、多くの年月が必要となるが、内需の拡大、少数民族問題の解決や生態環境保護、そして中国経済が長期的な持続可能な発展を遂げるための合理的な開発計画であることに間違いはない。

「西部大開発」戦略を今後も継続的に実施していくことを国民にアピールし理解を求めるために、中央政府は、過去10年間に於いて開発過程に大きな功績を残した個人を表彰したり、開発実績を宣伝したりしている。また、国家発展と改革委員会は、2010年7月に西部において新たに23プロジェクト（投資額6,822億元）に着手すると発表した。さらに、第12次5カ年計画（11～15年）の作成においても、「西部大開発」戦略の更なる推進という方針が盛り込まれる見込みである。

これまで政府による多くの資金が西部のインフラ建設などに投資されてきているが、東部と西部との1人当たりの所得格差は依然として大きなものである。西部は資金も技術も、そして人材も不足しているが、最も不足しているのは「市場メカニズム」であろう。西部ではいかに市場経済を育成、発展させていくかが「西部大開発」成功のカギとなる。

市場メカニズムを構築するためには、まず西部の人々の意識改革が何より大事では

ないかと考えられている。特に行政部門の幹部たちに対して計画経済期に残された負の遺産や考え方を一掃し、内外投資主体に対する行政サービスを根本的に改善することが求められている。このような意識改革を徹底しない限り、西部大開発は成功しないと思われる。政府が制度や法律などの整備を含むソフトな投資環境を今以上に整備すれば、東部の企業や外資企業が積極的に西部に投資してくることが期待できる。そして、国有企業の割合が大きな西部においては、国有企業の民営化や民間企業の育成をさらに進めていくことも必要となる。

総じて、10年間の「西部大開発」は、インフラ整備と生態環境保護などへの資金投入増加を通じて、西部への投資環境を改善し、生態環境の悪化を抑え、全国平均を上回る経済成長のスピードを達成し、地域住民の生活水準を向上させた。第一段階（2000～10年）における発展を踏まえて、製造業やサービス産業の進行など産業構造の転換を図り、民族間の経済格差を縮小させることなどにより、今後、西部は発展の加速時期に入ると見ている。

< 参考文献 >

- ・大西康雄編（2001年）『中国の西部大開発—内陸開発戦略の行方』アジア経済研究所
- ・岡本信広編（2008）『中国西南地域の開発戦略』アジア経済研究所
- ・国家発展と改革委員会（2010年7月）「2009年西部大開発進展状況と2010年工作安排」（2009年の西部大開発の進捗状況と2010年の仕事）
- ・中国国際経済交流中心（2010年3月）「西部大開発十年回顧と展望」経済毎月談

（おう らいけん）

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(73)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(73)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(73)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(74)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(74)
6. 農業協同組合 主要勘定	(74)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(76)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(76)
9. 金融機関別預貯金残高	(77)
10. 金融機関別貸出金残高	(78)

特別掲載 (2010年3月末数値)

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(79)
12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高	(80)
13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(81)
14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高	(82)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

TEL 03(3233)7746

FAX 03(3233)7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「-」皆無または該当数字なし
「...」数字未詳 「」負数または減少
「*」訂正数字

１．農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
2005. 5	40,259,575	4,681,833	14,380,014	1,477,822	36,459,804	14,849,428	6,534,368	59,321,422
2006. 5	38,351,743	4,782,335	21,371,726	379,202	43,833,810	10,835,143	9,457,649	64,505,804
2007. 5	39,481,476	4,536,874	21,449,300	486,580	42,187,090	12,862,762	9,931,218	65,467,650
2008. 5	39,523,265	4,900,143	15,976,560	893,679	38,169,637	9,015,159	12,321,493	60,399,968
2009. 5	37,610,850	5,316,583	23,849,286	3,607,251	45,111,723	8,910,900	9,146,845	66,776,719
2009. 12	39,148,992	5,530,290	23,126,522	1,167,264	45,880,590	11,793,266	8,964,684	67,805,804
2010. 1	38,609,195	5,554,523	22,886,442	1,142,581	45,240,153	11,804,206	8,863,220	67,050,160
2	38,550,843	5,584,046	22,349,572	1,232,367	44,836,889	12,000,502	8,414,703	66,484,461
3	38,885,629	5,611,743	23,457,306	1,932,159	43,991,315	12,844,462	9,186,742	67,954,678
4	39,395,304	5,603,308	22,629,084	776,125	45,260,995	12,627,366	8,963,210	67,627,696
5	39,511,639	5,601,422	22,264,619	1,275,136	44,086,413	12,737,175	9,278,956	67,377,680

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

２．農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2010年5月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	31,629,688	-	505,216	83	114,543	-	32,249,531
水 産 団 体	1,143,952	-	59,501	96	3,016	-	1,206,564
森 林 団 体	1,491	9	14,835	2	85	-	16,422
そ の 他 会 員	581	-	3,038	0	-	-	3,619
会 員 計	32,775,712	9	582,590	181	117,644	-	33,476,136
会 員 以 外 の 者 計	973,673	63,373	278,248	103,316	4,602,687	14,205	6,035,503
合 計	33,749,386	63,383	860,838	103,496	4,720,332	14,205	39,511,639

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているので、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 261,387百万円。

３．農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2010年5月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系	61,330	4,027	124,438	0	189,795
統	162	18	-	-	180
団	12,150	3,044	7,053	48	22,296
体	2,419	5,816	1,406	42	9,683
等	619	182	40	-	841
会 員 小 計	76,681	13,086	132,937	90	222,794
その他系統団体等小計	125,707	24,673	41,116	0	191,495
計	202,388	37,759	174,053	90	414,289
関 連 産 業	2,029,204	35,582	1,199,111	5,725	3,269,622
そ の 他	8,873,336	4,657	175,270	0	9,053,265
合 計	11,104,928	77,998	1,548,434	5,815	12,737,176

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2009. 12	5,836,448	33,312,544	39,148,992	14,000	5,530,290
2010. 1	5,279,383	33,329,812	38,609,195	0	5,554,523
2	5,054,662	33,496,181	38,550,843	500	5,584,046
3	5,442,439	33,443,190	38,885,629	0	5,611,743
4	5,716,341	33,678,963	39,395,304	0	5,603,308
5	5,752,946	33,758,693	39,511,639	0	5,601,422
2009. 5	5,489,330	32,121,520	37,610,850	6,100	5,316,583

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	うち 国 債			
2009. 12	57,803	1,109,461	45,880,590	15,664,071	2,051	0	95,189
2010. 1	60,586	1,081,995	45,240,153	15,633,661	2,038	0	92,479
2	81,543	1,150,823	44,836,889	15,316,171	34	0	92,673
3	153,643	1,778,516	43,991,315	14,117,244	78	0	88,795
4	71,378	704,747	45,260,995	15,007,995	89	0	81,933
5	114,322	1,160,813	44,086,413	15,366,934	2,102	0	77,998
2009. 5	110,799	3,496,452	45,111,723	14,450,410	10,627	0	91,213

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方				
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	うち 定 期 性			
2009. 12	52,005,030	50,006,374	676,273	615,194	1,537,275
2010. 1	51,543,363	49,847,394	721,839	615,193	1,537,915
2	51,709,139	49,852,773	762,153	640,194	1,538,356
3	51,187,035	49,746,594	727,652	714,927	1,635,997
4	51,623,015	50,088,102	800,818	764,926	1,647,119
5	51,821,748	50,323,828	755,733	764,927	1,647,119
2009. 5	51,064,933	49,469,459	636,889	518,859	1,457,299

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金			方 入 金	
	貯 金			計	うち信用借入金
	当 座 性	定 期 性	計		
2009. 11	25,192,711	59,244,801	84,437,512	528,769	357,871
12	25,564,702	59,740,982	85,305,684	512,139	342,493
2010. 1	25,106,983	59,666,507	84,773,490	534,261	364,280
2	25,625,521	59,379,248	85,004,769	526,531	355,694
3	25,572,759	58,904,439	84,477,198	536,325	362,370
4	25,793,575	59,010,039	84,803,614	534,027	358,580
2009. 4	25,491,064	58,233,813	83,724,877	551,788	384,673

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
510,602	5,299,317	3,425,909	13,876,694	67,805,804
608,694	4,725,958	3,425,909	14,125,881	67,050,160
672,000	4,871,171	3,425,909	13,379,992	66,484,461
935,900	4,277,171	3,425,909	14,818,326	67,954,678
772,921	5,097,513	3,425,909	13,332,741	67,627,696
855,100	5,271,018	3,425,909	12,712,592	67,377,680
774,000	4,160,948	3,421,370	15,486,868	66,776,719

貸 出 金				コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
10,006,930	1,682,872	8,274	11,793,266	1,616,594	7,346,039	67,805,804
10,050,666	1,652,818	8,242	11,804,206	1,154,900	7,706,282	67,050,160
10,285,511	1,614,688	7,629	12,000,502	1,236,448	7,178,222	66,484,461
11,167,417	1,581,423	6,824	12,844,462	1,302,550	7,884,114	67,954,678
11,017,025	1,522,372	6,035	12,627,366	1,175,883	7,787,238	67,627,696
11,104,928	1,548,434	5,815	12,737,175	1,181,023	8,095,832	67,377,680
6,967,374	1,842,952	9,359	8,910,900	1,793,332	7,342,886	66,776,719

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機関貸付金
101,878	29,504,686	29,410,053	0	396,900	16,706,027	7,194,015	1,522,571
62,958	29,063,742	28,970,252	0	385,744	16,808,429	7,230,771	1,530,389
57,876	29,219,464	29,128,381	0	381,091	16,940,698	7,175,073	1,531,406
65,048	28,933,832	28,832,497	0	353,324	17,241,244	7,123,102	1,531,531
71,864	29,668,554	29,570,897	2,000	385,208	16,658,045	7,026,618	1,526,794
61,328	30,016,864	29,921,883	2,000	396,637	16,562,099	7,045,773	1,515,241
61,395	28,178,666	28,057,549	20,000	403,945	17,073,319	7,106,512	1,540,569

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借 方							報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農)貸付金	
392,189	56,661,769	56,445,095	4,926,166	1,594,103	23,846,095	259,566	736
435,461	57,615,928	57,393,065	4,868,974	1,551,636	23,761,759	257,618	736
375,014	56,955,772	56,755,969	4,959,200	1,627,779	23,739,217	257,068	733
357,462	57,220,898	57,015,898	4,990,689	1,644,639	23,766,166	254,900	733
373,061	56,597,322	56,368,801	5,021,101	1,681,442	24,016,461	257,490	727
394,641	56,998,711	56,782,807	4,937,102	1,621,155	23,975,001	258,627	722
397,686	56,502,002	56,260,212	4,917,003	1,575,801	23,463,148	270,728	741

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2010. 2	2,007,879	1,368,960	3,435	56,448	12,676	1,269,151	1,245,403	164,185	581,816	
3	2,019,722	1,356,890	3,376	56,458	14,539	1,278,801	1,250,672	165,573	588,024	
4	2,004,778	1,368,944	3,418	56,421	12,458	1,265,790	1,243,191	163,431	589,227	
5	2,006,642	1,371,979	3,417	56,420	13,693	1,260,847	1,238,122	160,685	594,196	
2009. 5	1,995,708	1,351,126	3,541	55,166	13,977	1,237,962	1,211,583	165,854	604,465	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方							報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち公庫 (農 資 金)		
2009. 12	908,600	511,636	144,087	107,575	117,923	8,158	859,582	848,753	4,800	216,932	8,548	162	
2010. 1	887,939	506,913	144,179	107,652	118,510	7,529	841,485	831,600	4,800	216,069	7,482	162	
2	887,676	505,424	142,579	108,165	118,591	7,002	838,408	828,674	4,800	216,676	7,470	162	
3	893,720	504,724	146,413	115,061	118,504	8,164	849,363	838,349	4,802	219,233	7,431	162	
2009. 3	899,370	510,530	156,947	117,703	118,293	8,737	860,257	848,982	5,228	223,378	8,089	168	

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金(2009年4月より共済借入金を含まない)。
4 貸出金計は信用貸出金・共済貸付金(2009年4月より共済貸付金を含まない)。

9.金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

			農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	2007. 3		801,890	496,044	2,487,565	1,936,818	546,219	1,113,773	160,673
	2008. 3		820,756	509,860	2,525,751	1,956,991	555,619	1,137,275	163,300
	2009. 3		833,096	508,917	2,575,584	2,002,165	560,995	1,154,531	163,634
	2009. 5		837,769	510,649	2,543,925	2,018,537	564,363	1,165,220	164,566
	6		848,090	520,533	2,571,576	2,036,327	569,483	1,175,838	165,939
	7		844,810	519,657	2,538,504	2,011,138	565,325	1,169,018	165,248
	8		847,338	520,176	2,523,539	2,016,436	567,263	1,175,029	165,932
	9		841,264	512,134	2,536,077	2,016,367	568,845	1,173,981	166,372
	10		845,741	514,248	2,496,707	2,016,193	568,561	1,175,306	166,267
	11		844,375	512,717	2,545,976	2,023,462	568,507	1,173,422	166,063
	12		853,057	520,050	2,534,595	2,043,112	577,352	1,185,688	168,005
	2010. 1		847,735	515,434	2,541,101	2,028,975	572,000	1,177,279	167,212
	2		850,048	517,091	2,550,103	2,043,890	574,687	1,183,145	168,014
	3		844,772	511,870	2,633,256	2,072,150	567,701	1,173,807	167,336
	4		848,037	516,230	2,615,920	2,073,746	569,910	1,188,482	168,807
5	P	848,467	518,217	2,639,017	2,077,071	568,402	1,185,709	P 168,755	
前年同月比増減率	2007. 3		1.7	1.9	0.8	2.5	0.9	2.0	0.8
	2008. 3		2.4	2.8	1.5	1.0	1.7	2.1	1.6
	2009. 3		1.5	0.2	2.0	2.3	1.0	1.5	0.2
	2009. 5		1.7	0.2	1.2	2.8	1.6	1.8	0.5
	6		1.7	0.6	1.9	2.2	1.4	1.8	0.6
	7		1.8	0.8	1.8	2.4	1.7	1.7	0.6
	8		1.7	0.5	2.3	2.2	1.7	1.6	0.6
	9		1.6	0.4	1.7	2.9	2.3	1.7	0.7
	10		1.7	0.5	0.7	3.8	3.2	2.3	1.3
	11		1.5	0.2	1.2	3.1	2.5	2.0	1.4
	12		1.7	0.7	1.8	2.8	2.7	1.8	1.6
	2010. 1		1.7	0.5	1.8	3.1	2.7	2.0	1.8
	2		1.5	0.3	1.6	2.9	2.6	1.8	2.1
	3		1.4	0.6	2.2	3.5	1.2	1.7	2.3
	4		1.3	0.9	2.3	3.0	1.0	1.8	2.4
5	P	1.3	1.5	3.7	2.9	0.7	1.8	P 2.5	

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。

2 都銀，地銀，第二地銀および信金には，オフショア勘定を含む。

3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。

4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協		信 農 連		都市銀行		地方銀行		第二地方銀行		信用金庫		信用組合		
残高	2007. 3		212,166		51,529		1,808,753		1,442,604		416,504		634,955		93,670	
	2008. 3		215,985		52,468		1,804,791		1,480,672		426,428		635,433		93,828	
	2009. 3		223,750		56,420		1,897,811		1,544,616		432,999		648,785		94,073	
	2009. 5		226,069		55,659		1,877,806		1,530,795		430,952		644,816		93,60	
	6		226,169		55,065		1,859,204		1,524,155		429,716		642,435		93,278	
	7		226,775		55,105		1,846,961		1,524,611		430,665		642,594		93,484	
	8		226,780		55,230		1,825,420		1,522,732		429,783		641,254		93,400	
	9		226,289		55,180		1,820,787		1,531,553		434,298		644,596		93,802	
	10		226,077		57,354		1,813,169		1,528,779		432,084		642,985		93,764	
	11		226,095		56,773		1,811,129		1,523,166		430,611		640,200		93,733	
	12		225,258		56,714		1,819,008		1,537,588		436,304		646,571		94,401	
	2010. 1		225,004		57,004		1,806,900		1,533,707		434,297		641,725		94,100	
	2		225,035		56,437		1,803,743		1,532,833		434,000		640,894		94,186	
	3		226,741		55,916		1,797,912		1,544,708		433,144		641,575		94,025	
	4		225,822		54,998		1,777,889		1,531,534		428,340		635,021		93,768	
	5	P	227,648		55,306		1,766,880		1,530,272		427,572		634,292	P	93,495	
	前年同月比増減率	2007. 3		2.3		3.0		3.0		3.0		1.6		1.3		0.6
		2008. 3		1.8		1.8		0.2		2.6		2.4		0.1		0.2
2009. 3			3.6		7.5		5.2		4.3		1.5		2.1		0.3	
2009. 5			3.8		6.7		4.6		3.8		1.5		2.1		0.2	
6			3.8		7.0		2.8		3.3		1.5		1.9		0.2	
7			3.6		6.4		2.1		3.0		1.6		1.7		0.3	
8			3.6		4.9		1.0		2.5		1.2		1.2		0.1	
9			3.0		4.1		1.1		2.6		1.6		1.0		0.1	
10			2.9		5.0		1.2		2.2		1.5		1.1		0.4	
11			2.8		3.1		2.6		0.9		0.7		0.2		0.1	
12			2.7		1.1		4.5		0.0		0.6		0.4		0.1	
2010. 1			2.6		0.3		4.2		0.1		0.6		0.7		0.4	
2			2.5		0.5		4.8		0.0		0.6		0.9		0.1	
3			1.3		0.9		5.3		0.0		0.0		1.1		0.1	
4			1.2		1.1		5.7		0.1		0.4		1.3		0.2	
5		P	0.7		0.6		5.9		0.0		0.8		1.6	P	0.1	

(注) 1 表9(注)に同じ。

2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。

3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

11．信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2010年3月末現在

(単位 百万円)

都府県別	貯 金	出 資 金	預 け 金	うち 系統預け金	有 価 証 券	貸 出 金
北海道	2,261,893	77,152	1,108,720	1,100,909	699,382	574,489
北 海 道	538,278	19,464	279,336	279,213	135,720	155,396
岩 手 県	1,070,018	23,332	519,843	519,264	349,369	214,259
茨 城 県	1,043,286	17,661	789,220	788,926	159,419	85,338
群 馬 県	2,479,690	111,612	1,420,669	1,419,045	848,641	282,528
埼 玉 県						
千葉県	1,374,917	67,942	1,344,562	1,344,338	0	58,969
東京都	2,059,912	46,726	1,152,745	1,145,709	789,739	173,458
神奈川県	3,365,327	66,357	1,899,895	1,899,559	1,258,678	402,094
山梨県	386,926	14,187	242,481	242,018	81,449	70,846
長野県	2,190,544	35,728	1,044,543	1,044,230	829,637	364,451
新潟県	1,347,031	34,030	680,238	680,013	518,500	207,840
石川県	721,039	17,468	389,369	385,339	230,172	125,961
福井県	573,676	16,713	351,589	347,905	179,745	56,778
岐阜県	1,988,744	64,144	1,177,984	1,177,758	649,218	237,315
静岡県	2,970,324	111,303	1,411,393	1,406,168	1,201,574	416,682
愛知県	5,174,291	94,125	2,786,367	2,786,353	1,763,600	584,328
三重県	1,444,147	39,125	782,498	780,736	479,677	195,111
滋賀県	835,108	23,272	561,779	515,664	266,506	105,978
京都府	843,571	26,449	479,967	477,625	247,190	83,760
大阪府	3,058,068	81,742	1,938,586	1,930,573	1,145,494	624,596
兵庫県	3,523,983	99,054	1,765,142	1,764,764	1,304,659	813,108
和歌山県	1,107,958	38,950	685,774	685,756	280,089	151,098
鳥取県	279,900	7,936	173,568	172,585	87,375	27,075
島根県	500,024	15,494	323,955	323,726	148,000	50,297
広島県	1,681,374	80,200	998,321	998,049	653,592	76,226
山口県	866,911	35,542	511,257	509,218	263,265	112,417
徳島県	643,942	32,142	413,891	413,708	223,925	24,465
香川県	1,436,915	18,634	662,750	662,547	729,820	62,075
愛媛県	1,114,932	43,011	630,061	628,912	425,395	96,999
高知県	648,218	16,620	342,317	342,295	205,489	89,889
福岡県	1,386,932	25,094	776,349	774,841	477,165	172,660
佐賀県	584,093	28,120	307,073	306,838	170,158	123,882
大分県	401,051	13,460	230,099	230,038	124,817	60,137
宮崎県	493,887	15,466	260,648	260,579	139,166	106,237
鹿児島県	790,125	29,626	490,843	487,296	174,619	136,360
合 計	51,187,035	1,487,881	28,933,832	28,832,497	17,241,244	7,123,102
一連合会当 たり平均	1,462,487	42,511	826,681	823,786	492,607	203,517

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外
(奈良、沖縄は県農協、それ以外は農林中金へ統合)。

12．農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2010年3月末現在

(単位 百万円)

都 道 府 県 別	貯 金	借 入 金	預 け 金	うち 系統預け金	有 価 証 券 金 銭 の 信 託	貸 出 金	報 告 組 合 数
(北 海 道)	(2,972,524)	(160,755)	(2,127,093)	(2,113,746)	(23,634)	(937,913)	(111)
青 森	476,052	4,512	261,942	260,804	9,413	163,725	15
岩 手	876,386	11,229	507,970	499,796	50,966	296,043	9
宮 城	949,392	7,442	458,923	456,339	84,039	383,069	14
秋 田	702,163	10,525	388,843	385,999	16,239	240,026	16
山 形	893,721	11,302	468,250	463,093	47,058	339,557	17
福 島	1,246,832	6,193	752,785	749,433	85,901	384,369	17
(東 北 計)	(5,144,546)	(51,203)	(2,838,713)	(2,815,464)	(293,616)	(1,806,789)	(88)
茨 城	1,483,536	10,251	1,027,453	1,020,001	101,972	358,197	27
栃 木	1,537,295	2,220	994,645	991,843	152,049	372,587	10
群 馬	1,330,015	4,482	1,009,403	1,007,436	61,017	287,323	16
(北関東計)	(4,350,846)	(16,953)	(3,031,501)	(3,019,280)	(315,038)	(1,018,107)	(53)
埼 玉	3,700,419	6,174	2,419,702	2,419,166	282,121	1,082,661	21
千 葉	2,306,905	9,054	1,343,316	1,341,277	263,074	751,402	21
東 京	3,238,964	2,933	2,055,074	2,037,433	113,100	1,238,394	16
神 奈 川	5,375,208	1,429	3,312,038	3,310,901	388,447	1,906,588	14
(南関東計)	(14,621,496)	(19,590)	(9,130,130)	(9,108,777)	(1,046,742)	(4,979,045)	(72)
山 梨	589,141	3,328	373,535	370,638	34,314	182,339	11
長 野	2,810,912	17,750	1,995,882	1,992,892	47,234	822,867	20
(東 山 計)	(3,400,053)	(21,078)	(2,369,417)	(2,363,530)	(81,548)	(1,005,206)	(31)
新 潟	2,080,754	23,482	1,300,806	1,298,942	207,382	634,815	26
富 山	1,254,625	3,656	919,417	918,140	73,882	253,513	17
石 川	1,063,447	2,077	683,689	680,268	71,095	357,287	17
福 井	804,900	2,290	553,343	552,934	31,251	232,779	14
(北 陸 計)	(5,203,726)	(31,505)	(3,457,255)	(3,450,284)	(383,610)	(1,478,394)	(74)
岐 阜	2,734,726	6,995	1,945,854	1,945,427	206,836	650,152	7
静 岡	4,451,658	17,983	2,922,736	2,918,473	318,647	1,351,367	19
愛 知	6,787,981	21,414	5,103,265	5,088,162	475,630	1,558,732	20
三 重	2,026,180	4,550	1,427,344	1,410,884	181,631	438,575	15
(東 海 計)	(16,000,545)	(50,942)	(11,399,199)	(11,362,946)	(1,182,744)	(3,998,826)	(61)
滋 賀	1,276,495	3,810	823,462	820,440	166,685	322,073	16
京 都	1,100,784	3,828	807,088	804,217	83,724	239,425	5
大 阪	3,861,976	32,839	2,865,781	2,826,597	195,325	868,396	14
兵 庫	4,616,116	8,446	3,296,188	3,295,133	171,535	1,217,893	14
奈 良	1,274,311	2,813	843,764	833,595	173,017	258,879	1
和 歌 山	1,442,694	4,419	1,055,021	1,054,726	68,699	287,851	10
(近 畿 計)	(13,572,376)	(56,155)	(9,691,304)	(9,634,708)	(858,985)	(3,194,517)	(60)
鳥 取	481,815	9,164	277,615	275,022	46,833	127,264	3
島 根	850,231	14,403	471,556	469,949	48,812	330,423	11
(山 陰 計)	(1,332,046)	(23,567)	(749,171)	(744,971)	(95,645)	(457,687)	(14)
岡 山	1,608,060	17,122	1,039,141	1,036,826	85,531	487,254	9
広 島	2,391,551	4,530	1,652,020	1,651,690	44,992	678,906	13
山 口	1,208,769	3,479	842,208	837,661	82,905	290,379	12
(山 陽 計)	(5,208,380)	(25,131)	(3,533,369)	(3,526,177)	(213,428)	(1,456,539)	(34)
徳 島	786,125	1,882	625,151	623,177	26,489	123,247	16
香 川	1,586,098	5,701	1,426,108	1,425,453	841	196,194	2
愛 媛	1,552,098	1,948	1,085,074	1,082,566	121,241	330,258	12
高 知	812,911	2,851	585,607	582,988	44,442	187,362	16
(四 国 計)	(4,737,232)	(12,382)	(3,721,940)	(3,714,184)	(193,013)	(837,061)	(46)
福 岡	2,347,258	6,588	1,372,279	1,362,702	86,090	931,352	21
佐 賀	821,582	10,818	506,023	504,895	51,643	228,643	4
長 崎	628,591	4,600	374,179	370,744	15,563	203,177	7
熊 本	914,172	11,012	485,952	477,172	73,012	306,926	14
大 分	628,152	8,626	364,715	363,927	23,055	227,059	8
(北九州計)	(5,339,755)	(41,644)	(3,103,148)	(3,079,440)	(249,363)	(1,897,157)	(54)
宮 崎	707,132	12,355	435,326	433,836	34,851	230,266	13
鹿 児 島	1,150,988	9,277	692,726	690,011	6,245	394,233	15
(南九州計)	(1,858,120)	(21,632)	(1,128,052)	(1,123,847)	(41,096)	(624,499)	(28)
(沖 縄)	(735,553)	(3,788)	(317,030)	(311,447)	(42,639)	(324,721)	(1)
合 計	84,477,198	536,325	56,597,322	56,368,801	5,021,101	24,016,461	727
一組合当たり平均 (単 位 千 円)	116,199,722	737,724	77,850,512	77,536,177	6,906,604	33,035,022	-

13．信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2010年3月末現在

(単位 百万円)

都府	県	道別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	貸出金
北海道	青森	岩手	551,076	8,353	352,817	352,631	128,660
			51,506	1,730	26,933	25,962	14,163
			91,323	3,109	62,609	60,572	24,575
			14,249	877	11,290	11,015	1,995
			14,505	681	8,548	8,272	5,337
千葉県	東京	神奈川	60,943	2,641	39,290	36,601	17,355
			7,147	143	5,097	5,080	1,133
			24,898	3,191	14,858	14,600	5,192
			27,210	874	21,765	21,512	3,018
			32,386	567	25,543	24,933	5,223
静岡県	愛知	三重	44,130	1,190	30,307	29,865	8,134
			43,479	997	25,983	24,975	13,466
			92,984	6,826	56,163	55,988	32,547
			79,127	2,134	52,654	47,641	16,944
			89,128	3,594	53,659	53,327	37,348
東京都	兵庫	和歌山	42,123	656	15,785	15,491	22,987
			67,596	1,727	35,246	33,667	26,394
			40,839	1,012	28,214	27,375	8,693
			18,232	806	13,104	12,656	4,949
			61,413	858	28,707	28,400	25,322
徳島県	香川	愛媛	28,673	543	23,852	23,500	2,806
			51,978	3,222	43,011	42,988	9,732
			88,076	1,450	49,964	46,751	39,450
			32,465	2,048	19,431	17,879	12,433
			46,965	660	36,737	36,324	6,192
佐賀県	長崎	宮崎	75,726	1,150	47,907	46,927	24,781
			118,200	1,726	87,286	86,858	23,941
			35,680	1,001	24,106	23,277	12,376
			62,882	2,195	23,027	21,733	41,658
			24,783	497	14,908	13,872	11,220
合	計		2,019,722	56,458	1,278,801	1,250,672	588,024

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

14．漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2010年3月末現在

(単位 百万円)

都府県道別	貯金	借入金	払出 込資 済金	預け金	うち 系統預け金	貸出金	報告 組合数
北海道	462,836	99,490	80,325	486,559	484,194	117,946	70
青森	6,579	200	482	5,680	5,576	1,146	1
宮城	54,112	500	4,278	37,707	36,694	13,191	1
山形	5,518	0	741	4,985	4,767	562	1
福島	7,078	1,787	1,198	8,573	7,294	757	2
静岡県	17,651	558	437	12,602	11,271	4,536	1
愛知県	6,725	326	397	6,458	6,241	281	1
島根	42,287	1,454	3,340	28,499	28,185	9,165	1
山口	64,956	1,751	6,439	42,573	41,465	21,711	1
香川	2,480	381	144	2,365	2,348	463	1
愛媛	54,435	11,752	5,135	58,501	57,923	6,669	23
長崎	102,820	17,413	8,137	103,678	103,070	17,097	40
熊本	5,488	400	820	4,508	3,767	1,241	1
大分	25,816	0	2,233	14,864	14,339	8,916	1
宮崎	34,939	10,401	4,398	31,811	31,215	15,552	17
合計	893,720	146,413	118,504	849,363	838,349	219,233	162

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。